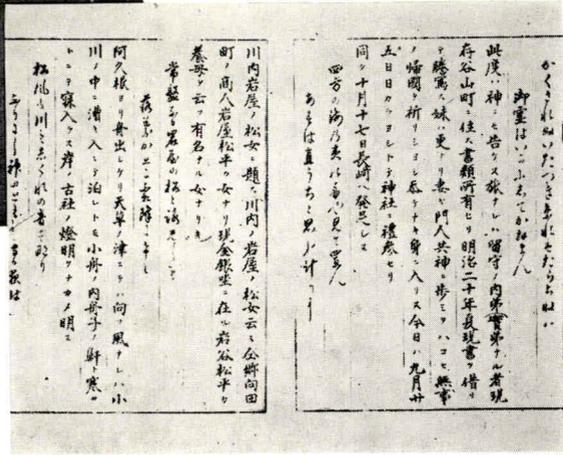


鹿兒島県史料

忠義公史料 第一卷



忠義公史料の表紙・本文



忠義公史料全巻

序

このたび、幕末維新史料として史的価値のきわめて高い「鹿児島県史料 忠義公史料 第一巻」を世に送る運びとなりました。

本県には、他にさきがけて刊行され、高く評価されている「鹿児島県史」があります。これまで明治維新を中心とする学術的な史料集がなく、早くからその刊行が渴望されておりました。ところで、昭和四十一年各界の代表者からなる明治百年記念事業委員会が設立され、明治百年を意義あるものとするため、各種の記念事業が企画されました。

史料刊行もその一つであり、早くも昭和四十二年度には、県明治百年記念事業事務局によって、旧記雑録や忠義公史料など編さん刊行すべき基本史料が収集されたのであります。

県は、明治百年記念事業委員会の史料編さん所設置の要請に基づき、昭和四十三年九月、維新史料編さん所を設置し、史料の収集を継続する

とともに、これまで鹿児島県史料として、旧記雑録追録を刊行してまいりましたが、新しく忠義公史料の刊行の準備を進め、ようやくその第一巻を刊行するに至った次第であります。

本書は、島津家編輯所が編さんした幕末維新の薩摩藩主島津忠義の関係史料を中心に、広く幕末維新の関連史料を網羅したわが国の維新回天の史料集であります。これが歴史の研究と教育の発展のためにご活用いただけるならば、きわめて意義深いことと信じます。

この記念発刊にあたり、出版を許諾された東京大学史料編纂所、終始ご指導いただきました顧問・委員の先生方、その他ご協力いただきました方々に深く感謝の意を表したいと存じます。

昭和四十九年一月

鹿児島県知事

金丸三郎

解題

「忠義公史料」は、島津家最後の藩主（第二十九代）島津忠義（茂久^{もちひさ}）時代の史料集である。鹿児島県維新史料編さん所が刊行する鹿児島県史料の一つであり、時代としては、薩藩旧記雑録追録に続くものである。——追録は、正保二（一六四五）年から明治二十八（一八九五）年までの史料であるから、最後の部分は忠義公史料と時代が重なっているが、追録の安政六年以降の史料は、きわめて簡単なものであるから、内容からいえば、追録の後をうけたものと考えることができる。——

史料の時代は、安政六（一八五九）年から明治五（一八七二）年にわたっている。この時代は、周知のように安政の大獄に始まり、桜田門外の変・坂下門の変・和宮降嫁・寺田屋事件・生麦事件・薩英戦争・禁門の変・長州征伐を経て、大政奉還・王政復古諭告・戊辰戦争・版籍奉還・廃藩置県に終わる時期であって、徳川の世から明治に移り変わる大転換期である。

この時期に、幕府・朝廷や、薩摩・水戸・長州・土佐・越前などの諸藩が、どのような動きをしたかは、多くの人たちが興味を持っていることである。これらの動きを探るために、藩主忠義の実父で政治後見役であった島津久光を中心にしながら、水戸藩史料・白石正一郎日記・鈴木大日記・官武通紀・樺山資之日記等々、藩内史料はいうまでもなく、藩外史料をできる限り集めたのが「忠義公史料」である。

この期における鹿児島藩（薩摩藩）の動きは、特に注目に値するといっても過言ではないが、藩自体にとっても大変な時期であった。老中阿部正弘と組んで、一橋慶喜將軍擁立問題をきっかけに、外様大名でありながら国

の政治に介入し始めた齊彬が死んで後、安政の大獄の嵐におのかされた藩が、公武合体路線を立てなおして、維新偉勲の榮譽を担うようになった時期だからである。これらの事情から、鹿児島藩の史料は維新史研究のためには欠くことのできないものであるが、藩内に残された史料は少ない。

それは、「忠義公史料」の編者市來四郎の伝えるところによると、齊彬が死ぬ時に遺言で秘密文書が焼かれ、慶応三年江戸・大坂屋敷が焼かれた時に文書も焼かれ、明治四年廢藩置縣の際大山県令によって焼かれ、明治十年の西南の役で公私文書が兵火で焼かれるというたび重なる災禍のせいである。

このような事情下でありながら、膨大な「忠義公史料」が集録されたのは、編者市來四郎の並々ならぬ努力の賜物である。集録の経過については史談会速記録で詳述されているが、編者が西南の役で島津久光・忠義父子とともに桜島に避難している時に内命を受け、明治十五年に齊彬に関する言行録の編集を久光・忠義から命ぜられたのが初めである。続いて、十六年には島津家の家記編集、十八年には島津家国事軌掌録編集を次々に依頼され、順聖公(島津齊彬)御言行録・久光公旧邦秘録・久光公親話記などにまとめて、久光・忠義父子に呈出する間に集められたのである。自叙伝の中で、久光・忠義が著者であると言っているように、久光の談話をまとめていきながら、いろいろの史料を集めたようである。編者は、二十歳の正月から日記を書き綴り、職務その他に関連する事柄を類記し続けた石室秘稿(せきむろひここう)を持っていたし、協力者寺師宗徳の父宗道(市來四郎実兄)も日記家の異名さえ持っている。このような記録に対する関心の強さが、史料収集の広さと深さを増させたといえよう。久光が、「史実を正しく伝えなければならぬ。そのためには、関係者に問いただすなり、史料にあたるなりしなければならぬ。」と、口やかましく指示したことも、史料集めに拍車をかけたと言われている。

編者市來四郎は、旧記雑録追録の著者伊地知季安・季通とは違って歴史学者ではない。後述の履歴に明らかな

ように、齊彬時代から藩の重要な職務に従事した実務家であり、維新変革業務の当事者として明治まで残存したひとりであり、維新における藩主齊彬・忠義、および久光の業績を世に顕わそうと念願した藩士であった。従って、「忠義公史料」では久光の業績調査に重点がおかれたことはやむを得ない。だからといって、史料が偏向しているという謗は当たらないであろう。

史料は多方面にわたって集め、写したり写させたりしたものであるが、原文書がほとんど残っていない今日では、野史台維新史料に無い関鉄之助日録の部分や、焼く前の白石正一郎日記と思われる部分などが写されていて、それだけでも貴重な存在であるし、編者が（久光が指摘した部分も多いと思われるが）詳細に註を加えているので、後世の者が利用するのに有効である。ただ、写す時に必要でないと考えた分を省略したと思われるものが、長文の史料に見受けられたり、写させた時に写し誤ったと思われる文や人名・地名等もあったりするが（本書では、異本や刊行されている史料などで傍註による補正を試みた。）、史料としての価値を損ねるほどではない。

加えて、編者が直接関知した事項（たとえば、琉球問題や集成館事業など）や、関心が深かったと思われる事項（たとえば、桜田門外の変など）については、微に入り細に入って史料が集められており、肝心の水戸に現存しない史料まで集録されていて、一つの特色ともなっている。

さて、「忠義公史料」がいつできたのか、ということに関しては明文はないが、編集方御取設願末や自叙伝などから推論すれば、明治二十一年宮内大臣から「嘉永癸丑（嘉永六年）より明治辛未（明治四年）に至るまでの旧藩内における事蹟を、記録して三年内に上呈すべし」との達命が、島津・毛利・山内・徳川四家に伝えられ、金三千円の御下賜があった。そこで、島津家では東京に編集方出張所を設けて、寺師宗徳をその主任に依頼し、鹿児島にある編集方と連絡をとりながら市來四郎が収括した。二十三年に鹿児島島の編集方も東京に移すとともに、旧

邦秘録の中から国事に関する事蹟を採録して、島津家国事執筆史料と書名、明治三十二年七月に一旦事業中止とあるから、明治二十一年から二十三年の間に、従来集録された史料を、安政六年から明治五年までの時期で国事執筆事項にしぼって整理したものであり、編集方事業が中止される三十二年までに、少しは追加訂正がなされたであろうと考える。

編者市來四郎は、文政十一(一八二八)年寺師正容の二男として、鹿兒島郷南新屋敷(現鹿兒島市新屋敷町)に生まれた。長男は宗道、その子が宗徳である。彼は天保九(一八三八)年市來四郎政直の養子となり、市來正右衛門政和と改め、後に正右衛門政以と称した。諱は廣貫である。天保十二(一八四一)年の代官所筆生を皮きりに、役所勤めのかたわら砲術・蘭学・化学を学び、弘化四(一八四七)年製菓掛、西目海岸大砲一隊長、嘉永四(一八五一)年齊彬が藩主になると、反射砲雛形や紅玻璃・水晶玻璃創製を担当して、後の集成館事業に当たった。安政四(一八五七)年には琉球国に派遣されて、仏国と軍艦・彈薬の購入や留学生の斡旋を交渉、齊彬の死後は、文久二(一八六二)年集成館で琉球通宝(天保通宝)の鑄造、慶応元(一八六五)年からは廢仏毀釈を推進した。慶応三年から休職になり、中央政局とは縁を切り、明治五(一八七二)年には開物社を創建して、生糸や牛乳作りに努力、明治十(一八七七)年の西南の役では、〃全く西郷・大久保等の私怨私隙に出ずるもの〃として、一意島津家の下に立って、西郷軍の行動を批判しながら、忠義・久光と行動を共にしている。西南の役に対しては、「官兵の放火によって家屋敷を焼かれ、所蔵の書籍・日記類が焼かれ、その損害二万八千余円」と慨嘆している。明治十三(一八八〇)年には国会設立請願運動にも参加したが、明治十五年からは齊彬言行録を初め、島津家の史料集めに従事し、明治三十六年に死んだ。

市來四郎は、伊地知季安や重野安繹のような歴史学者ではないとは言いがた、明治十七年には島津齊彬言行

録を刊行したのを初め、明治二十二年史料交換の目的で成立した史談会で、明治二十五年以来二十九年まで、二十数回にわたって行なった講演は、久光の談話を材料にしたものかどうかは知る由もないが、幕末維新の歴史を語ろうとしている点から、歴史家と評してよいのではあるまいか。市來四郎翁自叙伝之附記は、市來四郎を、島津家近世国事執筆の編集員であり、史談会の主唱・創立者と評しているのも妥当なところであろう。

市來四郎自身としても、著者は久光・忠義であり、自分は筆写者に過ぎないと、卑下しながらも、市來四郎遺稿「雨後の山ふみ抄」の中で、黒田清綱をして、

「市來四郎ぬしは、文学の士なり、博識士なり。故の左大臣島津公の仰せを蒙り、歴史編集の事をものして、昼となく夜となく勤めいそしみ、若干の書を著はされけるは、国のため世のため大なる功なり。」と書き綴らせており、また、税所敦子に、

「もしほ草 かき尽しけり さつまの海 沖のこしまのくまものこさす」と詠ませている。ここに市來四郎の意欲の一斑を伺い知ることができよう。

ただ、同じ時代に歴史関係のことに従事した伊地知季安・季通や重野安禪などが、史料の間にあまり姿を現わさないことや、その晩年があまりにも報いられていないことなどは、謎として残される。

例言

- 一本書は、東京大学史料編纂所蔵本「忠義公史料」（初稿本を含む一八三冊）を底本とし、これを「鹿児島県史料 忠義公史料」全八巻として刊行するものである。時代の範囲は、安政六年から明治五年に至る十四年間で、第一巻は安政六（一八五九）年から文久二（一八六二）年の内容を収めて刊行した。
- 一底本の巻ごとに頁を改め、上段の頭初にその表紙を記載し、扉については表紙のわきに註記した。
- 一原編者市來四郎の掲げた見出しはそのまま掲げ、見出しを欠くときには、新しく「ハ」で掲げた。
- 一刊行巻ごとに、見出しに一連番号を附した。一つの見出しが数種の内容を含むときは、小番号を文首に附した。
- 一固有名詞については、できるだけ正字を用いることにした。また、特殊文字のノ（しめ）は、そのまま用いた。
- 一仮名は、底本の体裁に基づき、片仮名と平仮名を用いた。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江だけはそのまま用いた。また、助詞のエ・へは底本のとおりに用いた。
- 一平出・抬頭および闕字は、原則として底本の体裁によった。闕字のときは一字あけにした。
- 一日記・歌集・会議録および猶々書・但書は、原則として底本の体裁によった。
- 一陣立図および花押は、写真等により底本のとおりとした。
- 一原註および原編者註（ ）は、できるだけ右脇に移したが、長文のもの、あるいは見出し・目録・参看史料名るときは底本の体裁によった。
- 一新に註を附するときは、（ハ）を附して、原編者の註と区別した。

一人名および地名については、国内国外を問わず適宜傍註を附した。その際、藩の呼称は維新史附録（維新史料編纂事務局編）により統一した。国内地名については、県内は昭和四十八年現在の市郡名を用い、県外は主として都道府県名を用いた。なお、外国地名は片仮名書きとした。

一人名等についての原編者の明らかな誤記は、校訂者が訂正した場合がある。

一本文には適宜読点を附し、人名（外国人を除く）・地名・品名・数量等の連続するときには、並列点を附した。

一原本および異本の現存するときは、努めてそれと対比して、傍註により補正を加え、文末に「○○（所蔵）」にて補註」などと註記した。ただし、文字や章句に小異があっても、文意の通ずる場合には、補正しなかった。

一朱書は、その部分を「」で示し、「朱」と傍註を附した。

一頭註および付箋は、「」で行間に示し、「頭註」「付箋」と註記した。ただし、後筆のものは削除した。

一欠所部および解説困難な箇所は、原編者註である本マ、と虫付の箇所は、□で囲み、本マ、・虫付または「○○カ」と傍註を附した。

一文意の通じない字または箇所には、「ママ」または「衍カ」・「○○カ」と傍註を附した。

一点線……の箇所は、底本の体裁によった。

一本文初めの内題、見出しの上の筆印、校正済・校了の文字、後筆の傍線および傍点・鉤括弧、原編者が註記する予定の（ ）は、これを削除した。

一欄外に掲げた年代は、それぞれの巻の表紙に記載してある年代である。

一東京大学史料編纂所蔵本に鉛筆書きしてある巻順を一部変更した。

一見返しに、天保年間城下絵図と明治三十年鹿児島市街実地踏査図（県立図書館所蔵）を掲げた。

忠義公史料 第一卷 目次

題字
鹿兒島県知事
金丸三郎

口 繪
序 文
解 題
例 言

安政六年

一	總覽	四
二	哲丸公御不例	四
三	参考柴山愛次郎哲丸君ノ訃報	五
四	茂久公御相統布達	六
五	御相統布達	六
六	軍事主務国老被命	七
七	家茂公將軍宣下	七
八	三港開市出稼移住ヲ許ス	七
九	英船品川海ニ於テ国書提出布達	八
一〇	国旗船舶ニ用ル布告	八

目次

一	品川海へ碇泊ノ英艦退帆布告	八
二	大隅国櫻島神社神階宣下例	八
三	薩摩国鹿兒島宇治瀬神社由緒	九
四	参考 安田助左衛門日記鈔	九
五	茂久公御元服式	九
六	茂久公卜御改名	九
七	茂久公御元服天璋院殿其他へ献品	〇
八	上巳ノ賀式登宮一列人名	一
九	太守茂久公御元服布告	二
〇	参考 島津久明家記鈔	三
一	水軍兵士停止布達	三
二	茂久公御相統御就封賜暇	四
三	茂久公御就封賜暇謝恩ノ為御登宮	四
四	英国測量船渡来藩内予達	五
五	安田助左衛門日記鈔	六
六	茂久公御帰国賜暇武家諸法度授受	六
七	諸大名參勤帰国道中鉄砲為持云々布達	八
八	太守茂久公御初入部	八

二九	遠馬ノ弊ヲ匡ス……………	一八
三〇	武器及ヒ銅器ノ類外国輸出ヲ禁ス……………	一八
三一	外国人散歩取締令……………	一九
三二	御軍賦改制令……………	一九
三三	外国交易金銀幣通用布令……………	二一
三四	貨幣兩替云々布告……………	二一
三五	異状ノ衣服冠物ヲ禁ス……………	二一
三六	幕府ノ徽章紋号ヲ禁ス……………	二二
三七	官服或ハ書籍武器類外国人へ売与ヲ禁ス……………	二二
三八	五ヶ国交易許可内外人相對自由ヲ許ス……………	二二
三九	新鑄金貨通用及ヒ引換ノ令……………	二三
四〇	神奈川開港外国人遊歩地程布告……………	二三
四一	外国人依頼ノ書類及ヒ品物贈与取締令……………	二四
四二	新古貨幣交換價格……………	二四
四三	府下山王神田二祭ノ繁榮ヲ促ス……………	二五
四四	外国人ニ武器買受ヲ允ス……………	二五
四五	外国人書狀類伝達取締布告……………	二五
四六	外国金銀貨通用價格布告……………	二六

四七	高輪東禪寺及ヒ麻布善福寺逗留外国人取締達書	二六
四八	西洋書籍売買検査布令	二六
四九	金銀濫出取締達書	二七
五〇	外国人市中通行町々取締	二七
五一	魯西亞国軍艦七艘品川沖へ碇泊布告	二八
五二	外国人市中歩行ノ節礮抛ツ者云々取締	二八
五三	横濱ニ於テ魯人斬殺セラル	二八
五四	参考非蔵人日記鈔	二九
五五	外国銀貨價格比較布達	二九
五六	外国人散歩瓦礫ヲ擲ツ者アリシヲ嚴誡ス	二九
五七	外国貨幣交換布令	三〇
五八	水戸藩へ下賜勅書	三〇
五九	水戸中納言殿父子譴責	三一
六〇	参考非蔵人日記鈔	三三
六一	大山綱良西郷隆盛ニ与ル書	三三
六二	高崎猪太郎水戸藩士ニ与ル書	三五
六三	松平春嶽公謹慎中月額并庭内運動内願	三九
六四	水戸前中納言殿謹慎中庭先運動内願	三九

六五	山口筑前守家来水戸脱走人処分伺	三九
六六	嫌疑者人名	四〇
六七	太田備後守忌諱ニ触ル	四一
六八	魯西亜国トノ条約成ル	四二
六九	伏見奉行内藤豊後守免職	四二
七〇	魯艦水兵砲台ニ入ル	四二
七一	高松藩士長谷川速水脱走届	四三
七二	幕吏有志者免職	四三
七三	疑獄者所刑	四四
七四	太田道醇免職	四五
七五	安島帯刀罪状	四五
七六	松平容堂罪状	四七
七七	水戸藩士取締達書	四九
七八	水戸侯へ下賜勅書返還取扱	五〇
七九	水戸前中納言水戸へ蟄居	五〇
八〇	堀田正睦免職	五〇
八一	日光御門跡御使御持参之書付	五一
八二	水戸領内百姓惣代仙臺侯へ願訴	五一

目次

八三	松平伊賀守免職……………	五二
八四	正義ノ幕吏貶斥……………	五二
八五	水戸前中納言殿及簾中水戸へ越ス……………	五三
八六	水戸藩士取締達書……………	五三
八七	水戸中納言殿登宮……………	五四
八八	近衛殿老女村岡放免……………	五四
八九	風邪流行長髪ヲ許ス……………	五四
九〇	宇喜田一蕙其他三十二名所刑……………	五四
九一	江戸本丸焼亡……………	五六
九二	本丸焼亡当直吏糺問……………	五六
九三	日下部祐之進其他運累所刑……………	五七
九四	故飯泉喜内氏ノ事蹟一斑……………	六一
九五	中路延年履歴鈔……………	六三
九六	中路延年島津家ニ関スル由緒概略……………	六四
九七	水藩士金子孫次郎趣意書……………	六四
九八	是枝柳右衛門歌集……………	六四
九九	樺山資之日記鈔……………	七三
一〇〇	大隅国種子島沖外国船通航ノ報……………	七六

一〇一	銅鉄鉦山制度及ヒ古銅商法布達	七六
一〇二	舶来小銃壳捌長崎屋源右衛門へ命ス	七七
一〇三	齊興公御不例	七七
一〇四	齊興公薨去	七八
一〇五	齊興公御法号	七八
一〇六	齊興公御逝去	七八
一〇七	米国公使登宮將軍ニ謁ス	七八
一〇八	齊興公御逝去天璋院殿忌服	七九
一〇九	江戸城焼亡各藩侯ニ登城ヲ促ス	八〇
一一〇	御台所御改称布達	八二
一一一	島津周防殿待遇	八二
一一二	島津周防国老新納駿河へ与ル書	八二
一一三	將軍家定公御忌日布達	八三
一一四	水戸藩土山國喜八郎薩藩士大山正圓等諸士其他謹慎	八三
一一五	古金銀貨交換令	八四
一一六	茂久公有志士へ与ル書	八五
一一七	江戸城營造費献金令	八五
一一八	外国金銀通用価格布告	八五

一一九	古金銀交換延期令	八六
一二〇	酒造石高減額	八六
一二一	通用金銀鑄換布告	八七
一二二	鑄換金銀貨引換価格布令	八七
一二三	外国銀錢通用極印彫刻令	八八
一二四	外国人へ対シ礼讓布達	八八
一二五	茂久公本丸炎上ノ費途献金許可	八八
一二六	道中筋ニ於テ内外人御朱印ニ行逢下座 ^云	八九
萬延元年		
一二七	総覽	九二
一二八	御喪中年首ノ賀式停止建議	九六
一二九	幕府沙汰書	九九
一三〇	江戸本丸造営費上納請願許可ノ報知	九九
一三一	安藤對馬守ニ外国事務取扱命セラル	九九
一三二	講武所創設布告	九九
一三三	江戸城建築用材買入布達	一〇〇
一三四	外国貿易金銀貨鑄換布告	一〇〇
一三五	水戸領内不穩警戒令	一〇〇

一三六	酒釀制限令……………	一〇一
一三七	年号改元布告……………	一〇一
一三八	松平出羽守及ヒ領地御判物下賜……………	一〇二
一三九	茂久公御領地御判物拝受……………	一〇二
一四〇	外国人居住地警衛ヲ命セラル……………	一〇二
一四一	諸大名供方ノ者不法ヲ誠ム……………	一〇三
一四二	外国人貿易品布告……………	一〇三
一四三	外国船通航ヲ廢ス……………	一〇四
一四四	天文曆書類翻訳届布告……………	一〇四
一四五	大判金貨鑄換布告……………	一〇四
一四六	関東其他川々普請届令……………	一〇五
一四七	江戸海警衛更迭布告……………	一〇五
一四八	保字小判金鑄製布告……………	一〇五
一四九	新鑄小判其他通融布告……………	一〇六
一五〇	金銀貨価格騰貴布令……………	一〇六
一五一	越中島其他大砲演習令……………	一〇七
一五二	外国金銀貨通用ヲ許可布告……………	一〇七
一五三	鹿兒島市街新ニ関門ヲ設ク……………	一〇八

一五四	軍艦操練其他伝習布告	一〇八
一五五	葡萄附国ニ条約締結布告	一〇九
一五六	西丸下普請木屋焼亡火元警戒達書	一〇九
一五七	領地判物下授式布令	一〇九
一五八	五ヶ国条約章程上奏	一〇九
一五九	水戸侯領内郡代へ達書	一〇九
一六〇	大久保大隅守勅書ヲ護シテ東下ス	一一一
一六一	比叡山ニ宝祚悠久ヲ祈ラセ玉フ	一一一
一六二	銅鉄錢交換価格変更令	一一一
一六三	参考 脇坂安宅家記鈔	一一二
一六四	紀州藩へ海防達書	一一二
一六五	徳島藩へ海防達書	一一三
一六六	水戸前中納言病氣中納言帰国願	一一三
一六七	水戸前中納言殿病氣危篤ノ布告	一一四
一六八	洛中警衛井伊家宿陣受書	一一五
一六九	講武所ニ水泳ヲ開ク	一一五
一七〇	蛮語教諭令	一一六
一七一	土井能登守へカラフト開拓ヲ命ス	一一六

- 一七二 水戸殿逝去ニ就キ御尋……………一七六
- 一七三 一橋殿其他謹慎ヲ解カル……………一七七
- 一七四 酒造制限布告……………一七七
- 一七五 銅器販売禁令……………一七八
- 一七六 出雲大社造営勸化布令……………一七八
- 一七七 兒玉雄一郎家紋拝領……………一八九
- 一七八 参考樺山資之日記鈔……………一二一
- 一七九 史料調査ニ関スル意見……………一二八
- 一八〇 水戸浪士井伊直弼ノ奸曲ヲ脇坂侯ニ訴フ……………一四七
- 一八一 松平修理大夫家来差出候書付……………一四九
- 一八二 本多主膳正家来差出候書付……………一四九
- 一八三 幕府目付黒川左中ニ京都警固及大坂兵庫堺等ノ海岸巡視ヲ命ス……………一五〇
- 一八四 琉球人召連参府伺……………一五〇
- 一八五 松平修理大夫家来大和守宅へ差出候書付……………一五〇
- 一八六 外国人ヲ芝新堀端ニ要殺スルモノアリ……………一五三
- 一八七 天童領主織田兵部少輔白雉ヲ幕府ニ献セントス……………一五三
- 一八八 村上侯安積良齋へ尋問……………一五四
- 一八九 文武奨励掛ニ特命ス……………一五五

一九〇	安田助左衛門日記	一五五
一九一	白石正一郎日記	一五五
一九二	吉田矩方大原三位二呈書	一六〇
一九三	庚申轉蓬日録関鉄之介日記	一六一
一九四	鈴木大日記鈔	一六六
一九五	井伊直弼遭難第一報	一八〇
一九六	井伊家遭難ノ報ニ依リ御帰国布告	一八〇
一九七	扈從国老川上式部ニ出府ヲ命ス	一八〇
一九八	人心鎮撫ノ布達	一八一
一九九	島津左衛門出水郷ニ奉迎ス	一八一
二〇〇	隣藩及ヒ京攝ニ探訪ヲ出ス	一八一
二〇一	御宿泊順次及ヒ御発病御帰国ノ事実	一八二
二〇二	御病症布告	一八三
二〇三	京都藩邸徳田大山町奉行所ニ召喚セラル	一八三
二〇四	参考 江田平太郎日記鈔	一八三
二〇五	当時世上ノ説	一八四
二〇六	井伊侯届書	一八五
二〇七	島津左衛門出府	一八六

二〇八	江戸邸守衛人員入費ノ概算	一八七
二〇九	茂久公御参覲御猶予布告	一八八
二一〇	参考道島正亮記事鈔	一八八
二一一	末藩佐土原内訓田中源五左衛門日記	一八九
二一二	寺師宗道市來廣貫へ送ル建言大意	一九〇
二一三	江戸藩邸在勤某井伊家遭難ノ報告	一九四
二一四	在江戸某カ書信及ヒ或ル人筆記	一九五
二一五	藩士某當時ノ形勢或ハ巷説報告	一九七
二一六	熊本藩士某友人某ニ報告	一九九
二一七	有村兄弟藩主へ捧ケタル書	二〇一
二一八	井伊家届書	二〇二
二一九	水薩浪士各自懐中書	二〇三
二二〇	浪士脇坂閣老へ出訴	二〇八
二二一	浪士各藩へ御預人名	二〇九
二二二	府内警衛達書	二〇九
二二三	水戸家へ達書	二〇九
二二四	町奉行御目付へ達書	二〇九
二二五	水戸殿屋敷警戒	二一〇

目次

二二六	水戸浪士預ケ替……………	二二〇
二二七	当時ノ形況世説一般……………	二二〇
二二八	人相書ヲ以踪索人名……………	二二一
二二九	茂久公御引返急報……………	二二一
二三〇	参考 庚申轉蓬日録鈔関鉄之介日記……………	二二一
二三一	参考 佐土原侯書翰……………	二二二
二二三	茂久公御親書文武奨励……………	二二五
二二三	改元布告……………	二二六
二三四	蒲生帖佐二郷々名布告……………	二二六
二三五	中村彦太郎外國人ニ傷ク……………	二二六
二三六	大判金鑄換布告……………	二二六
二三七	新鑄小判金通用布告……………	二二七
二三八	尾張侯一橋公御慎解布告……………	二二七
二三九	江戸御本丸御普請献納金日光御門主引受達書……………	二二八
二四〇	各所大砲場調練届出達書……………	二二八
二四一	年号文字認方布達……………	二二八
二四二	参考 九條尚忠家記鈔……………	二二八
二四三	御冠司訴願……………	二二九

二四四	参考 江戸両城焼亡記	二二〇
二四五	御本丸焼亡後落書	二二〇
二四六	清国語学館創設	二二〇
二四七	参考 寺島宗則自記鈔	二二一
二四八	当時鹿兒島米価	二二一
二四九	有馬新七建言	二二二
二五〇	江戸本丸落成式	二二五
二五一	大艦ニ用ル国旗及ヒ帆印布令	二二五
二五二	外国人途中行逢ノ令	二二五
二五三	鉄錢鑄製及価格布令	二二六
二五四	藤堂高猷其他推任叙	二二六
二五五	参考 川崎道民外国事情報告	二二八
二五六	前全父へ送レル書簡	二三〇
二五七	当時外国人ニ対スル巷説	二三〇
二五八	小野友五郎米国ヨリ通信	二三一
二五九	無名落シ文	二三一
二六〇	佐久間修理作	二三四
二六一	災撃掃除ヲ伊勢大廟ニ祈ラセ玉フ	二三四

二六二	攘夷論者熾ニシテ洋風忌避ヲ知ルノ一端建言五通	二三五
二六三	参考鹿兒島ノ形況大久保利通日記鈔	二四一
二六四	櫻田事件ノ始末	二四五
二六五	伊地知貞馨自記鈔	二五二
二六六	水戸藩勅書奉還ヲ否トシ遂ニ櫻田ノ拳ニ及ヒタル概略	二五三
二六七	浪士品川駅会議ノ始末并ニ湊屋其他申立書	二五四
二六八	是枝柳右衛門日記鈔 <small>竊中浮草</small>	二六六
二六九	實歴史傳鈔	二九〇
二七〇	軍制改革申暢	二九五
二七一	兵士調査数	三〇〇
二七二	藩庫收入穀数	三〇二
二七三	和漢兵卒之年齡旗貝太鼓役等之事	三〇三
二七四	申七月外国奉行之門へ張申候落シ文但シ横浜ニテ	三〇七
二七五	水戸浪士入邸届書	三一〇
二七六	諷刺書	三一一
二七七	吉中宅転移書状	三一二
二七八	水戸脱藩士入邸始末第一報	三一四
二七九	水戸浪士入邸御届書	三一五

二八〇	從幕府薩州邸へ達書	三二五
二八一	無名氏建言	三二六
二八二	水戸浪士差出候書付第一	三二六
二八三	水戸藩士入邸第二報	三二八
二八四	水戸家編輯委員服部敏氏寄送書	三二八
二八五	薩藩之内議及三十八名ノ請願書	三二九
二八六	参考邸外ニ散シタル書	三二二
二八七	松平修理大夫家来へ可達書付	三二五
二八八	入邸人姓名書	三二五
二八九	当時外方風説	三二六
二九〇	水戸殿家老衆へ達書	三二七
二九一	駕籠屋平吉申立書	三二七
二九二	参考安政紀事鈔	三二七
二九三	鈴木大日記鈔	三二八
二九四	京都ニ於テ所司代手付書信	三三〇
二九五	参考安田助左衛門日記鈔	三三一
二九六	久光公山田壮右衛門へ与フル書	三三四
二九七	水戸浪士帰藩ノ事実	三三五

二九八	三十八名帰郷ノ請願及薩藩ヨリ幕府ヘ伺書	三三六
二九九	公辺ヘ届書	三三七
三〇〇	水戸侯病氣藩中往来鑑札引合達書	三三九
三〇一	一橋附家老ヘ達書	三四〇
三〇二	尾張殿家老ヘ達書	三四〇
三〇三	鷹司殿ヘ達書	三四一
三〇四	近衛殿ヘ達書	三四二
三〇五	三條殿ヘ達書	三四二
三〇六	東叡山宿坊恵忍院歎願書	三四三
文久元年		
三〇七	総覽	三四七
三〇八	各郷地頭ヘ訓令	三四八
三〇九	山吹ノ間詰ノ人々ヲ二ノ丸御茶屋ヘ召出サレ示サレタル御親書	三四八
三一〇	国老島津左衛門ニ出府ヲ命セラレ発程前日附与セラレタル御親書	三四八
三一一	茂久公家老中ヘ御附与御親書	三四九
三一二	武芸師範ノ輩ヘ教育ノ方針御訓示書	三四九
三一三	久光公国政介助達書	三五〇
三一四	当時ノ形勢概括	三五〇

三五	輕罪者及府内無宿者箱館寄場へ送致達書	三五一
三二六	府下近在浪人及ヒ無宿者取締達書	三五三
三二七	非常ノ時勢質素訓令	三五四
三二八	柴山愛次郎実兄良助へ与フル書	三五五
三二九	改正軍隊操練概況	三五五
三三〇	島津久明家記鈔	三五六
三三一	有村武次轟武兵衛ニ与ル書	三五六
三三二	当時幕府老若政務分担人名	三五七
三三三	養蚕奨励布令	三五九
三三四	安田轍三柳葉製綿許可達書	三五九
三三五	島津周防山田壮右衛門ニ与ル書	三六〇
三三六	藩内農作形況	三六一
三三七	茂久公御親書ヲ以テ島津周防ヲ因父ト唱フヘキ旨ヲ令シ玉フ	三六二
三三八	彗星顯ル	三六三
三二九	参考 松方正之進柴山良助ニ与ル書 柴山氏所蔵	三六三
三三〇	柴山愛次郎実兄良助へ与ル書	三六四
三三一	参考 白石正一郎日記鈔	三六五
三三二	学風匡正ノ御親書	三六六

三三三	国家危急ノ概要……………	三六六
三三四	参考 水戸浪士対話日記摘要 安田助左衛門日記鈔……………	三六七
三三五	茂久公外国人取扱御親書……………	三六九
三三六	水戸藩暴徒処分布達……………	三七〇
三三七	清国長毛賊ノ形勢 琉人上申第一……………	三七〇
三三八	琉球吏清国ノ形勢 具申第二……………	三七〇
三三九	魯艦処分宗家へ達書……………	三七一
三四〇	清国騷擾宗家届書……………	三七一
三四一	久光公御改名御届……………	三七二
三四二	島津周防山田壮右衛門へ与ル書……………	三七二
三四三	百姓町人外国船買入及ヒ広ク航海ヲ許ス……………	三七四
三四四	洋風ノ被服及ヒ冠帽禁令……………	三七四
三四五	御曲輪内銃隊操練ヲ許ス……………	三七五
三四六	武田山川両士招喚ノ報……………	三七五
三四七	幕府亞墨利加合衆国へ軍艦製造御頼書簡……………	三七六
三四八	大關和七郎蓮田市五郎所刑……………	三七六
三四九	水戸藩士細江某藩邸西門ニ於テ屠腹……………	三七七
三五〇	参考 義舉録抄是枝事実鈔……………	三七七

三五二	桂久武ニ大島警衛ヲ命ス……………	三七九
三五二	参考 桂久武日記鈔……………	三八〇
三五三	城下窮士救助調査員桂久武日記鈔……………	三八〇
三五四	参考 寺島宗則日記鈔……………	三八〇
三五五	浪人駕籠訴及ヒ乱妨ノ私報……………	三八二
	非蔵人日記鈔 (三五六から三六七)……………	三八四
三五六	当局者人名等……………	三八四
三五七	年号勘文奏聞……………	三八七
三五八	年号改元文久元年……………	三八七
三五九	和宮関東御下向御延期……………	三八九
三六〇	和宮内親王宣下……………	三九〇
三六一	壽萬宮逝去……………	三九一
三六二	日蝕参賀被停……………	三九四
三六三	和宮関東御下向御治定……………	三九六
三六四	和宮関東御下向御首途……………	三九九
三六五	皇女御降誕及参賀……………	四〇一
三六六	和宮関東御発輿……………	四〇二
三六七	新嘗祭……………	四〇四

三六八	三條實萬公落飾ヲ請フ九條尚忠ニ勅書……………	四〇六
三六九	三條實萬公落飾願ニ就テ問部答奏……………	四〇七
三七〇	松平大膳大夫家臣益田弾正へ与ル書……………	四〇七
三七一	所司代酒井若狭守へ被仰出候御書取……………	四〇九
三七二	久世大和守合衆国公使へ与ル書……………	四〇九
三七三	孝明天皇御製……………	四一〇
三七四	麾下士へ貸与金達書……………	四一〇
三七五	和宮御東下御道替達書……………	四一一
三七六	氏名不詳ノ書……………	四一二
三七七	和宮関東御下向御延期……………	四一三
三七八	文武教育訓示……………	四一四
三七九	大橋順藏妻奈嘉子力詠……………	四一四
三八〇	和宮関東御下向御発輿二條城へ御立寄協議……………	四一五
三八一	和宮内親王宣下御待遇向照会……………	四一五
三八二	和宮関東御下向御道筋交換……………	四一六
三八三	朝廷窮民救助之令旨……………	四一六
三八四	将軍家紅葉山靈屋参詣達書……………	四一七
三八五	東禅寺暴徒懷中書……………	四一八

三八六	堀織部正建言……………	四一九
三八七	清国攘乱ノ概略……………	四一九
三八八	魯国軍艦ノ事実宗對馬守具申……………	四二〇
三八九	魯国軍艦処分伺書……………	四二二
三九〇	魯人對州占拠ノ形勢具申……………	四二二
三九一	東ナル小梅ノ里ニ住ムモノ、言葉ノ花……………	四二三
	参考 樺山資之日記鈔 (三九二から四四九)……………	四二六
三九二	年頭ノ歌……………	四二六
三九三	樺山資之黒田清綱柴田東五郎ト会話……………	四二八
三九四	樺山資之等肥藩有志者ト会話……………	四二八
三九五	樺山資之水戸藩美濃部某ニ会ス……………	四二八
三九六	水藩武田彦九郎烈公ノ書ヲ樺山資之ニ贈ル……………	四二九
三九七	島津左衛門御親書ヲ邸中ニ布達ス……………	四三〇
三九八	樺山資之寺師宗道ト鮫州ニ遊歩ス……………	四三〇
三九九	樺山資之儒者東條某等ニ会話……………	四三一
四〇〇	樺山資之水戸奸党退斥ノコトヲ聞ク……………	四三一
四〇一	樺山資之等長藩桂幸五郎ニ初テ面晤ス……………	四三一
四〇二	樺山資之長藩久坂玄瑞ト初テ会話……………	四三二

四〇三	橋口傳藏出府……………	四三二
四〇四	日下部祐之進一周年祭……………	四三三
四〇五	島津左衛門養田傳兵衛帰国ノ途ニ就ク……………	四三四
四〇六	樺山資之内田仲之助桂幸五郎等ト会話……………	四三四
四〇七	樺山資之長藩山縣半藏ト会話……………	四三六
四〇八	樺山資之柴田東五郎ト飛鳥山ニ遊歩ス……………	四三六
四〇九	樺山資之水長藩士ト義挙ヲ議ス……………	四三七
四一〇	樺山資之町田久成等水長藩士会話……………	四三七
四一一	樺山資之ニ久坂玄瑞君主ノ言行ヲ語ル……………	四三九
四一二	樺山資之神田橋某ト会ス……………	四四〇
四一三	樺山資之伊集院次左衛門ト川上式部ト会話……………	四四〇
四一四	藩邸御納戸藏焼亡……………	四四一
四一五	樺山資之橋口傳藏福井藩村田己三郎等ニ会ス……………	四四一
四一六	樺山資之關山糺カ木屋ニ川越藩山肥前等会話……………	四四二
四一七	樺山資之益滿等ト横井平四郎ヲ訪フ……………	四四三
四一八	魯人對州乱妨ノ説……………	四四三
四一九	樺山資之町田久成小塚原日下部橋本等ノ墓ニ詣ツ……………	四四三
四二〇	魯人對州乱妨ノ再報……………	四四四

四二一	樺山資之久坂玄瑞ト會藩秋月悒次郎ト初テ会ス	四四五
四二二	異星出頭	四四五
四二三	異国人殺害セラル	四四六
四二四	日下部ノ家族時山其他ト舟遊	四四七
四二五	水戸藩士邸門ニ屠腹ス	四四八
四二六	神田橋某忌諱ニ触レ帰国セシム	四四八
四二七	日下部家族帰国ヲ望ム及ヒ和歌	四四九
四二八	樋渡神田橋ノ二名大廻船ヨリ帰国セシム	四四九
四二九	水戸藩士三十七名帰邸ス	四五〇
四三〇	久坂玄瑞攘夷ノ歌	四五一
四三一	樺山資之久坂玄瑞等柴田東五郎カ宅ニ会ス	四五一
四三二	樺山資之帰国準備	四五三
四三三	樺山資之還俗ノ意旨	四五三
四三四	樺山資之長藩周布政之助ニ会ス	四五五
四三五	樺山資之高知藩武市半平太ニ会ス	四五五
四三六	樺山資之日下部家族ト帰国ヲ命セラル	四五六
四三七	樺山資之帰国出願	四五六
四三八	武市半平太帰国	四五六

四三九	樺山資之別離ノ歌……………	四三九
四四〇	樺山資之橋口傳藏久保田治部右衛門ヲ訪フ……………	四三八
四四一	樺山資之日下部家族ト有村次左衛門等ヲ千住回向院ニ拜ス……………	四五八
四四二	樺山資之寺師宗道内田仲之助日下部ノ家族ヲ訪ヒ尋テ平田鐵胤ヲ訪フ……………	四五九
四四三	樺山資之日下部家族帰国ノ途ニ就ク……………	四五九
四四四	樺山日下部途ニ鎌倉ニ遊フ……………	四五九
四四五	樺山日下部着京……………	四六二
四四六	樺山日下部大坂着……………	四六四
四四七	樺山日下部下ノ關着……………	四六七
四四八	樺山資之島津登出府ノ途ニ逢フ……………	四六八
四四九	樺山資之途ニ母ノ訃ヲ聞ク……………	四六八
四五〇	有馬正義建言第一……………	四七〇
四五一	全上第二……………	四七六
四五二	全上第三……………	四七七
四五三	全上第四……………	四七九
四五四	全上第五……………	四八一
四五五	全上第六……………	四八二
四五六	有馬新七英嚴雄へ与へル書……………	四八三

四七七	有馬新七町田助太郎へ与フル書	四八三
四七八	有馬カ書類中ニアル武術師範新古人名	四八四
四五九	無名ノ建言	四八六
四六〇	参考 筑前志士傳鈔市来広貫正誤及ヒ説明	四八九
四六一	文久元年六月給地高員数総	五一五
四六二	島津周防山田壮右衛門ニ与ル書第一	五一六
四六三	全上第二	五一九
四六四	全上第三	五二〇
四六五	全上第四	五二二
四六六	全上第五	五二二
四六七	黒田長溥公山田壮右衛門へ賜書	五二三
四六八	山田英齊書翰	五二四
四六九	真宗ノ延蔓ヲ嚴誠	五二四
四七〇	在邸水戸脱藩士鈴木岸二氏ノ書翰	五二五
四七一	竹下清右衛門小松帯刀へ与フ書	五二七
四七二	堀仲左衛門意見書	五二八
四七三	森清蔵外一名田中河内介ニ与ル書	五三一
四七四	忠義公中山實善ヲ上京セシメ御劍ヲ献シ及ヒ建言ノ詞	五三二

目次

四七五	中山實善上京日記抄	五三三
四七六	當時ノ形勢	五三七
四七七	道島正亮建言	五四二
四七八	芝藩邸焼亡安田助左衛門日記鈔	五四五
四七九	伊牟田尚平建言	五四五
四八〇	参考大久保利通日記抄	五五一
四八一	當時藩情概略	五五二
四八二	柴山良助蒸気船伝習意見書	五五四
四八三	軍事ニ関スル市來廣貫意見建言	五五五
四八四	軍制改革令	五五九
四八五	改正御軍賦	五六〇
四八六	私領軍賦	五七五
四八七	諸郷軍賦	五七六
四八八	備立略図	五八二
四八九	改正軍賦人名	六〇八
四九〇	参考島津家旧制軍法卷上鈔	六三五
四九一	幸村以呂波軍歌	六六八
四九二	柴山景綱事歴	六七二

四九三 参考三島通庸履歷鈔……………六八七

文久二年

四九四 総覧……………七〇八

四九五 操練開場式……………七〇八

四九六 久光公御上京御首途及ヒ御発駕布告……………七〇八

四九七 久光公御上京準備布令……………七〇九

四九八 久光公御上京御宿割布告……………七〇九

四九九 小松帶刀久光公随從ヲ命セラル……………七〇九

五〇〇 谷川次郎兵衛久光公ニ随從ヲ命セラレタル照会……………七一〇

五〇一 久光公御上京足輕隊員……………七一〇

五〇二 伊地知貞馨家記抄芝藩邸焼亡……………七一一

五〇三 營中混雜ノ報……………七一一

五〇四 營中故ナク騒動……………七一二

五〇五 芝藩邸焼亡ノ報……………七一二

五〇六 琉球使者引率出府ノ費途拝借布告……………七一四

五〇七 閣老安藤對馬守刺客ノ為ニ傷キタル報……………七一四

五〇八 刺客姓名……………七一七

五〇九 参考脇坂家家記抄……………七二一

五二〇	茂久公御参府御猶予久光公御出府謝恩セント乞フ	七二五
五一一	刺客連類者内田萬之助長州邸ニ至リ自殺ノ始末	七二五
五二二	長藩上申	七二六
五二三	坂下門ノ嫌疑者捕縛セラル	七二六
五二四	坂下門ノ事実留守居西筑右衛門具申書	七二七
五二五	久光公御参府許可布達	七二八
五二六	営中騒動ノ詳報	七二八
五二七	参証非蔵人日記抄	七二九
五二八	擬軍艦打撃操練	七二九
五二九	汽船購求	七二九
五三〇	坂下門安藤遭難事実再報	七二九
五三一	寺師宗道安藤對州遭難事件再報	七三〇
五三二	参証非蔵人日記抄	七三三
五三三	茂久公御参府準備品久光公御出府ニ就キ御道具類其外達書	七三三
五三四	井伊掃部頭上京路筋ノ伺	七三四
五二五	無名ノ投書	七三四
五二六	参考安田助左衛門日記鈔	七三四
五二七	禁裏奥向御費用増額	七三五

五二八	輪王寺宮准后宣下	七三五
五二九	伊勢神宮御造宮	七三五
五三〇	春日社神鏡破壊	七三五
五三一	安藤對馬守ノ遭難ヲ奏聞ス	七三六
五三二	江戸市中ノ風聞	七三六
五三三	浪人者懷中所持之斬奸趣意書ノ内	七三六
五三四	無名ノ投書云々ノ意見書	七三八
五三五	青蓮院宮御還俗御内意	七三九
五三六	參証非藏人日記抄	七三九
五三七	白石正一郎日記鈔	七三九
五三八	白石正一郎日記	七四三
五三九	大原家記鈔	七五五
五四〇	明烏	七六二
五四一	山内豊信侯朝廷へ献金ニ及バントセシ事実附三節	七八九
五四二	嶋津久光公朝廷ニ米壹万石ヲ献納アリシ事実附十三節	七九一
五四三	落合君国事鞅掌ニ関スル来歴附十七節	七九七
五四四	薩摩ニテ寺院ヲ廢シ神社ヲ合祭セシ事実附七節	八〇八
五四五	歴史編纂及材料収集ニ関スル注意附七節	八一六

目次

五四六	歴史編纂及史料収集ニ関スル希望附三節	八二二
五四七	文久二壬戌年四月十六日島津和泉上京	八二五
五四八	島津和泉上京ニ就キ供方人名	八二七
五四九	培覆論	八三〇
五五〇	文久二壬戌年三月頃松平大膳大夫殿殿中ニ於テ御老中久世大和守殿へ被申述候大意ノ簡	八三二
五五一	亜露英佛四州盟約書和辭	八三四
五五二	戊五月朔日松平長門守へ被仰下候御沙汰書	八三五
五五三	文久二壬戌年五月廿日藤堂侯上書写	八三五
五五四	勅使大原左衛門督殿衆ヨリ両伝奏衆へ被差出候書付	八三八
五五五	文久二壬戌年五月阿州侯上書	八三九
五五六	戊五月廿二日勅使御発輿前被仰出候節別段大原殿へ被命候叡慮ノ趣	八四七
五五七	文久二年三月初旬ヨリ追々大坂表集会諸浪人之内名前書	八四八
五五八	六月廿三日所司代ヨリ伝奏衆へ差出書付	八五〇
五五九	大橋順蔵建言	八五一
五六〇	文久二壬戌年七月於江戸表町触	八五一
五六一	八月三日中務大輔宅へ松平修理大夫家来呼出被渡書付	八五一
五六二	文久二年戊八月廿五日土州侯上京同夜家老山下総ヲ伝奏御役宅へ被召両役立合	八五二
	御渡勅詔	八五二

五六三	閏八月五日於土佐屋敷右御書付家中へ拜見被申付且申渡之書取	八五二
五六四	島津久光札	八五三
五六五	島津久光札	八五四
五六六	島津久光建言	八五四
五六七	大原卿久光公ニ往復書集	八五六
五六八	久光上洛ノ前頃密申書	八六六
五六九	久光上京前近衛殿書牘	八六九
五七〇	官武通紀卷一 日標	八七〇
五七一	官武通紀卷二 日標	八九三
	官武通紀卷五 (五七二から五七三)	九一二
五七二	薩州始末一	九一四
五七三	雜集	九三五
	官武通紀卷六 (五七四から五七五)	九四四
五七四	薩州始末二抄	九四七
五七五	雜集	九六三
五七六	文久二年八月廿一日生麥ニ於テ從士英人殺害ノ事實附十一節市来四郎談話速記	九七二
五七七	文久三年癸亥七月鹿兒島灣ニ於テ英船ト戰爭ノ事實附十七節全上	九八一
五七八	前ノ濱戰爭後藩庁ノ措置ニ関スル事實附九節全上	九九三

〔表紙〕

忠義公史料

市來四郎編
安政六年

〔原寸 縦二五・八センチ 横一七・九センチ
扉に、表紙の文字の外に「元国事執掌史料」
の記載あり
〔紙数九〇枚〕

安政六年己未清曆咸豐九年
西曆千八百五十九年

神武天皇御即位紀元二千五百十八年(マ)

孝明天皇統仁御即位弘化四年
丁未九月十三日御宝算二十代
二十八年

將軍家茂公第十襲職
安政五年十月二年十

藩主忠義公第二十九世當時
修理大夫ト稱ス知政
戊戌年十月二年十実十八(十二)

藩祖忠久公薩隅日三州及琉球國受封
後鳥羽天皇壽永五年即チ文治三年六百七十四年(二)

関白 九條尚忠公

左大臣 近衛忠熙公三月
辭職

同 一條忠香公

右大臣 鷹司輔熙公三月
辭職

同 花山院家厚公

内大臣 一條忠香公

同 二條齊敬公

大老 井伊掃部頭直綱(彦根藩主)

老中 松平和泉守乘全(西尾藩主)

内藤紀伊守信親(村上藩主)

脇坂淡路守安宅(龜野藩主、當時中務大輔カ)

太田備中守資始(前掛川藩主、當時備後守カ)七月依病罷免

間部下総守詮勝(精江藩主)十二月二十四日辭職カ

若年寄 牧野遠江守康哉(小諸藩主)

稲垣安藝守太和(山上藩主、安政五年より長門守カ)

安藤但馬守信行(善城平藩主、對馬守の誤カ)

酒井修理大夫忠義(小浜藩主)

所司代 京都町奉行

岡部備後守豊常二月檢奉
行ニ転ス

小笠原長門守長常

大久保伊勢守忠寛六月西丸留
守居ニ転ス

水野伊勢守忠全十一月作事
奉行ニ転ス

關 出雲守行篤

伏見奉行

林〔譜西藩主〕
肥後守忠交

国老

島津豊後久寶

川上筑後久封

樺山主計久要

新納駿河久仰

島津大蔵久徴

島津伯耆久福

島津登久包

喜入攝津久高

島津左衛門久徴

川上式部久美

川上但馬久運〔二説に九連とあり、後考をまこ〕

小松帯刀清廉

桂 右衛門久武

町田内膳久憲

岩下佐次右衛門方平

諏訪伊勢武盛一時島津ノ
称号ヲ許ス

新納刑部久脩

川上龍衛久齡

以上十八名前代ヨリ勅
統ノモノハ〇印ヲ付ス〔底本には〇印なし〕
〔米〕

目録

総覧

哲丸公御不例

〔参考〕柴山愛次郎哲丸君ノ計報

茂久公〔忠義公旧名〕御相続布達

御相続布達

軍事主務国老被命

家茂公將軍宣下

三港開市出稼移住ヲ許ス

英船品川海ニ於テ国書提出布達

国旗船舶ニ用ル布告

品川海へ碇泊ノ英艦退帆布告

大隅国櫻島神社神階宣下例

薩摩国鹿兒島宇治瀬神社由緒

〔参考〕安田助左衛門日記鈔

安政6年 (1859)

茂久公御元服式

茂久公卜御改名

茂久公御元服天璋院殿其他へ献品

上巳ノ賀式登營一列人名

太守茂久公御元服布告

〔参考〕島津久明家記鈔

水軍兵士停止布達

茂久公御相統御就封賜賚 (三月十三日)

茂久公御就封賜賚謝恩ノ為御登營

英国測量船渡来藩内予達

〔安田助左衛門日記鈔〕

茂久公御帰国賜賚武家諸法度授受

以上二十五条

目錄

諸大名參勤帰国道中鉄砲為持云々布達

太守茂久公御初入部

遠馬ノ弊ヲ匡ス

武器及ヒ銅器ノ類外国輸出ヲ禁ス

外国人散步取締令 (七月十六日)

御軍賦改制令

外国交易金銀幣通用布令

貨幣兩替云々布告

異状ノ衣服冠物ヲ禁ス

幕府ノ徽章紋号ヲ禁ス

官服或ハ書籍武器類外国人へ売与ヲ禁ス

五ヶ国交易許可内外人相對自由ヲ許ス

新鑄金貨通用及ヒ引換ノ令

神奈川開港外国人遊歩地程布告

外国人依頼ノ書類及ヒ品物贈与取締令

新古貨幣交換價格

府下山王神田二祭ノ繁栄ヲ促ス

外国人ニ武器買受ヲ允ス

外国人書状類伝達取締布告 (六月廿二日)

外国金銀貨通用價格布告 (六月廿三日)

高輪東禅寺及ヒ麻布善福寺逗留外国人取締達書七月五日

西洋書籍売買検査布令 (七月六日)

金銀溢出取締達書 (七月九日)

〔外国人市中通行町々取締〕

魯西亞国軍艦七艘品川沖へ碇泊布告 (七月廿日)

外国人市中歩行ノ節礮抛ツ者云々取締

横濱ニ於テ魯人斬殺セラル (七月廿七日)

〔参考〕非藏人日記鈔

外国銀貨價格比較布達 (七月廿八日)

外国人散歩瓦礫ヲ擲ツ者アリシヲ嚴誡ス (八月四日)

外国貨幣交換布令

水戸藩へ下賜勅書

水戸中納言殿父子誼責 (城中沙汰書八月廿七日)

〔参考〕非藏人日記鈔

大山綱良西郷隆盛ニ与ル書

高崎猪太郎 (五六旧名) 水戸藩士ニ与ル書

以上三十四条

一 総覧

安政六年己未 公御年 (二〇) 歳

正月

元日

年首ノ賀儀式ハ、御在府又ハ哲丸公御不例等ヲ以テ停

止セラレタリ、

御一門四家・大身分其他諸役人參賀全前、

二日

全前、

三日

全前、

六日

全前、

八日

(市來) 琉球国外国事件復命ス、

十一日

御兵具所開場式全前、諸役人昇級、地頭所転遷先規ノ

如シ、

十五日

全前、

以下追加アリ故ニ余白存ス (底本に余白あり)

二 哲丸公御不例

二ノ一 (香彬第六子、忠義養子)

哲丸様此内ヨリ御病氣ノ処、昨今御大切ニ被為成恐入

次第ニ候、依之神社・寺院ニ於テハ、御祈禱被仰付候

条、早々其向ニ可被達候、

(安政五年)

十二月二十九日 駿河新納

二ノ二

哲丸様御事、此内ヨリ御不例被為在候処、極々御大切ニ付、御一門四家ヲ始メ諸大身分寄合其外御役々可被伺御機嫌候、此旨早々向々へ可被達候、

十二月二十九日 駿河

二ノ六

哲丸様御不例、極々御大切ニ被為入候段ハ、申渡候通り候処、去ル二日御養生不被為叶候、此旨早々可致通達候、

正月三日 駿河

二ノ三

哲丸様御不例ノ処、極々御大切ニ被為入候間、年末・年首ノ御祝儀ハ御流レ被仰付候条、此旨早々可致通達候、

十二月二十九日 駿河

二ノ七

哲丸様御法号
哲惠院殿玉容靈明大禪子神謚哲雅照彦命
アキツワカテルヒコノミコト
右之通り御法号候条、向々へ可被致通達候、

正月五日 駿河

二ノ四

哲丸様御事、御不例被為入候ニ付、諸士登城御三殿様へ可被伺御機嫌候、

右早々諸郷・私領へモ可被達候、

十二月二十九日 駿河

二ノ八

哲惠院様御葬式ノ儀ハ、(宗形第五)虎壽丸様御例ヲ以テ取調へ被仰付候条、向々へ可被申渡候、

正月五日 駿河

二ノ五

哲丸様御事、御養生不被為叶恐入次第二候、依之御一門方并ニ諸大身分諸士ニ至ルマテ登城、御而殿様へ可被伺御機嫌候、此旨早々可被致通達候、

正月二日 駿河

三 参考 柴山愛次郎哲丸君ノ訃報

諸
(哲丸公)
若殿様御事、去ル廿五日ヨリ御病氣、御幼少様トハ申シ此内ヨリ御虚弱ニテ、此度ハ甚タ御大切被為成給ヒ、

公ハ、安政四年己九月九日鹿兒島城ニ於テ御誕生、(實ハ去年十二月廿八日)正月一日鹿兒島城ニ御逝去、御年三ツ、(同六年己未)

遂ニ御養生不被為叶前日御逝去、何トモ為畏入次第、
此度ハ御病体等時々書達イタシ、有志ノ面々ハ神仏へ
祈ヲ掛、丹誠ヲ凝ラシ、御医師杯モ前役ニ凝リ、随分
手術ヲ奉尽候半ト存候得共、何モ効驗無御座、御同愁
此事御座候、先ハ要事迄早々申上候、以上、

正月二日

柴山良助様
(道隆)

侍士

柴山愛次郎
(道隆)

書中前役云々、役ノ字解セスト雖モ、斉彬公薨去ノ時情ヲ以テ
稽フレハ、当時ノ侍医坪井芳洲カ御診察ニ関シ、喋々痛責シタ
ルヲ言ヘルモノ、如シ、

四 茂久公(忠義公旧名)御相統布達

(安政五年戊午)
旧臘廿八日

(忠義公旧名)
又次郎様為

御名代、(慶應)奥平大膳大夫様御登

城之処、於御白書院御縁頼、

(斉彬公)順聖院様御遺領御相統被

仰出、引統於御内席

又次郎様御事、依為御年若御領分并琉球国御仕置等之
儀、諸事御先格相違無之様、
(斉彬公)宰相様御当分之内

御心ヲ被為附御取計被遊候様、

上意之旨以御奉書被仰達候段、被

仰渡候旨御到来候、此段被奉承知

(茂久公、斉眞公)御両殿様へ御祝儀可被申上候、

正月十五

駿河新納
久仰

御祝儀及ヒ御式事一切ハ、斉彬公御家督式ニ異ナルコトナシ、
(斉彬公史料參看)

五 御相統布達

五ノ一又次郎様御儀、旧臘廿五日御出府、同廿七日御老中様

御連名之御奉書御到来、翌廿八日御名代奥平大膳大夫

様御登城之処、於御白書院御縁頼、御大老様・御老中

様御列席、御用番内藤紀伊守様ヨリ、(信親)順聖院様御願

被 仰上候通御覽養子被 仰付、御遺領無相違被下置

候旨被 仰渡候段御到来候、此段被奉承知、御両殿様

へ御祝儀可被申上候、

正月十五

駿河

五ノ二

此節 御家御相統ニ付、又次郎様御事 太守様ト奉稱、太守様 宰相様ト御順被 仰出候条、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月十五日

駿河

六 軍事主務国老被命

六ノ一

御軍役惣奉行

新納駿河殿久

右之通被仰付候条、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝

手方へモ可相達候、

正月廿日

登島津久包

六ノ二

御軍役方掛

新納駿河殿

右之通掛被仰付候、

御軍役方掛寄

島津伯耆殿福久

右之通豊後殿被罷下迄之間、右通被 仰付候、

右向々へ可致通達候、

正月

登

六ノ三

福昌寺掛

島津 登殿

宗門方掛

新納駿河殿

右之通掛被 仰付候条、以下略ス

正月

伯耆

七 家茂公將軍宣下

(家茂公)安政五
公方様旧臘朔日、將軍 宣下之御式被為濟候段御到来候、此旨可奉承知候、

正月

左衛門久

八 三港開市出稼移住ヲ許ス

正月十二日(大目)備後守殿御渡、来ル十六日触

大目付へ

神奈川・長崎・箱館三港追々御開相成候ニ付テハ、右場所々へ出稼又ハ移住致シ、勝手ニ商売可為致候条、

望之者ハ其港々之所役人へ引合候様可致候、

右之通可被相触候、

正月

別紙通從公義被 仰渡候条、不洩様可致通達候、

正月

御家老座印

九 英船品川海ニ於テ国書提出布達

正月十五日備後守殿御渡、即日触

〔太田實始、考中、前掛川藩主〕

大目付

御目付

去十二日英吉利船一艘品川沖へ入津致シ、書翰可差出
旨申立候、尤此度ハ止宿ハ不致候得共、運動ノ為メ歩
行ハ可差免候間、諸事先達テ外国人取扱方之趣ニ相心
得、向々へ可被達候事、

正月

藩内布達全前

一〇 国旗船舶ニ用ル布告

正月十五日備後守殿御渡、来ル十九日触

大目付

御目付

大艦ニハ御国惣印日ノ丸幟相立、

公儀ニテハ中帆ノ柱へ白紺布吹奥引揚、帆ハ中黒相用

〔安政元年七月〕

候様先年相達置候処、向後御国惣印白地日ノ丸之旗幟

綱へ引揚、帆ハ白布相用ヒ、

公儀御軍艦ハ中黒ト細旗ヲ中帆柱へ引揚候間、諸家ニ
於テモ大艦出来次第、家々之船印

公儀御船印ニ不紛様取調、雛形ヲ以可被相伺候、
右之通可被相触候、

正月

藩内布達全前

〔幕府沙汰書東京大学所蔵〕にて補註

国旗創定ノ事実ハ、安政元年七月齊彬公御建言ノ部ニ詳記ス、
軍艦帆印ノ制ハ其後一定布告アリシモ、更ニ布告セラレタルハ、
海外各国へ告知セラレタルニ由レリト云フ、

一一 品川海へ碇泊ノ英艦退帆布告

正月二十日備後守殿御渡、即日触

大目付

覚

去ル十二日品川沖へ入津致候英吉利船、昨十九日退船
致候、此段為心得向々へ可被達候事、

正月廿日

〔同上書にて補註〕

藩内布達全前

一二 大隅国櫻島神社神階宣下例

二二〇一

神階 宣下例

大隅国大隅郡五社大明神、天保十四年二月十六日被奉授 正一位位記、

右消息 宣下

二二二
大隅国大隅郡五社大明神者、勸請年記不相知、往昔櫻

島海辺広大之社地候処、中古洪流有之、悉流失、以後

赤水村西方平地御鎮座候、尤海陸安全・病災消除守護

神而靈驗異于他候故、普尊敬之社御座候所、祭月夜見

尊・彦火々出見尊・瓊々杵尊・葦不合尊・豊玉彦姫神

御座、(候脱之)

一三 薩摩国鹿兒島宇治瀬神社由緒

薩摩国鹿兒島郡宇治瀬大明神者、往古勸請、社壇草筒(巻)

田村宇治瀬山御鎮座、辺大樹繁茂数度靈驗有之、神徳

广大故産(虫喰)遠近之輩迄崇敬之社御座候処、祭豊玉彦・

豊玉姫神御座候云々、

一四 参考 安田助左衛門日記鈔

安政六年己未正月二日

(余秘命第六之) 哲丸様御病氣御養生不被為叶、被遊 御逝去、一統

カヲ落シ奉り候、

正月廿一日

又次郎様去ル十二月廿五日江戸 御着、同廿八日御

願ノ通り 御簀養子御相統被仰出候テ御弘有之、
(石室秘稿安田助左衛門日記(国立国会図書館所蔵)に所載)

一五 茂久公御元服式

二月七日

御黒書院 出御、御上段 御着座、

松平又次郎忠

右元服依被 仰付、於御縁類 御目見、御奏者番披露

御下段御敷居之内

御右之方着座、此時

御字之折紙御硯蓋ニ載之、御側衆持出之、
(脇坂安宅老也)

御右之方ニ置之、此節中務大輔取渡之、

御一字被下旨相達之、又次郎中座有テ頂載之、御次間

へ持退、于時可任叙從四位下少将之旨、上意之趣中務

大輔演達之、(并伊直弼、大老) 掃部頭・年寄共列座、其後御礼有之(幕

府簿書所記)

一六 茂久公卜御改名(二月七日)

御太刀

白銀三十枚

巻物二十

御馬裸背一疋

松平修理大夫

茂久モチヒサ

右之通献上之、於御縁類御礼、御奏者番披露、御馬一疋ト言上之、

上意有之、

御一字並ニ官位之御礼申上之旨中務大輔言上之、御次間へ退座、進物引之重ネテ修理大夫出座、御下段御敷居之内

御右之方着座(幕府簿書所記)

一七 茂久公御元服天璋院殿其他へ献品

二七ノ一
二月七日

(家定公御殿中)
天璋院様へ

銀五枚

一(家定公生母)種

本壽院様へ

松平修理大夫

銀三枚

一(家定公生母)種

元服被 仰付、

御一字並官位之御礼申上候ニ付、

同断

御一字並官位之御礼申上候ニ付、

右以使者差上之、於檜之間謁御留守居酒井肥前守、(定也)

一出御、

一入御、

一(内藤信親、老中)紀伊守不快ニ付、今日登 城無之、

一(定國、山上藩主)稲垣長門守快、今日ヨリ登 城、

右幕府簿書所記

二七ノ二
此日登宮ノ諸藩侯ハ左ノ如シ、

(躑躅之間 後承)
〔紀伊宰相殿脱力〕

(徳川)尾張宰相殿茂徳

(徳川)水戸中納言殿慶篤

柳之間

(前田)加賀中納言齊泰

松平讚岐守頼胤

加賀中納言嫡子

(前田)松平筑前守慶寧

(蜂須賀)松平阿波守齊裕

松平修理大夫忠徳

(後野長則、美州藩主)
松平安藝守

松平陸奥守忠宗(伊達 慶邦)
 松平三河守慶倫
 細川越中守齊護(池田)
 松平相摸守慶徳(池田)
 松平大膳大夫齊広(毛利)
 松平越前守茂昭
 松平左京大夫頼字(鍋島)
 松平肥前守齊正
 藤堂和泉守高猷(黒田)
 松平美濃守齊溥
 松平肥後守容保(池田)
 松平内蔵頭慶政(池田)
 上杉弾正大弼勝義(齊藤)
 松平兵部大輔慶憲
 松平出羽守定安
 酒井雅楽頭忠頭
 松平大學頭頼誠
 松平播磨守頼繩
 宗對馬守重正(慶徳)
 有馬中務大輔頼永(慶徳)

三月三日

一八 上巳ノ賀式登宮一列人名

右幕府簿書所記

(幕府沙汰書にて補註)

一例ノ通御内書渡之内、松平修理大夫家督御礼以前二付
 献上無之、松平秀麿(義徳)幼少二付不相渡候事、

南部美濃守行信(利根 山内)
 松平土佐守豊範
 松平大和守直侯
 松平右近將監武聡
 佐竹右京大夫義堯
 伊達遠江守宗徳(長瀬)
 松平安藝守齊肅(出火遠 慶何中)
 両本願寺光威(馬場)
 修理大夫養祖父隠居
 松平大隅守齊興(出火遠 慶何中)
 安芸守養祖父隠居(出火遠 慶何中)
 松平備後守(出火遠 慶何中)
 三河守養父隠居
 松平確堂齊民

大広間 出御、

御先立

御中殿 御着座、

松平 和泉守 (乗全、老中、西尾藩主)

松平 筑前守 (前田慶寧、加州藩主)

細川 越中守 (齊藤、熊本藩主)

松平 左京大夫 (頼学、西条藩主)

上杉 弾正 大御 (齊藤、米沢藩主)

松平 出羽守 (定安、松江藩主)

初テ松平修理大夫 (島津茂久、薩州藩主)

松平 大學頭 (頼誠、守山藩主)

松平 播磨守 (頼綱、常陸府中藩主)

有馬 中務大輔 (慶頼、筑後久留米藩主)

藤堂 大學頭 (高猷、津藩主)

松平 下野守 (黒田長知、筑前藩世子)

松平 長門守 (毛利元徳、長州藩世子)

佐竹 右京大夫 (義興、久保田藩主)

伊達 遠江守 (宗徳、宇和島藩主)

丹羽 左京大夫 (長因、二本松藩主)

初テ松平安藝守 (淺野長訓、芸州藩主)

頼 堀田 備中守 (正陸、老中、佐倉藩主)

頼 松平 伊賀守 (志面、上田藩主)

右一人ツ、出座、御下段御敷居之内ニテ御礼、

松平 掃部頭 (頼升、守山藩世子)

頼 松平 大藏大輔 (前田利声、富山藩主)

初テ津輕 土佐守 (承昭、弘前藩主)

榊原 式部大輔 (政恒、高田藩主)

奥平 大膳大輔 (官服、中津藩主)

右一人ツ、出座、於板縁御礼過テ、松平遠江守・松平

主水正始在府之諸大名五人ツ、出座御礼、次交替寄合

表高家御目見畢テ、

金 地 院 (臨濟宗南禅寺)

護持院權僧正 (新義真言宗)

右罷出、御下段御敷居之内ニテ御礼相濟テ、御間之御

禰・陣子和泉守 紀伊守開之、御敷居際 立御、御次伺公之面々

一同 御目見、此節落縁ニ猿案共並居、一同平伏畢テ

入御、

御先立

右幕府簿中所記

一 九 太守茂久公御元服布告

松平和泉守

太守様御元服被 仰付候間、去ル七日 御登城可被遊

旨、前日御老中様御連名之御奉書御到来、御登城御

黒書院へ 公方様出御、於御前御一字御拝領、從四位

下少將被 仰出御懇之被為蒙 上意、御盃・御肴御頂

戴、御道具御拝領、御名修理大夫様、御実名茂久公ト

御改、御先格之通万端首尾能被為濟候段御到来候、依

之御一門方島津左衛門一列、大身分寄合・寄合並・右

之嫡子・末子月次御礼罷出候面々明廿六日 登城、

御両殿様へ御祝儀於席々謁御家老可申上候、

二月廿五日 安政六
己未

伯耆 島津
久福

登 島津
久包

駿河 新納
久仰

伊織 津山
久成

二〇 参考 島津久明家記鈔

太守様御元服被

仰付候間、去ル七日

御登

城可被成旨、御老中様御連名之

御奉書御到来、

御登 城御黒書院へ

公方様出御、於

御前御一字御拝領、從四位下

少將被 仰出、御懇之被為蒙

上意、御盃・御肴御頂戴、御道具 御拝領、御名 修

理大夫様、御実名 茂久公御改、御先格之通万端首尾

能被為濟候、御祝詞申上候、

二月廿六日

使者

谷山與右衛門(久明旧名 島津又六 郎家来)

御一門家及ヒ大身分一所持等ノ一列御祝詞僉ナ同様ナリ、

二一 水軍兵士停止布達

水軍兵士被仰付置候面々、此節別段勤方等被仰付候条、
コレ迄被下置候御切米之儀ハ、以来不被成下候条、此
旨可承向へモ可申渡候、

二月

駿河

軍艦製造及ヒ水軍創設ハ、斉彬公特ニ御心ヲ竭サレタルハ悉ナ
人知ルカ如シ、然ルニ御逝去ノ後、財政不都合ノ口実ヲ以テ国
事必要ノコトモ廃棄シ、水軍ノ如キモ如斯、是レ島津豊後・新
納駿河等ノ措置ニ出タルカ故、人心甚タ穩カナラス、物議囂々
タリ、時情前卷ニ記スカ如シ、
(久仰) 斉彬公(安政五年)

二三 茂久公御相統御就封賜暇（三月十三日）

上使〔發給、老中、前掛川藩主〕太田備後守

松平阿波守裕齋

右就參府被遣之、

同脇坂中務大輔

銀 百枚

初テ松平修理大夫茂久

卷物三十

右就御暇被遣之、

右幕府簿中所記

二三 茂久公御就封賜暇謝恩ノ為御登宮

三月十五日

不時御礼之面々へ、少々御頭痛氣ニ付、御表 出御不
被遊、老中演達有之旨、大目付伊澤美作守席々へ罷越〔政邊〕
達之、其後御目付ヨリ寄セ有之、

參勤

松平阿波守

御暇

初テ松平修理大夫

同

稻葉伊豫守〔親通、臼杵藩主〕

小笠原左衛門佐〔長守、越前勝山藩主〕

同

初テ〔光貞、大津藩主〕分部若狭守
〔龍彬、鹿島藩主〕鍋島熊次郎

娘婚姻之御礼

酒井左衛門尉〔忠興、庄内藩主〕

名代小笠原佐渡守〔長國、唐津藩主〕

婚姻之御礼

稻葉長門守〔正邦、流藩主〕

家督之御礼

松平鹿次郎〔山内豊範、土州藩主〕

隠居之御礼

松平容堂〔山内豊信、前土州藩主〕

名代毛利左京亮〔元周、長府藩主〕

家督之御礼

京極於菟之助〔高典、多度津藩主〕

隠居之御礼

京極老岐守〔高孫、前多度津藩主〕

名代 毛利安房守 (高梁 佐伯藩主)

病後之御礼

井上筑後守 (正和 高岡藩主)

右今日

公方様少々御頭痛氣ニ付、御表

出御不被遊、追テ

御目見可被 仰付段、於御白書院縁類、掃部頭・老中

列座、和泉守申渡之、

但一同ニ出席被仰渡候旨、御目付ヨリ達之、右ニ付

座順之儀、御礼書之順ニ出席可致哉ト問合候処、

席順ニ出席可致旨、御目付神保伯耆守申聞候ニ付、

阿波守・修理大夫・鹿次郎三人前類、酒井左衛門

尉名代ヨリニ夕類・三類ニ一同出席、

右幕府簿記所記鈔写

二四 英国測量船渡来藩内予達

御小姓与番頭へ

近比英吉利国船、長州下ノ關又ハ豊前ノ小倉辺へ渡来
之由相聞候処、右船ノ内ニモ候哉、当分筑前博多近辺
へモ来着、海岸諸所測量致シ、今ニ滞船ノ様子ニ候、

付テハ不日 御領内へモ可致渡来ハ必定之事候処、御

国ノ儀東南西海岸別テ手広ノ事ニテ、(薩摩郡) 熊毛郡 甌島・屋久島等

ハ不及申、於内地ハ加世田野間岬(同七) 坊岬(肝属郡) 或佐多岬等ハ、

内海モ海辺高岳之場所ヲ目標ニ致シ、方位ヲ起シ、度

数ヲ測リ、或暗礁之有無、海中ノ浅深ヲ計量致候時、

猥リニ及上陸候儀ハ相違有之間敷、其期ニ至リ程能及

理解、無事平穩之所置可致ハ勿論ノ事候得ハ、全体言

語不通之異人共へ対シ、聊之意味ヨリ終ニ大事ヲ引起

シ候時機成立候モ難計候付、掛御役々能々入念不取計

候テハ屹ト不相濟、就中 御城下辺異船渡来及上陸候

得ハ、年若ノ面々前後之不及思慮、直様可致殺害ナト、

一途ニ存込居候族モ有之哉ニ相聞へ、於公辺未御打払

之御命令モ無之、御親睦之國々へ対シ万一モ理不尽ニ

事ヲ破リ、日本ノ大事ヲ此 御方ヨリ引出候時ハ、則

チ 御国難可致到来事ニテ、此節之儀実ニ不容易場合

別テ心配之事候間、 御領海諸所へ異船渡来之節、前

条不勘弁之族無之様、前広取締向之儀ハ、手厚致吟味

可被申出候、尤依時宜速ニ到来モ難計差掛之事候間、

急速ニ取調可被申出候、此段モ分テ申達候事、

三月十五日

右通於江戸被 仰出候旨申来候条、不洩様早々可被申
渡候、

三月廿八日 駿河

二五 安田助左衛門日記鈔

安政六年三月十日

去々三月 (和洋折衷式) 御備組絵図 順聖院様ヨリ 御沙汰被為

在、取シラへノ上再応 御覽、此通ニテ宜シク候間、

絵図等屹ト立派ニ取り仕置置候様、御沙汰被為 在

候処、御逝去ニテ取仕立方不相調候付キ、今日ヨリ宮 (高津園書別邸)

ノ城下屋敷へ別勤座相立チ取りシラへ候、然ル処右別

勤方ノ儀、五月三日 御下国前相成、旁御勤考ノ訳モ

有之候間、今暫見合候様駿河殿ヨリ承知イタシ引キト (新納久仰)

り候、成就前ニテ残多候(文久元年第十七卷市米広貫力軍

事建言参照) (石室秘稿安田助左衛門日記(国立国会図書館所蔵)に所載)

二六 茂久公御帰国賜暇武家諸法度授受

(三月十八日)

二六ノ一

松平修理大夫・稻葉伊豫守・鍋島熊次郎於御白書院縁
頬、掃部頭老中列座、供連之儀和泉守申渡之、

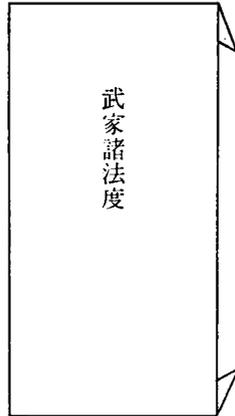
但前文拝領物相濟、三人一同出席被申渡、小笠原左

衛門佐・分部若狭守ハ当秋大坂加番ニ付、本文申
渡無之、

右幕府簿鈔写

二六ノ二

武家諸法度茂久公拝受



武家諸法度

一文武忠孝ヲ励シ可正礼義事、

一参勤交代之儀、毎歳可守所定之時節、従者之員数不可

及繁多事、

一人馬・兵具等分限ニ応シ可相嗜事、

一新規之城郭構宮堅禁止之、居城之隍壘・石壁等敗壞之

時ハ、達奉行所可受差図也、櫓屏門以下ハ、如先規可

修補事、

一大船製造可言上事、

一 企新規、結徒党成誓約、并私之関所・新法之津留制禁事、

一 江戸并何国ニテモ不慮ノ儀有之トイフトモ、猥不可懸集、在国之輩ハ其所ヲ守リ、下知ヲ可相待也、何処ニ

テ雖行刑罰役者之外不可出向、可任檢使之左右事、

一 喧嘩口論可加謹慎、私之爭論制禁之、若無抛子細有之

ハ、達奉行所可受其旨、不依何事令荷担ハ、其咎本人ヨリオモカルヘシ、并本主之障有之モノ不可相抱事、

附頭有之輩之(ハカ)、百姓訴論ハ其支配ヘ令談合可濟之、

有滞儀ハ評定所ヘ差出之可受捌事、

一 国主・城主一万石以上、近習并諸奉行・諸物頭私不可

結婚姻、惣テ公家ト於結縁辺ハ、達奉行所可受差凶事、

一 音信・贈答・嫁娶ノ規式、或饗応、或家宅宮作等其外

万事可用儉約、惣テ無益ノ道具ヲコノミ不可私之奢事、

一 衣裳之品不可混乱、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上

免許之事、

附徒若党之衣類ハ羽二重・絹・紬・布・木綿、弓鉄

砲之者ハ紬・布・木綿、其下ニ至リテハ万ニ布・

木綿可用事、

一 乘輿ハ一門之歷々・国主・城主壹万石以上并国大名之

息・城主及侍従以上之嫡子或年五十以上許之、医師・僧家ハ制外事、

一 養子ハ同姓相応之者ヲ撰ヒ、若無之ニオイテハ由緒ヲ正シ、存生之内可致言上、五十以上十七歳以下之輩及

末期雖致養子吟味之上可立之、縱雖実子筋目違タル儀

不可立事、

附殉死之儀弥令制禁事、

一 知行之所務清廉沙汰之、国・郡不可令衰弊、道路・駅

馬・橋舟等無断絶可令往還事、

一 諸国散在之寺社領、從古至于今所附來ハ不可取放之、

勿論新規之寺社建立弥令停止之、若無抛子細有之ハ、

達奉行所可受差凶事、

一 万事應江戸之法度、於国々所々可遵行事、

右条々堅可相守者也、

安政六年九月二十五日

徳川家治政、尔来諸大名家督相統毎ニ該書ヲ附与シ、然シテ後

誓詞血判セシムルヲ恒例トス、蓋三代家光公ニ創初セラレタリ

ト言フ(將軍家代替毎ニ多少文旨ノ異ナルアルモ大体ニオイテ

ハヲナシ)

二七 諸大名參勤帰国道中鉄砲為持云々布達

覚

參勤御暇之節願濟ニテ、道中往来共鉄砲為持関所々々通行致シ、并家来交代之節モ全様持通り候得共、代替リノ節ハ先代願濟ニ候共、改テ相伺候様向々へ寄々可被達置候事、

四月

○治世以来諸侯カ參勤往来ニ鉄砲携帯ヲ禁止セラレタル故、本藩ハ大坂マテ小銃四五挺ヲ備へ、東海道ニハ弓槍ノミヲ備へタリ、斉彬公ハ安政元年時事ノ迫レル旨ヲ上申セラレ、僅ニ十挺ノ小銃ヲ備ヘラル、ノ許可ヲ得ラレタリ、其願文等ハ同年ノ部ニ記ス(參看)

二八 太守茂久公御初入部

萬延元庚申年五月十九日、御初入部御着城御式事御先規ノ如シ、御礼使島津壬生(久敷、佐志郷ノ領主、御小姓皆番頭御用人兼幕)即日日立江戸ニ向フ、而シテ江戸邸番頭勤務ヲ命セラル、
(此の記事は編纂違イカ)

二九 遠馬ノ弊ヲ匡ス

三月二十四日備後守殿御直渡
(太田實始、老中、前辨川藩主)

大目付

御目付

(安政三年)

遠馬之儀、去ル辰年中ヨリ乘試ノ主意ヲ以諸向届之上、遠方迄モ罷越候様相成候儀ニテ、近来ノ時勢武備勵之一端ニテ、相当之様ニハ相聞候得共、其意ハ左迄之筋合ニモ無之、当年ハ遠方迄度々乘試之儀、諸向ヨリ届モ出候儀、強テ差止候程之儀ニハ相聞不申候得共、余リ盛ニ至候ハ、内実ハ遊參ノ姿ニ相成可申、終ニハ一体ノ主意ヲ失ヒ、却テ不取締之弊ヲ生間敷トモ難申候間、老中・若年寄ニハ遠馬之儀、先ツハ容易ニ不罷出方ニ申合候間、相合向々へモ程能達置候様可被致候事、

三月

藩内布達全前

三〇 武器及ヒ銅器ノ類外国輸出ヲ禁ス

一 甲冑・刀劍并都テ附属之小道具類、

一 銅并銅器之類、

右之品々相對ニテ、外国之者共へ売渡候儀不相成候、若心得違ニテ売渡候者於有之ハ、其当人ハ勿論、五

人組迄モ可被罪科候、
マ、(如脱力)

右之趣御領・私領・寺社領共不洩様可触知者也、

五月

別紙通從 公義被 仰渡候条、不洩様可致通達候、

五月

御家老座印

三一 外国人散步取締令(七月十六日)

間部下総守殿御渡(陸奥、老中、磨江藩主)
(整十七日觸脱力)

大目附

御目附

外国人歩行之節、途中不作法無之様、各国長官之者江

申達置候儀ニハ候得共、御国法ノ弁ヘモ無之者ニ付、

自然途中行合不都合ノ事モ有之候ハ、(可成文種便ニ取扱力)可成穩ニ取扱、

其段外国奉行ヘ可被相届候、尤右之趣、家来共ヘモ兼

々可被申付置候、

右之通可被相触候、

七月

(幕府沙汰書にて補註)

右ノ趣御触有之候間、町方ニ於テモ不都合ノ儀無之様

穩便ニ取扱候上、月番町奉行所ヘ可訴出旨、同十九日

町触有之、

藩内布達全前

(七月九)
五月

三二 御軍賦改制令

一 御軍役人数賦等之次第、

一 御先代様方御作法基本ニ相立、尚又用捨致斟酌、左之通被仰付候、

一 知行高百石ニ付、從卒式人・主從三人之出役被仰付候、

一 知行高百石ニ余リ、一人前不相成候端高井一人分不引

足小高之分ハ被屯置、小高・無高之諸士ヘ配当出役被

仰付候、

一 高持病氣幼少等ニテ、其家内ヨリ出役不相調候ハ、

又ハ寺社領高之儀ハ士同断、小高・無高之諸士ヘ配当

出役被仰付候、

一 陣中飯米之儀、五拾石以上三拾日、四拾九石ヨリ三拾

石迄ハ二拾日自飯被仰付候、二拾九石以下ハ御物御構

被仰付候条、兼テ其心得ニテ可致用意置候、

一 前立物・差物并笠印・袖印(此時分マテハ甲冑ヲ用ヒタリ)

一 甲前立物ハ、御領国中は迄之通角ヲトシ一ノ字、

一 御城下士笠印・袖印図之通、

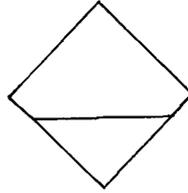
但笠印地晒絹好次第、袖印ハ晒四半、笠印



袖印

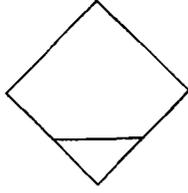
一横三寸五分
一長サ一尺
一裾紺三分一組
一地白紋染出シ
裾紺六組同様

一 一番組ハ



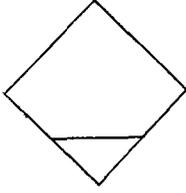
白地ニ裾紺

一 二番組ハ



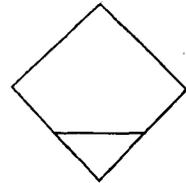
黄地ニ裾紺

一 三番組ハ



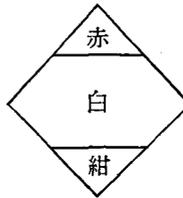
浅黄ニ裾紺

一 四番組ハ



赤地ニ裾紺

一 五番組ハ



赤白ニ裾紺

一 六番組ハ



朽葉浅黄ニ裾紺

但小番・新番ニモ戦兵ニ出候面々ニハ、其方限ノ組色可相用、

如斯改正シタルモ、新ニ制定シタルニアラス、嘉永元年ノ改革不完全ナルヲ、更ニ城下六組ニ分チテ、出軍ノ制ヲ定メタルモノナリ、

三三 外国交易金銀幣通用布令

五月二十四日備後守殿御渡、即日触

〔太田實始、老中〕

大目付

御目付

外国交易御開ニ付テハ、彼国ノ金銀其ノ俣通用可致候、尤金ハ金、銀ハ銀ト量目ヲ以テ取遣イタシ候筈ニ候条、此度吹立被

仰付候新小判・一分判・二朱銀、目方ノ割合ニ膺リ無〔症シカ〕差支可致通用候、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様早ク可触知モノ也、

五月

右之通可被相触候、

〔幕府沙汰書にて補註〕

藩内布達全前

三四 貨幣兩替云々布告

五月二十四日備後守殿御渡、即日触

大目付

御目付

世上通用之為此度二朱銀吹立被 仰付候間、右二朱銀ハヲ以金一兩之積、尤一分銀・一朱銀ハ追テ吹直被

仰出候得共、夫迄ハ取交銀、錢共兩替無滯可致通用事、

一小判・一分判此度吹直被 仰付候条、兩替之儀ハ是迄

之通相心得、金銀取交可致通用、尤通用日限之儀ハ追

テ可及沙汰候、

一保字小判・一分判之儀ハ、追テ停止可被 仰出、夫迄

之間保字小判ハ一兩一分、同一分判ハ一分一朱之積ヲ

以テ取交通用可為事、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様早々可触知者也、

五月

藩内布達全前

此布令ニ対シ、金銀貨價格・外国貨幣及ヒ我国固有ノ金銀銅貨比較表ハ、文久元年ノ部ニ詳記ス、参照スヘシ〔以下貨幣ニ関スル布告類ハ全前〕

三五 異状ノ衣服冠物ヲ禁ス

五月二十四日備後守殿御渡、来ル廿七日触

大目付

御目付

百姓町人共衣服・冠物之儀ハ風俗ニ拘リ候間、異風之身形致間敷旨、前々ヨリ相触候趣モ有之候得共、向後(洋服、洋帽ヲ被ルモノアリ)異形ノ衣服・冠物等相用ヒ候儀、弥以御制禁ニ候、万一心得違之者有之候ハ、見掛次第召捕、吟味之上急度可申付候、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様可被相触候、

五月

藩内布達全前

三六 幕府ノ徽章紋号ヲ禁ス

五月二十八日下総守殿御渡、翌二十九日触(閩部詮勝、老中)

大目付へ

御紋附之品々売買之儀ハ、兼テ御制禁之処、近来江戸絵図等へ、御紋彫刻出版致シ候分有之候得共、向後ハ不相成事ニ候、

右之通町触申付候間、為心得向々へ可被違候、

五月

三七 官服或ハ書籍武器類外国人へ売与ヲ禁ス

五月二十八日下総守殿御渡、翌二十九日触

大目付へ

一 官服之類、

一 御法度之儀認候書籍並雲上明鑑、武鑑、其外官位・高等記候書類、

一 兵学書並板本ニ無之写本之類、

一 城郭陣列之図、

一 甲冑・刀劍并都テ附属之小道具、

一 銅、

右之品々相對ニテ外国之者共へ売渡候儀不相成、若心得違ニテ売渡候者有之候ハ、其当人ハ勿論五人組迄可被処罪科候、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様可触知モノ也、

五月

右之通可被相触候、

藩内布達全前

三八 五ヶ国交易許可内外人相對自由ヲ許ス

五月二十八日下総守殿御渡、翌二十九日触

大目付へ

魯西亞・佛蘭西・英吉利・阿蘭陀・亞米利加五ヶ国交

易御差許相成候間、当未六月ヨリ神奈川・長崎・箱館三港ニ於テ商人共勝手ニ可遂商売候、

右之者共舶来之品々売捌候ハ勿論、居留ノ外国人共見世売之品諸人買取候儀モ、是又勝手次第タルヘク候、右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様可触知者也、

五月

右之通可被相触候、

藩内布達全前

三九 新鑄金貨通用及ヒ引換ノ令

五月二十九日備後守殿御渡、即日触

大目付へ

此度吹立被 仰付候新小判・一分判・二朱銀共、六月朔日ヨリ通用可致候、尤有来金銀取交、請取方・渡方両替共無滞通用可致候、

一 保字小判・一分判ハ、新小判・一分判並二分判・二朱金取取引替候筈ニ候条、別紙名前之者方へ追々差出引替可申事、

一 武家其外町人共へ相對ニテ申付、右名前之者方へ差出、〔其町人へカ〕為引替候儀モ勝手次第第二候事、

一新小判・一分判・同二朱銀兩替ニ付、切實之儀諸金銀同様相心得取遣可致事、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様可触知モノ也、

五月

右之通可被相触候、

藩内布達全前

〔幕府沙汰書(東京大学所蔵)新訂増補國史大系50続徳川史紀第三篇にて補註〕

四〇 神奈川開港外国人遊歩地程布告

六月二日下総守殿御渡、来ル八日触

大目付へ

神奈川港御開有之、外国人共同所へ居留、且六郷川筋ヲ限り、其ノ余最寄十里之内歩行御差許相成候ニ付テハ、同所奉行支配向之者取締トシテ相廻候間、都テ外国ニ拘り候儀ハ、支配向之者打合取計、支配向不居合節、外国人ニ付不都合之儀出来候ハ、早速同所奉行へ申出、差図請候様可致候、右十里之内領分知行有之分ハ勿論、往来旅人等ニ至迄右之段相心得、不取締之儀無之様可致候、

右之趣神奈川最寄領分知行有之向々へ可被相触候、

六月

藩内布達全前

四一 外国人依頼ノ書類及ヒ品物送与取締令

六月二十二日備後守殿御渡、来ル二十五日触

大目付へ

外国交易御取開有之、外国人開港場へ船ヲ寄、其最寄
 リ居留ヲモ御差許ニ相成候ニ付テハ、其所之者ハ勿論、
 海上又ハ途中何レノ場所ニテモ、外国人ニ出会候節、
 書状届方等頼レ、或ハ品物ナト贈リ候共、堅ク断及フ
 ヘク、若無余儀請取候儀有之ハ、右品持参委細之儀、
 早々其筋へ申出ヘシ、隱置後日相頭ルニ於テハ、吟味
 之上可被処罪科モノ也、

右之趣御料・私領・寺社領共、不洩様可触知候、尤天
 保十三寅年被 仰出候浦々建札ハ取払可申候、
 右之通可被相触候、

六月

藩内布達全前

四二 新古貨幣交換価格

六月二十三日備後守殿御渡、来月二日触
〔天田資始、老中〕

大目付へ

古金引替差出方之儀、今度小判・一分判吹直、並保字
 小判・一分判歩増通用被 仰出候ニ付、此後引替差出
 候者へハ、道法遠近ニ不拘御手当相増候割合左之通、

一 慶長 武蔵判金	百兩ニ付	代り金二百五十八兩
一元 祿金	百兩ニ付	同 百七十八兩
一 乾字金	百兩ニ付	同 百三十五兩
一 享保金	百兩ニ付	同 二百六十六兩
一元 文金	百兩ニ付	同 百五十兩
一 真字二分判 一文政金	百兩ニ付	同 百三十兩
一 草字二分判	百兩ニ付	同 百二十三兩
一 五兩判	百兩ニ付	同 百五十兩

右之通増歩御手当被下、引替人御手当之儀ハ、是迄之
 通都テ百兩ニ付金二分ツ、被下候間、聊モ不貯置、江
 戸・京・大坂其外諸国引替御用相勤候者共ノ内へ差出、
 早ク引替可申、若シ此上貯置候モノ於有之ハ、札之上
 急度可及沙汰候間、御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭
 ニテ其旨相心得入念可申付候、
 右之趣向々へ不洩様可被相触候、

六月

藩内布達全前

価格比較表ハ前二記スルカ如シ、如斯価格非常ニ騰貴シ、随テ物価モ上騰、一般困難人心恟々物議紛紜乱兆漸ク顕ハレタリ、

四三 府下山王神田二祭ノ繁栄ヲ促ス

六月二十九日備後守殿御渡

四三ノ一
大目付へ

山王・神田両祭礼之儀ニ付、是迄度々評議致シ被申聞候趣モ有之候処、右祭礼之儀、是迄之振合ニテハ、市中景氣引立不申衰微ニ及ヒ候趣、町奉行ヨリ再申立、今般外国交易御取開、外国人居留之者モ有之候ニ付テハ、市中諸色潤沢不仕候テハ難相成儀ニ付、景氣引立之為祭礼附礼等御曲輪内へ引入候儀、前々之通可相心得旨、別紙之通町奉行へ相達候間、可被得其意候事、
〔幕府沙汰書にて補註〕

四三ノ二
町奉行へ相達候書取

山王・神田両祭礼附祭等、御曲輪内へ引入候儀、向後前々之通可被心得候、尤華美仰山成ハ勿論、踊屋台・地踊等差出候共、歌舞戯・狂言同様之品、且歌舞戯繰座へ拘り候芸人之類ハ、不差出様可取計候事、

四四 外国人ニ武器買受ヲ允ス

〔六月廿日下總守殿御渡、翌廿一日脱力〕

大目附江

各国舶来之武器類開港場へ見本為差出置候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至迄買受候儀不苦候、望之面々ハ勝手次第最寄開港場運上所へ罷越承合候様可致候、
〔各藩土ヲ云フ〕
〔脱力〕

但芝生町新道ヨリ南横濱町迄之場所ハ混雜致候間、馬上又ハ馬率入候義ハ無用ニ候、

右之通可被相触候、

六月

〔幕府沙汰書にて補註〕

別紙通從 公義被 仰渡候条、不洩様早々写ヲ以テ可致通達候、

六月

御家老座印

四五 外国人書状類伝達取締布告(六月廿二日)

太田備後守殿御渡

大目附へ

外国交易御取開有之、外国人開港場へ船ヲ寄、其最寄居留ヲモ御差許相成候ニ付テハ、其所ノモノハ勿論、海上又ハ途中何レノ場所ニテモ、外国人ニ出会候節、

書状届方等頼レ、或ハ品物杯贈リ候共、堅ク断ニオヨ
ブ可ク、若無余儀請取候儀有之ハ、右品持參委細之儀
早々其筋ヘ可申出、隠シ置後日相顯ル、ニ於テハ、吟
味之上可被処罪科モノ也、

右之趣御領・寺社領共、不洩様可触知候、尤天保十三
年寅年被仰出候浦々建札ハ取払可申候、

(右之通可被相触候脱力)

〔新訂増補國史大系50統徳川実紀第三篇にて補註〕

右之趣同廿三日町触有之

四六 外国金銀貨通用価格布告(六月廿三日)

外国金銀共其尽通用被仰出、金ハ金、銀ハ銀ト量目ヲ
以取遣致シ候筈ニ付、此度吹立被仰付候新小判・一分
判・二朱銀目方ノ割合ニ応シ可致通用旨、最前相触置
候所、一分銀モ当時通用致候上ハ、当分ノ内外国銀一
ドルラルト唱候、目方七匁二分ノ銀一ツト一分銀三ツ
ト取遣可致通用候、
右之通可被相触候、
右之通御書付出候間、町中不洩様可相触候、

六月廿三日 町年寄

役所

四七 高輪東禅寺及ヒ麻布善福寺逗留外国人 取締達書(七月五日)

(東京都港区) 同七

外国人高輪東禅寺・麻布善福寺へ逗留市中中遊歩之儀、
御差免相成候ニ付、追テ及沙汰候迄、当分ノ内町役人
自身番屋へ相詰居、外国人通行致候ハ、罷出取締方
等厚可心付旨申渡置候処、今以婦国無之、数日番屋へ
相詰候テハ、町入用ニモ相響難義可致候間、右両宿寺
最寄町々ハ勿論、是迄外国人度々通行イタシ候道筋並
繁華ノ場所ハ、右申渡之通相心得、其余之町々ハ町役
人共自身番屋へ詰居候ニ不及、外国人最寄へ罷越候ハ
、早速自身番へ相詰、隣町へモ申通シ、町内通行之
節ハ罷出、持場限り心付不取締之儀無之様可致、右之
通於南御番所被仰渡候間、町々早々行届候様可被致候、
此段相達申候、以上、

七月五日 名主中へ

市内ノ各町江布達書之類ハ、藩邸留守居江名主ヨリ通知スルモ
ノナル故、取締ニ関スル書類ハ皆同様ナリ、

四八 西洋書籍売買検査布令(七月六日)

大目付へ

西洋書籍之儀ニ付テハ、兼テ被仰出之趣モ有之候処、^(候九)
 今般神奈川・長崎・箱館開港之上ハ、右場所々々ニ於
 テ外国商人共ヨリ直買致候書籍ハ、運上役所へ差出、
 改印受候様可致候、若心得違ニテ改印無之、聊ニテモ
 御制禁宗門之事ニ相涉リ候書籍類取扱候者於有之ハ、
 嚴科ニ可被処候、
 右之通向々へ可被相觸候、

七月

別紙通從 公義被 仰渡候条、不洩様可致通達候、

七月

御家老座印

四九、金銀濫出取締達書(七月九日)

神奈川表ニ於テ貿易相始候処、外国人兎角新・古小判
 ヲ相望、小判ニテ買入候へハ、諸物価格外ニ引上ケ相
 渡候間、横濱居住之商人共御府内へ小判仕込トシテ、
 追々罷出候哉ニ相聞、御府内商人共モ景氣承リ、是又
 小判所持罷越取引可致哉、左候テハ御國ノ金外国へ追
 ヲ流レ入候ハ必定ニテ、以之外ニ付、心得違之者無之
 様名主支配限リ精々可心付候、

右南御番所ニ於テ、開港掛中田郷左衛門殿ヨリ被仰渡
 候間、兩替屋并神奈川表へ出店差出候者共ハ勿論、其
 筋商人共へ不洩様精々心付、行違無之様可被致候、此
 段相達申候、以上、

七月九日

名主江

前書同様通知

五〇〔外国人市中通行町々取締〕

七月十六日町触

五〇ノ一

南北小口年番

名主共へ

外国人共市中通行致候節、町々取締向心得方等之儀ハ、
 兼々触申渡置候趣モ有之候所、此程滞留之外国人市中
 步行御差許相成、町々通行之節往来人之内ヨリ礫ヲ投、
 又ハ種々ノ悪口杯致候者モ有之候哉ニ相聞へ、不埒之
 事ニ候、兼テ申渡置候通り其時々町役人共罷出、右体
 ノ儀ハ嚴敷相制、万一不取用不法ノ及所業候者モ有之
 候ハ、捕押へ最寄出張ノ組ノ者江申立候欺、又八月
 番ノ番所へ召連訴出候様可致候、
 右之趣組々並番外迄不洩様早々可申通、

右之通被仰渡奉畏候、為後日仍如件、

未七月十四日

五〇二

南北小口年番

名主受印

右之通南御番所於当番所中村治郎八殿被仰渡、尤モ此程外国人日本橋辺通行之節、礫ヲ投患口致、其節町役人共自身番屋ニ罷在、兼テ被仰渡儀有之候所、畢竟等閑故之儀ニ付、以來右様之儀無之様精々可申通旨、御演舌ニテ御同人被仰合候旨、小口年番ヨリ達来候間、此段相達申候、以上、

七月十六日

名主

前記ニ同シク市内名主ヨリ通知セリ、

五一 魯西亜国軍艦七艘品川沖へ碇泊布告

(七月廿日)

間部(益勝、老忠)下総守殿御渡

大目付

御目付

覚

一昨十八日ヨリ魯西亜国軍艦追々入津、都合七艘品川

沖江致碇泊候間、諸事は迄ノ通相心得候様向々へ可被達候事、

五二 外国人市中歩行ノ節礫抛ツ者云々取締

(三九)

七月二十二日或ハ廿一日トモ言フ

間部下総守殿御渡

大目付江

往来又ハ橋上ニテ礫打間敷旨、前々ヨリ相触候趣モ有之候所、外国人市中歩行之節、礫抛候者有之哉ニ相聞、如何之事ニ候、向後末々ノ者迄、右体心得違無之様、取締方急度相守可申、若見受候節ハ、辻番所町役人等ニ於テモ精々制方可致候、右之通可被相触候、

七月此趣同二十三日町触有之

五三 横濱ニ於テ魯人斬殺セラル(七月廿七日)

暮六時横濱ニ於テ、何者トモ不知魯西亜人三人ヲ及切害、

或曰三人ノ内一人即死、一人ハ重手無程死ス、一人ハ薄手ニテ海中へ逃入無別条ト言フ、

當時嫌疑ヲ受ケタルハ、水戸オヨヒ本藩人ニアリシト云フ、

五四 非藏人日記鈔

七月廿九日

自伝奏衆番頭被招、相徳参会之処、

此頃世上悪病流行ニ付、公儀ヨリ其手当散菓郎中

一同へ被下候旨、関東ヨリ申来、此頃郎中へ右之趣

触書被出候ニ付、堂上方 召遣之者へ被下度候者、

関東ヨリ不申来候得共、所司代以取計御廻可申候間、

員数之義ハ伝奏方ヨリ御示可有之候、此頃甚敷流行

ニ付テハ、早々否可被仰越候事、

益智散本朝經驗方 藿香 益智 桂支 香附子 木香

右五味細末白湯嚥下、

右書取両通被相渡、非藏人郎中住居之輩、前件之散菓

郎中住居ニテ拝領可相成、郎中外之分拝領不相成分モ

可有之、依之所望之輩於相願ハ、拝領之義伝奏衆御取

計可被下、(目脱カ)後院上北面藏人・非藏人等モ同断之儀、番

頭共ヨリ示可遣被命、依テ上北面日向守召設申渡之処、(役カ)

及拝領度被申述、番頭示談之上、郎中住居之分モ未何

等之沙汰モ無之場所モ多分有之、依テ同列以下後院非

藏人ニ至リ、三百帖拝領相願度儀書取、伝奏月番廣橋
殿へ義邦令持参、

但以奉行衆御沙汰之処御参合無之ニ付、番頭へ直ニ

御沙汰、且武伝衆直ニ相願候義共、奉行衆へ相届

可置被命ニ付、三條西殿へ相届畢、願面有願書留、

(コレヲ)虎列羅病ノ我カ国ニ入りタルハ、安政五年ノ夏洋船ノ長崎ニ齎

シ来レルハ、諸書ニ記シタルカ如シ、然ルニ予防ノ方法ハ素ヨ

リ、治療法モ全ク開ケサル故、倏チ全国ニ延蔓シ、死亡者夥シ、

故ニ如斯施薬或ハ從來瀉劑暴瀉ノ療法ヲ訓示セラレタルモノ

ナリ、

五五 外国銀貨價格比較布達(七月廿八日)

(箱館奉行への達書カ)

外国銀ドルラルト唱候目方七匁二分之銀一ツト、一分

銀三ツト取遣可致通用旨相触置候所、右ドルラル銀目

方異同有之一定不致、数而已ヲ以引替差支候哉ニ相聞

候間、一分銀ト量目掛合之上取引通用可致候、

右之通可被相触候、

七月全二十八日町触 (天日本古文書集末外国関係文書之二十五にて補註)

五六 外国人散步瓦礫ヲ擲ツ者アリシヲ厳誡ス
(八月四日)

(安宅、老中、善野藩主)
脇坂中務大輔殿御渡

大目付 江

御目付

外国人共市中其外歩行致候節、故モ無之躑ヲ打、其外不法之儀仕掛ケ候者有之、右ハ畢竟末々勘弁モ無之者共之所行ニ可有之候得共、御国之御制度不被為届ニ相当リ、外国ヘ対シ御外聞ニモ相拘リ候儀ニ付、不法ニ及ヒ候者召捕、糺明ノ上夫々御仕置可申付候、併外國人之為ニ御国之人民御仕置相成候儀ハ、何共歎ケ敷難忍次第ニ付、此旨相弁ヘ心得違無之様、家来末々ニ至迄主人々々ヨリ能々可被申付候、

八月

藩内布達全前

五七 外国貨幣交換布令

(八月十三日紀伊守殿御渡、来ル十六日脱力)
大目附江

此度洋銀同位之銀ヲ以、(分)老步銀吹増被 仰付候間、在
来老步銀取交無滞可致通用候、
右之趣可被相触候、

八月

藩内布達全前

比較表前記ノ如シ、

五八 水戸藩ヘ下賜勅書

五八ノ一
勅説 幕府井水府ヘ

先般墨夷仮条約無余儀次第ニテ、於神奈川調印、使節(被力)ヘ相渡候儀、尚又委細間部下總守上京被及言上ノ趣候得共、先達テ

勅答諸大名衆儀被 聞召度被仰出候詮無之、(誠ニ脱力)

皇国重大ノ儀調印ノ後

言上、(徳川家茂) 大樹公

勸諭御伺ノ御趣意不相立、最

勅答ノ御次第ニ相背輕卒ノ取計、大樹公賢明ノ処、有司心得如何ト御不審被 思召候、右様ノ次第ニテハ蛮夷ノ儀ハ暫差置キ、方今御国内ノ治乱如何ト更深被惱 勸諭候、何卒公武御実情ヲ被尽、御合休永久安全ノ様ニト、偏ニ被 思食候、三家或ハ大老上京被 仰出候 処、水戸・尾張両家慎中ノ趣被 聞召、且又其余宗室(二脱力)ノ向モ同様御沙汰ノ由モ被 聞召候、(及脱力) 右ハ何等ノ罪状

(幕府沙汰書にて補註)

候哉難被計候得共、柳宮羽翼ノ銘々(面々カ)当今外夷迫々入津

不容易時節、已ニ人心ノ場向ニモ可相拘、旁被惱(辨カ)

宸衷候、兼テ三家以下諸大名衆儀被 聞召度被 仰出

候ハ、全永世安全公武御合体ニテ、被安

叡慮様被思召候儀、外慮計ノ儀ニモ無之、内憂有之候

テハ殊更深被惱

宸襟候、彼是国家之大事候間、大老・閔老其他三家・

三門・家門・列藩外様・譜代トモ一同評議評定ノ誠忠(群カ)(評定有之カ)

心ヲ以得ト相正、国内治平・公武御合体(論カ)弥長久ノ様、

徳川家ヲ扶助有之、内ヲ整外夷ノ侮ヲ不受様思召候、(御脱カ)

早々可致商議

近衛左大臣 忠照

鷹司右大臣 輔照

一條内大臣 実良(忠善カ)

三條前内大臣 実方

二條大納言 斎敬

近衛大納言 忠房

勅諭ノ趣被仰出候、右ハ國家ノ大事ハ勿論、徳川家ヲ

御扶助ノ 思食候間、會議有之、御安全ノ様可有勸考(二脱カ)

旨、以出格ノ思食被仰出候間、尚同列ノ方々三卿・家

門ノ衆以上隠居ニ至迄、列藩一統ニモ御趣意相心得候(同カ)

様、向々ハモ伝達可有之被 仰出候、以上、(被脱カ)

右八月八日武伝ニテ水戸留守居へ相達候ヨシ、(勅諭雙鈞(水戸彰考館所懸)水戸藩史料編輯にて補註)

水戸留守居
鵜飼吉左衛門(知信)

大坂蔵屋敷
小瀬傳左衛門(吉左衛門長子知明更名)

此時日下部伊三次ナル者ハ、京都ニ於テ鵜飼等一同ト拝承シ、

而シテ尚ホ近衛御父子ヨリ同案御授ケ、藩主へ相示シ尽カスヘ

シ云々ノ御内達アリシト言フ、水戸ニ於テハ幕府ノ嫌疑ニ罹リ、

或ハ藩論一定セサリシ故、各藩へ廻達ヲ怠リシヲ以テ、各藩有

志者ハ因循遅々タルヲ詰責シタルモアリシト、中ニモ本藩有志

者ハ前記ノ如ク、近衛殿ヨリ同案ヲ以テ御示シアリシモ、公然

各藩へ廻達セサルヲ憤リ詰論シタリト雖モ、水人ハ内情ニ妨ケ

ラレ、弁疏ニ日ヲ過シ、遂ニ幕府ハ疑獄ノ大事ヲ惹キ起シタリ

ト(岩下方平・大山綱良親話)

五九 水戸中納言殿(父子)謹責
(城中沙汰書八月廿七日)

八月廿七日水戸前中納言殿永蟄居、水戸表へ可被遣旨、
且水戸中納言殿ニハ差扣被仰付候、

水戸前中納言様御事、國家之御為筋之義被仰立候ハ、
御当然之義ニ候得共、御建白之次第御取用無之由、御
家之者ヲ以御見込之筋品々京都へ被仰遣、其上（加ニ）御養
君之儀ニ付テモ、輕キ者共宮方堂上迄取繕候始末、閑

東御暴政之筋ニ申成シ、人心惑敷為致、讒奏ケ間敷事
ヨリ終ニ重キ勅詔ヲ輕輩之手ニ被取扱、且綸旨懇
願等被致候儀、公武之御確執國家之大事ヲ釀候筋ニテ、
不易儀（候令御家之者共御内存ヲ察シ、私ニ周旋致候儀脱力）ニ候得共、素御心得方不宜ヨリ、右体之次第
ニ至リ、被对公義御後闇キ御所置ニ候、依之急度モ可
被仰出処、此度重キ御法会モ被為濟候ニ付、格別之思
召ヲ以水戸表へ永御蟄居被仰出候、

一水戸中納言殿御事、前中納言殿京都へ種々御内通被有
之候事ヨリ、御家來之者共御内意相察、不容易企ニ及
候次第、被对公儀総テ御後闇キ儀（毛脱力）ニ有之、御父子之間
柄無御抛儀トハ乍申、御取計方モ可有之処其儀無之、
就テハ御家來之者共嚴重ニ御取締可有之筈之処、無其
儀、剩へ御家來末々之者迄多人數出張致シ、右之御取
鎮方モ御不行届之至ニ付、急度モ可被仰出処、是迄追

々御配慮モ被有之候上之事ニテ、御情実止事ヲ不被得
候場合ニ相聞候、依之格別之思召ヲ以、御差扣可被有
之旨被仰出候、

○徳川刑部卿殿御隱居御慎、是迄之御領知等一橋附ニ被
仰出、

○水戸殿家老中山備前守へ、其方家柄ヲ不相弁、兼々厚
心得方可有之処、此度前中納言殿御心得違ヨリ、御家
來之者共不容易企ニ及候段、被附置候詮モ無之、不行
届之至ニ被思召候、依之急度モ可被仰出処、未若年之
儀ニ付、別段之御憐愍ヲ以差扣被仰付候、

○水戸殿家老共へ、其方共儀重キ御役儀ヲモ相勤候身分
ニテ、御家ニモ可拘程之儀ヲモ不心付、等閑ニ打過罷
在候段不念之至リ候、依之急度モ可被仰付処、以後之
御国政御取締第一之儀ニ思召候付、不及其儀候、右之
御主意厚相心得、此上公儀へ御苦勞不相掛様、取締向
急度可有之候、

○水戸殿家老安島帶刀切腹、同家來茅根伊與助死罪、吉
左衛門悴鶴飼吉之助獄門、同吉左衛門死罪、同鮎澤伊
太夫遠島、

○鷹司家來小林民部權少輔中追放、儒者池内大學同断、

近衛家老女村岡押込、(津崎屋子)
右夫々同日申渡有之(幕府簿中鈔写)

六〇 参考 非蔵人日記鈔

九條尚忠加増

八月十五日、九條閑白殿へ御使

当節御事多之折柄、天下国家之御為深ク被存込諸事格
段ニ被骨折、於 禁裏モ御安慮被思召候様被致心配、
御忠誠之段被聞召候ニ付、出格之訳ヲ以千石御加増被
成遣、且在務中別段米五百俵ツ、年々被下之、

同十六日、所司代方へ呼出 廣橋大納言(光成)

近年品々御事多之御時節出精相勤御感ニ思召候、依之
銀五十枚被下候旨被 仰出之、

同月十二日、同断伝奏兩人御招

禁裏炎上後追々御手厚被成進候処、御手元御不自由之
由ニ付、全御手元御座右之為御用途、御内々ヨリ金五
千兩被進候段被仰出候、尤是迄右様之御例モ無之候得
共、昨年御継続モ被為濟候御会尺旁、格別之訳ヲ以御
内々被進候思召ニ付、其段モ兩卿へ御達可申旨年寄共
ヨリ申来候事、

近来撰家方其外堂上之面々地下役人ニ至迄困窮、小祿
之向々心得違不取締之儀モ有之趣ニ被聞食、如何之事
ニ候、当節品々御用途多之折柄ニハ候得共、昨年御継
統モ被為濟候、御祝儀旁此度限格別之訳ヲ以一統へ金

二万兩被遣被下候、尤小祿之面々ハ勿論、一同御祝儀
旁御救助之儀ニ付、厚ク勤弁被致、御兩卿御附之者ニ
テ引受、永ク御救之御主意相立、不取締無之様可被取
計候、右ハ格別之思召ヲ以被遣被下候儀ニ付、已後之
例ニハ決テ難相成候事八月廿七日水戸前中納言殿水戸表へ永替居被、仰出、其外徳川刑部卿殿隠居儀等被 仰出、

六一 大山綱良西郷隆盛ニ与ル書

旧臘晦夜御乗付以来御安否不候得共、定テ御達者、
船中御究屈奉遙察候、(渡海船) 宿願君御事モ無是非御仕合、天
燃地尽キ三國ノ称是限りニテ、只吞声哭ク計リニ御座
候、(極力) 船中御一人御愁歎如何計リ候半、(舟内) 借今夕方久木山
帰着、(入カ) 草庵へ立寄、(翁脱力) 彼表時態予メ承聞、(兼左衛門) 堀等出立後又
々議論相交シ、(越前) 越モ漸ク持張リ、今更正論交シ難ク、
此方ノ議論ニ押付ラレ難黙止、(左右) 今度之手策モ出候筋ニ
相聞得、殊更橋本不立入候得共、(ハカ) 外ニ引合ヒ之人数無之、
併橋本事ハ三度被呼出、(乳御) 当分ハ屋敷へ親類預リニテ候

由、誰面会モ不出来由、(韋鳥)中根事ハ益嫌疑相カ、リ、既

ニ久木山出立前ニハ危ク成リ立候由御座候、此度堀發
足前治論モ此方ヨリノ議論ニ無理ニ応シ、ステバチ迎モ不被行
事ヲ捨撥ニ興復之筋ニ今更被窺候事ニ候、

一京畿今ニ探索嚴密、殊ニ貴名広大ニ成立、京近辺之事

何方ヘカ相潜居、尤多人數召列レ候テ、勃興之処大ニ

懸念致候由、兎角西郷天下ニ居ル内ハ世上穩ナラザル

トノ説專ニ被行候由、併忍向僕ノ口上ニ依テ安堵可致

ナラン、誠ニ浅間敷次第御座候、

一水府モ打捨ハ不致由、極内ハ老公ヨリ密ニ

主上ヘ御直ニ御往復被為在候儀モ、少々久木山相探リ付、

併子細ハ不分明ニ候(虚説ナリシト言フ)

一肥藩ヘ堀立寄候処、彼方当時長岡等嫌疑甚敷、旅客等

立入毛頭不調由、(山三郎)偕津田宅ニ於テ、社中四五輩会谈屢

及事談候処、彼方ヨリ申立候ニハ、我々共議論ハ御藩

ニハ少々相違御見限リモ有之筈候得共、迎モ此節出勢

ノ所モ容易ニ六ヶ敷、殊ニ主人ハ御国ト引替、全ク近

衛家杯之様御親睦モ無之、本ヨリ同盟中京辺之時情全

ク不相通、急速ニ突出ハ猶不容易場合ニテ、肥藩ニテ

イテハ、変ヲ相待ヨリ外ニ異論ハ無之トノ様子ニ御座

候由、勿論長岡ヘ面会モ不出来シテ、筑後府中ニオヒ

テ久木山出逢ヒ、篤ト形行申通シ呉候様伝言承リ候事、
右次第御座候間、迎モ方今勃興之処六ヶ敷、未タ天時

不至故敷、何レ今一機会ヲ相待申外無御座候、何分御

安慮可被成、偕亦堀生入京之処モ、今通ニテハ迎モ参

兼候様子ニ御座候、別紙有新書状写差上申候間御笑可

被下、是ニテ大体之時情モ相分リ無致方儀ニ御座候、

猶追々申上度早々如此御座候、謹言、
正月四夜 大やま大山綱良

菊地大君西郷当時ノ妾名

山川港ヘ

口書ニ

一於肥藩佐賀之情実聞合候処、当時ハ何モ打捨商一

篇ニ被振向貯金之由、中々応候処六ヶ敷、併不遠

變ニ陥リ候間、其節之用意ト御座候由、堀ヨリ此

段モ申来候、(天山綱良書翰(島津忠承氏所懸)にて補註)

西郷隆盛ハ清水寺ノ僧月照ト俱ニ投海、蘇生ノ後藩庁ハ幕府ノ

嫌疑ヲ憚リ、死没ノ旨ヲ以テ届出、然シテ菊地源吾ト變セシメ、

大島ニ潜匿セシメタリ、其際山川港ニ潜航中、大山綱良窃ニ這

書ヲ送リタリト、本書権原国幹予ニ示シタリ、当時情況ノ一端

ヲ知ルニ足レリ(投海始末參看)

六二 高崎猪太郎(五六旧名)水戸藩士ニ与ル書

手扣

高崎猪太郎留置書トアリ(本書卷ノ徳川家ニ在リ)

一近年夷賊大ニ跋扈シ、蔑如 神州ヲ属国同前、且君臣之名義大ニ致混乱、甚者ハ有 幕府ヲ知テ堂々タル天朝之尊ヲ不知ニ至候、右等之次第ニ成立候モ、偏ニ幕府万端所置ヲ被為失候故ニテ、誠ニ歎息痛恨之至ニ候、去年將軍家御薨去之後、執政之方々私断ヲ以夷賊之御所置大キニ当然ヲ失ヒ、天朝ヲ御輕蔑之姿ニ相成、汚辱之上ニ汚辱ヲ重ネ、当時忠誠貫天日候御宗室之三藩(尾水越ヲ言フ)ヲモ致窘戚何共残憤之至、実ニ天下之事不可言之勢ニ罷成、世界随一之 皇威モ頓ト是限ニテ、誠ニ以大変之仕合、今更如何之処置ヲ以、右等之大過失ヲ補益可仕計略可有御座哉、只管施スニ術計尽果候次第歎息無申計、右様之情態故賢明之諸侯ハ勿論、天下之有志及千思万慮候儀ハ不暇枚挙ニ、中ニモ於御藩ハ前中納言様不世出之御賢明ニテ、(御房、光徳)威・義ニ公之御遺志ヲ被為継、難有モ勤 王之尊志被為在候事、当時誰人カ匹敵スルモノ可有御座哉、抑外患之一条ニ就テモ、

深彼等カ情態御識察被為在、千緒万端御上書相成候儀、一同飽迄承知仕候儀ニテ、

將軍家ハ勿論、第一

皇朝之御為御功績無類之至ニ御座候、斯迄ニ御忠誠天日ヲ被為貫候御宗室之御方ヲ致窘戚、(應)只管私断ヲ以天下之大事ヲ致処置候義ハ、実ニ不落愚意仕合大息慟哭此事御座候ニ、乍恐

天朝ニモ当今之形勢ニ付、深被惱

宸襟御寝食ヲモ被遊御忘却 (供御モ忘レサセ玉ヒシハ事

実ナリト、久邇宮朝彦親王御親話記參照)、右等之大事ヲ

過リ候發吏ヲ退去、公武御合体長ク夷狄之大患消除仕

候様ニト、去秋(安政五年)恐多モ 將軍家江御一通、外ニ御藩御

名頭(水戸藩ヨリ各藩ニ廻達スヘキ旨達セラレタリト)ニ

テ御寛容之

勅命御一通相下リ候段ハ、御承知之前ト奉存候、於御藩ハ以前ヨリ御代々名義之國ト、諸藩一同奉称候ニ付、定テ非常之御処置モ可被為在ト奉仰居候処、于今其沙汰不承、就テハ御一同如何之御議論ニ被為涉候哉、決テ因循之儀ハ無御座、深御遠圖可有之トハ奉存候得共、余リ及遲引候ヘハ、井蛙之見ニテハ彼是生疑惑候仕合、

於弊藩モ亡君モ
(齊彬公)

勅王之志聊有之、存命ニモ候ハ、一度ハ可奉繼
勅意賦候処、不料大變之仕合ニテ、暗夜ニ失燈候次第
茫茫罷在事ニ御座候、乍去繼亡君之遺志候有志者ハ、
至今テ百敗不撓、

勅王之志銘心肝憤悶慨息罷在候、去秋

勅命之一条奉承知候以來、右有志之者ハ日夜寢食ヲ忘、
此機会ヲ以是非大事ヲ挙候賦ニ御座候ヘトモ、応援無
之候ヘハ、適大事ヲ挙候テモ無謀ニ属シ、眼前

天朝江奉重御大難候義ニテ、却テ不忠之至ト存候故、
御藩ハ勿論尾・長・因・越之諸藩ヘ引合候得共、

勅意モ御藩ヘ相下居候事故、兎角御藩ヨリ事ヲ不被為
挙候テハ、一同無名ノ師ヲ恐レ、天下之豪傑機會ヲ見
合候勢ヒニテ、実ニ痛恨千万ニ御座候、

前様御出世ニ被為在候得ハ、深御遠図可被為在儀ヲモ
不奉汲受、千万奉恐入候得共、今通ニテハ万乘

至尊之思召モ不立、公卿方御幽囚同前、奉殺御羽翼
候手段言語同断之取計、為臣子者相忍可申哉、況夷狄
併吞之勢モ追日差迫リ、一日ヲ延セハ一日之患ヲ生シ、
終ニ百世不可救之勢ヒ可罷成候間、一日モ早

勅意ニ被為応候処偏ニ奉禱候、尤此節弊藩有志中ヨリ
態々急飛脚差立、是迄天下之機會見合居候得共、際ニ
運ヒ候模様共不相分、

叡慮モ空ク相成可申歟ト、苦心之余難黙止処ヨリ御藩
江御引合申上、何分御決心次第ニハ不日ニ京都へ馳登、
帝都ヲ可奉守護、必死ニ進退ヲ究メ候段申越(大久保利
通日記参照)、実ニ無余義仕合、就テハ是非此節ハ非常
之御処置御決心之処、展転奉仰候、尤当今ノ形勢得ト
涉勘考候処、中々始終十全之計略ハ出来兼可申歟、唯
憂フル処天下之有志十全ヲ謀リ、拙速之二字ヲ不論互
ニ見合候勢ニ候(首鼠兩端多シ)、斯申セハ無謀之様ニ
候得共、全クサニ候ハス、十全之計策ハ誰モ飽迄懇望
之事候ヘ共、昇平久敷打続キ人心怠惰、動モスレハ因
循之方ニ相向、日々致遅引候得ハ、前ニモ論候通之形
勢ニ可罷成候、一旦決然一挙楠公菊池之継遺意ヲ、奉
皇志大義ヲ天下ニ唱へ候ハ、是鼓舞シテ四方有志之
諸侯方応援有之ハ、必然之事ニ御座候、夫故此間ハ是
非非常之御処置御決心之程、呉々モ有御座度、弊邸詰
合之有志ト申セハ、僅ニ指ヲ屈スル位ニテ、中々不足
為輕重候得共、数ナラス共御勢ニ加ハリ、第一艱苦之

場ヲ勤メ申度、国本之有志ハ此方事ヲ挙候日限ヲ刻シ、
 帝都ヲ可奉守護、是以有志中小人数ニテ、百人未滿之
 事候得ハ、永久之事ハ出来兼候得共、各決死之者共ニ
 候ヘハ、随分諸藩之応シ候内ハ相支居可申、尤御藩御
 決心ノ期限相定候ハ、弊邸之内ヨリ尾・長・因・越
 之諸藩ヘ馳廻リ、無相違兵勢ヲ動シ可申、當時之論未
 機會不到トノ議論モ有之候ヘ共、最早十分機會ハ後レ
 候哉ニ被存候間、何卒此節ハ緩急之御沙汰無之、是非
 御決心御定策之程、御同腹中御吟味何分尊報奉仰候、
 左候ハ、国本ヘハ早速相通シ、刻日事ヲ挙候様可仕、
 返ス〱モ此節ハ御武断反復奉橋候、

一前文通之御処置万一急々運ヒ兼候ハ、千万奉恐入次
 第御座候得共、当分 前様御慎中トハ乍申、御国本之
 様御引入之御計ラヒハ出来兼可申哉、イツレ當時之勢
 ヒ平常之事ニテハ形勢動揺之処、千万無覚束 前様御
 引入罷成候ハ、幕府ヨリノ処置モ暴卒ニ出、且又
 天下一同目ヲ醒シ、不日ニ形勢動揺仕候ニ相違無御座、
 斯申セハ余リ過激ノ様御勘考モ難計候ヘ共、イツレ當
 時之形勢ニテハ不拘小節ニ、非常之御決心無之候テハ、
 幕府ヨリ之処置モ及緩急、因循之中姦勢成就、遂ニ反

正之期有御座間敷、尤此節 前様御審威^{〔威〕}之儀モ、全ク
 執政之私断ニ出候訳ニテ、
 神君之思召ハ勿論、第一

叙意ニ違背仕候義ニテ、當時内外多事危急之御時節ニ
 有之候ヘハ、乍恐明候拱手シテ被為受窘威^{〔威〕}之御時節ニ
 無之、御剛断被為在候テ夷狄之大患御一掃、

天朝ハ不及奉申 將軍家ヲモ盤石之安ニ御中興、被^{〔編房光昭〕}對
 威・義二公之尊意候社如何計之御忠節ト奉存候、何分

此節ハ右二ヶ条ニ御決心之処、掛生死奉仰候、是等之
 義ハ御一同御熟論之筈、且御遠凶之程モ可有之処、卒
 爾輕妄之至千万奉恐入候得共、前ニモ度々申上候通、

一日ヲ延セハ百世不可救之勢ニ可罷成ト、不堪感激之
 余リ懇願仕候、何卒区々之尽忠御憐察被下、御一同深
 御吟味之上非常之御処置御決心之処、偏ニ奉仰候、頓
 首々々

斯書高崎カ水戸藩有志連中ニ贈レルモノナリトテ、本書水戸家
 ニ蔵ス、該家編輯委員服部敏カ予ニ示シタルモノナリ、宛名等
 詳ナラサルハ、上封逸シタル故、今ニシテ誰某ニ贈リタルモ知
 ルニ由ナシトイヘドモ、蓋シ斎藤監物等ノ輩ナラント言フ、

〔表紙〕

忠義公史料

市來四郎編
安政六年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料
(紙数八十一枚)」の記載あり〕

目録

- 松平春嶽公謹慎中月額并庭内運動内願
- 水戸前中納言殿謹慎中庭先運動内願
- 山口筑前守家来水戸脱走人処分伺
- 嫌疑者人名
- 太田備後守忌諱ニ触ル
- 魯西亞国トノ条約成ル
- 伏見奉行内藤豊後守免職
- 魯艦水兵砲台ニ入ル
- 高松藩士長谷川速水脱走届
- 幕吏有志者免職
- 疑獄者所刑
- 太田道醇免職
- 安島帯刀罪状
- 松平容堂罪状
- 水戸藩士取締達書
- 水戸侯へ下賜勅書返還取扱
- 水戸前中納言水戸へ替居
- 堀田正陸免職
- 日光御門跡御使御持参之書付
- 水戸領内百姓惣代仙臺侯へ願訴
- 松平伊賀守免職
- 正義ノ幕吏貶斥
- 水戸前中納言殿及簾中水戸へ越ス
- 水戸藩士取締達書
- 水戸中納言殿登宮
- 近衛殿老女村岡放免
- 風邪流行長髪ヲ許ス

宇喜田一蕙其他三十二名所刑

江戸本丸焼亡

本丸焼亡当直吏札問

日下部祐之進其他連累所刑

故飯泉喜内氏ノ事蹟一斑(茂城日
報抜萃)

中路延年履歴鈔

中路延年島津家ニ関スル由緒概略

水藩士金子孫次郎趣意書

是枝柳右衛門歌集

樺山資之日記鈔

以上三十七条

六三 松平春嶽公謹慎中月額并庭内運動内願

(采田資始、老中、前掛川藩主
備後守宅へ差出候書付)

同氏春嶽義昨秋以来慎罷在候処、疔齶之気味ニテ逆上強ク、其上持病ノ足痛相発、殊之外難義之体ニ相見深心痛仕候、恐入候義ニハ候得共、月額為挾并為運動中庭内歩行為仕候義 御宥免被成下候様奉歎願候処、内願之趣不苦旨、尤慎方之儀ハ是迄之通可相心得旨被仰出、難有仕合奉存候、依之御礼勤之義ハ如何相心得

可申哉、此段相伺候、以上、

五月

(茂昭、福井藩主)
松平越前守

六四 水戸前中納言殿謹慎中庭先運動内願

(徳川齊昭)
中納言殿當時市ヶ谷屋形江仮ニ引移被罷在候間、別テ嚴密ニ被相慎、庭先聊之歩行等モ堅不被致、一間限住居被罷在候義ニ御座候処、兼テモ申上候通、夏氣ニ迎候テハ持病之脚腫気味差起リ候間、宰相殿甚心配被致候ニ付テハ、全養生之為當時住居被罷在候座敷庭先之処、脚相付少々運動被致候様被仕度、勿論締方之義精々嚴密ニ被申付候事ニ御座候、先般戸山住居中御聞濟之廉モ御座候間、此度之処ハ各様御聞置被成下候様ニハ相成間敷哉、此段私ヨリ相伺置候様被申付候、
(正室、尾張藩附家老)
竹腰兵部少輔

五月十五日

六五 山口筑前守家来水戸脱走人処分伺

(山口弘敏、牛久宿藩主)
筑前守様御領分常州牛久宿・荒川冲宿ハ水戸往還ニ御座候ニ付、当月初旬ヨリ水戸様御藩士并人民等其外日々通行多、中旬ニ至リ別テ通行相増、多人数休泊モ御座候テ、既ニ牛久宿限リニテ、去ル十日ヨリ廿日迄ニ

テ、休泊凡四千百六十人余ニ御座候旨、尤両宿人馬継方多分ニテ、混雜ニハ御座候得共、往来并旅籠屋等ニテ至極穩便ニ御座候テ、乱妨ケ間敷迷惑相掛候義ハ無御座候得共、右様多人數不慮ニ旅行之儀、旁一応各様迄御内々申上置候様、御在所筑前守様被 仰付越候、以上、

五月廿九日

山口筑前守内

鈴木伊織(村之)

六六 嫌疑者人名

六月晦日 封廻状

御先手

市岡太左衛門次男

小普請

小笠原彌八郎支配(長徳)

森 金三郎

二十三

小普請

松浦弾正支配

一ト通り
尋ノ上揚

左衛門厄介

座敷へ差遣ス

尋ノ上入牢

牧野 藏之助

二十八

同弟

牧野 録三郎

二十三

御小姓曾我若狭守組

須田津三郎元家来之由

申立

金谷 鐘太郎

二十三

新儀真言宗湯島根生院末

四ツ谷南寺町蓮乘院隠居

良 純

六十九

日蓮宗下総国東大寺末

本性院 隠居

白 録

五十三

右病氣ニ付名代

一ト通り
尋ノ上揚
遣ス

本性寺

八月九日

増田市郎兵衛

八月十一日

伏見奉行

(正綱、岩村田藩主)

六七ノ三
同氏備後守義道醇ト改名仕度旨申聞候、依之此段奉候、

内藤 豊後守

以上、

名代

八月九日

太田備中守

内藤 内匠

六七ノ四

覚

可為伺之通候、

七〇 魯艦水兵砲台ニ入ル

松平大和守家来内意申聞候書付

松平直候、川越藩主

大和守御預御台場へ、一昨六日未下刻過魯西亜人ハッ

Small (小池)

テイラ船壹双乗付、魯西亜人兩人上陸致候ニ付、番士

八月十日

大目付

(大目) へ

御目付

今般魯西亜国ヨリ使節差越、条約本書為御取替相濟候、

此段為心得向々へ可被達候、

(八月脱之)

藩内布達全前

(幕府沙汰書にて補註)

八月

右書付中務大輔渡之、

六九 伏見奉行内藤豊後守免職

思召有之候ニ付、御役御免雁之間席被 仰付候、

ニテ追々柵御門之方へ入候ニ付、精々相宥候得共、一

向聞入不申候間、柵御門ノ切候処御門際迄罷越、頻ニ

入申度様子ニテ物真似等致候得共、不相成段種々手真

似ヲ以テ相諭候処、殊之外不機嫌之様子ニテ、言語不

通ニ候得共、何ニカ高声ニテ彼は申、御門ヲ動シ罷在

可引取体無御座候間、精々相宥候ニ付其内立戻リ、夫

ヨリ御台場外廻り東之方へ相廻り候間、跡付添罷越候

処、途中ヨリ引戻、元之揚場ニテ乗船致シ漕戻申候、

右様子ニ付テハ、此後ハ又々乗付ケ上陸致間敷哉モ難計奉存候、自然前書之通上陸致候上、精々穩便ニ相諭候テモ聞入不申押通、致乱妨候カ又ハ多人數罷越、柵御門ノ切候テモ右ヲ乘越相通候様之義ニ候ハ、不得止其節ノ次第柄ニテ取押ヘ可申哉モ難計奉存候、此段差向取計方各様迄奉伺候、以上、

松平大和守内

八月八日

三上雄之進

七一 高松藩士長谷川速水脱走届

出奔致シ候 元家来

長谷川速水(秀徳)

右ハ去ル十九日願之筋有之、屋敷ヘ訴罷越候処、右之者吟味筋有之候処、在所表欠落致候哉ニ相聞候得共、其後立帰リ候義モ有之候ハ、不取逃様手当致シ呼出、江戸着次第可之申聞旨、当四月十九日石谷(彌清、町奉行)因幡守ヨリ家来之者ヘ達有之候ニ付、嚴重ニ番人手当申付置候、同廿日其段因幡守江相届候処、今日相尋候儀有之候間、評定所ヘ呼出ニ付指出候処、速水儀吟味中揚屋入申付候段、御徒目付石川治右衛門ヨリ付添家来之者ヘ申聞

有之候、此段御届申達候、以上、

八月廿二日

(頼胤、高松藩主)
松平讀岐守

七二 幕吏有志者免職

八月廿七日

西丸御留守居

永井能登守(尚徳)

其方養子玄蕃頭義、部屋住御切米被 召上候、家督ハ被下間敷候、

御先手

岩瀬市兵衛

同文言、肥後守義

御作事奉行

岩瀬肥後守(忠徳)

思召有之候ニ付御役御免、部屋住御切米被 召上候、差扣被 仰付候、

御軍艦奉行

永井玄蕃頭(尚志)

名代久留十左衛門

同文言、

西丸御留守居

川路左衛門尉(重義)

名代北條平次郎

思召有之候ニ付御役御免、隱居被 仰付、差扣可罷在候、

御小性

仙石右近組

川路大三郎

名代山本九十郎

祖父左衛門尉義、 思召有之候ニ付御役御免、隱居被

仰付、家督無相違其方ニ被下候、

右於稲垣長門守宅(大和 若年寄)若年寄中列座申渡候、御目付神保伯耆守・小倉九八郎相越ス(正義)(事由昨夢紀事參看)

七三 疑獄者所刑

八月廿七日

九鬼長門守預(精隆、三田藩主)

水戸殿家老(守三)

安島 帶刀(信立)

切腹

竹中圖書助預(重明)

同家来

茅野伊與之助(伊予之介)

同家来

是迄揚り屋

鮎澤伊太夫(國雄)

松平飛騨守預(忠徳)

同家来

鵜飼吉左衛門(知信)

同人預

儒医

池内大 學(春時)

榊原式部大輔預(政恒、高田藩主)

吉左衛門悴

鵜飼 幸吉(知明)

同人預

鷹司殿家来(貞典)

小林民部権大輔(貞典)

松平丹波守預(田光則、松平藩主)

近衛殿老女

遠島

獄門

中追放(追放)

同 死罪

同 遠島(丸)

死罪

於京都押込
差遣候迄預

村岡津崎(種子)

七五ノ一
八月廿七日

水戸殿家老

七四 太田道醇免職

八月廿八日

備中守父隱居

太田道醇

思召有之候ニ付慎可罷在候、

右掃部頭老中列座、和泉守・堀田豊前守へ申渡、書付

渡相越可被申渡候、大目付遠山隼人正相越、

小普請奉行

淺野備前守(長作)

名代

長谷川能登守

西丸御留守居

大久保伊勢守(忠寛)

名代町野左近

思召有之候ニ付、御役御免被成候、

七五 安島帶刀罪狀(關連)

安島帶刀(慶吉)

其方儀、御館ヨリ一橋家御相統有之候当刑部卿殿、御養君ト被仰出、西丸へ御直リ可被在候哉之義、兼々

風聞等ニ及候処、近年専ラ世評等モ是迄自然天運ニ被(承九)

叶、右之通御治定ニ相成候得ハ、無此上恐悅之御儀ト(折九)

藩内難有義ニ存居、右風聞之趣私ニ触成シ、前中納言(徳川齊昭)

殿被入御聴候処、右ケ様之義申唱候者有之候ハ、能程

ニ申消シ、猥ニ口外等致間敷候、寄々藩内之者へモ心

得違無之様可申聞旨、無急度御沙汰ニ有之候処、右申

上候節、御気色不具申テハ無之、右ハ紀伊殿モ被合(内藤信親、老出)

在候義ニ付、右様御沙汰有之、自然世評之通相成ナラ(御脱九)

ハ、御満悦可被思召ト御書通之人情兼々口外ニモ致間

敷ト御命ニ候趣乍申立、仮令外用向申遣候文通之端書

ニ候共、同家中於京都、鶴飼吉左衛門・同人悴幸吉右

世評之趣大度同意之旨ニ書替申遣候、同藩茅根伊豫之

介モ同心之義ニテ、猶勘弁致ベクト吉左衛門父子へ申

遣候趣、追テ伊豫之介噂ニ及候ヲ其俣致置、去年午七

月中元家来日下部伊三次上京之趣、市中於酒店及出會(御脱九)

等賤前迄之等申立候ナレ共、既ニ同人上京ノ上吉左衛門〔職別カ〕〔事カ〕

門父子申合、不容易義堂上方〔入脱イタシ伝業来ヨリ同人へ脱カ〕、勅詮仕義等相成次第

ニ至ル上ハ、全ク賤別迄申分紛敷、其上去年午九月十

八日附鵜飼吉左衛門父子ヨリ、此モノ認候書状二通并〔宛脱カ〕

日下部伊三次〔宛一カ〕へ二通、此者方迄差出シ、書状引合三通〔候の証カ〕

之文言ニテモ、是迄専ラ彼者共ヨリ同意相働キノ約談

モ相見へ、一体御養君ノ儀御大切其義ニテ、仮令御主

君御内命有之候義ニ候共、御諫言ヲモ可申上職掌之所、

却テ御内実ト推察致シ、右体鵜飼父子モ文通ニ及候所〔意カ〕

ヨリ、右之者共京地ニテ種々之奸計ヲ廻シ、公武御確

執ニモ可及場合ニ至リ候段、公儀不憚義右始末不屈〔脱カ〕

ニ 思召候、依之切腹申付候、

七五ノ二

水戸殿家来

安 島 帶 刀

其方儀、前中納言殿心得違ト午存付、重立不容易企及

候段重々不屈之至ニ候、依之切腹被 仰付者也、

七五ノ三

同 家来

茅根伊豫之助

鵜飼吉左衛門〔下カ〕

其方儀、前中納言殿御心得違ト被存付、京都ニヨイテ

不容易義取扱候始末不埒之至ニ付、依之死罪被 仰付

者也、

七五ノ四

同 家来

吉左衛門悴

幸 吉

其方義、前中納言殿御心得違ト午存付、於京都不容易

儀企及、輕輩之モノ共ト申合、種々密事相計候、重々

不屈ニ付、獄門被 仰付者也、

七五ノ五

同 家来

鮎澤伊太夫

其方儀、前中納言殿御心得違ト午存、諸国百姓共ヨリ

金子借受、不束之書面相渡、自分老人致調印候段不埒

ニ付、死罪被 仰付者也、

七五ノ六

鷹司殿家来

小林民部権大輔

其方義身分柄モ不相弁、水戸殿家来之頼ニ任セ、不容
易義取扱候段、弁違トハ乍申不束之至ニ付、遠島被
仰付者也、

七五ノ七

池内大^(當時)學

其方義、鶴飼幸吉懇意ニ任セ、文言等取扱候段事柄不
弁トハ乍申不束ニ付、輕追放申付者也、

七五ノ八

近衛殿老女

村岡

其方儀、事柄ハ不相弁トハ乍申、不容易文言等取扱、
女之義不相応之事ニ付、押込被 仰付者也、

十月八日

七五ノ九

松前伊豆守領分
(兼広、松前藩主)

奥州伊達郡

金原田村百姓

八郎

右之者水戸様御家ニ仕官可致ト存、太宰清左衛門ト申
者へ頼込、種々手段致シ候得共、長引候ニ付、志願之

便ニモ可相成ト存、御政事向ヲ誹謗仕候書物ヲ著作致
シ候段、不恐 公儀ヲ仕方不屈ニ付、遠島被 仰付旨、
昨七日家来之者へ於評定所ニ被 仰渡候、伊豆守在ニ
付此段御届申上候、以上、

松前伊豆守家来

島田 沖

十月七日

(水戸藩史料上編坤にて補註)

七六 松平容堂罪状

七六ノ一

(山内豊徳)
鹿次郎父

(山内豊徳、前土州藩主)
松平 容堂

其方儀、家督中堂上方へ不容易事共申通候趣相聞へ候、
京家へ通路之義ハ猥ニ致間敷筈之所、右体之次第不憚
公儀致方ニ付、急度モ可被 仰付候処、当時隠居之身
分ニ付、御宥恕ヲ以慎可被在旨被 仰出候、

右之趣容堂方へ持越被 仰渡旨、山川遠江守并大目付平
賀駿河守於御黒書院溜紀伊守申渡、
(勝尾)
(内藤信親、老中)

七六ノ二

(頼風、高松藩主)
松平讚岐守家来

出奔致シ候

一ト通尋ノ

上揚リ屋入

長谷川惣左衛門(秀重)
右惣左衛門悴(宗右九)

速水(秀雄)

伊達遠江守家来(宗廣、宇和島藩主)

是迄同道人へ預
ケ候処揚リ屋入

吉見長左衛門(左膳)

紀伊殿用達

勢州松坂町二丁目

是迄家来預ケノ所入牢

世古格太郎(延世)

七六ノ三
八月廿七日

松平左京大夫(頼学、西条藩主)
(言井信亮、矢田藩主)

松平左兵衛督(正肥、尾張藩附家老)

差添成瀬隼人正

水戸前中納言殿御事、國家之御為筋之義被仰立候、御
当地之儀ニ候得共、御建白之次第御取用無之辻、御家
来之者ヲ以御見込之筋品々京都へ被 仰遣、加之 御
養君之義ニ付テモ、輕キ者共宮堂上方ヲ取繕候始末、
關東御暴政之筋ニ申成、人心惑乱為致、讒奏ケ間敷事
ヨリ終ニ重キ
勅諭ヲ輕輩之手ニ為取扱、且

繪旨ヲ懇願等ニ及ヒ候段、公儀(武九)之御確執國家之大事

ヲ釀候筋ニテ、不容易義仮令御家来之者共御内存相察
シ、私ニ周旋致シ候義ニ候共、素御心得方不宜ヨリ右
体之次第ニ至リ、被对 公儀御後閣御所置ニ候、依之

急度モ可被 仰出候処、今度重キ 御法会モ被為濟候
ニ付、格別之 思召ヲ以水戸表へ永誓居被 仰出之、

七六ノ四

右三人

水戸前中納言殿御事、前中納言殿京都へ種々御内通被有
之候ヨリ、御家来之者共御内意相察シ、不容易企ニ及
ヒ候次第、被对 公儀總テ御後閣之義有之、御父子之
御間柄無御抛義トハ申、御取計方モ可有之処其儀無
之、付テハ御家来之者共嚴重御取締可有之筈之処無其
儀、剩御家来末々迄多人数出張致シ、右之御取鎮方等
モ御不行届之至リニ候、急度モ可被 仰出義之処、是
迄追々御配慮モ被在之候御上之事ニテ、御情実止事ヲ
不被得御場合ニ相聞へ、依之格別之 思召ヲ以御差扣
被 仰出之、
右於御黒書院御下段兩度ニ和泉守申渡書付渡、掃部頭老
中列座、但溜詰モ列座、

七六ノ五

水戸殿家老

中山備前守(信基)

名代町野左近

其方儀家柄(マヤ)ヲモ不相弁、兼々厚心得方モ可有之処、此度前中納言殿御心得違ヨリ、御家来共不容易企ニ及候段、被附置候詮モ無之、不行届之至ニ被 思召候、依之急度モ可被 仰付之処、未若年之処別段之御憐愍ヲ以差扣被 仰付候、

右今晩於和泉守宅ニ申渡、大目付伊澤美作守(政盛)・御目付鳥居種(宗善)之助相越候、

七七 水戸藩士取締達書

七七一

松平肥後守容江保江

水戸殿家来并領分之者共、多人數御府内近郊迄出張致シ居候趣、此節柄不穩所業、此上如何様騒立候哉モ難計、左候テハ水戸家之安危ニモ拘リ御為ニ不相成候、時宜次第人数出可被 仰付候、右ハ全ク水戸家ヲ厚ク被 思召候テ之事ニ候条、其旨相心得、兼テ手筈致置候様及内達候、尤久世大和守・土屋采女正・奥平大膳大夫・小笠原右近將監・阿部伊豫守・土井大炊頭・牧

野越中守・戸田綏之助へモ相達候間、可被得其意候、

久世大和守(正周、関宿藩主)

土屋采女正(眞直、土浦藩主)

奥平大膳大夫(昌服、中津藩主)

小笠原右近將監(忠篤、小倉藩主)

阿部伊豫守(正教、福山藩主)

土井大炊頭(利則、古河藩主)

牧野越中守(眞直、空閑藩主)

戸田綏之助(忠恕、宇都宮藩主)

右何レモ同文言、

七七一

御使番江

瀧川主殿(元以、勝如)

溝口八十五郎(秀実)

小出玄蕃(忠順)

小栗又市(氏祐)

淺野一學(高朗)

京極兵庫(高朗)

水戸殿家来共領分之者共、多人數近効迄出張致シ、此節柄不穩所業、此上如何様騒立候哉モ難計候ニ付、時

宜次第人数差出候様、別紙之通諸大名へ相達候ニ付、
其方共義モ、時宜ニヨリ出張被 仰付候義モ可有之候、
時々御府内口々見廻心附候様可被致候、

德川刑部卿殿

思召之御旨有之候ニ付、御隠居御慎被 仰出候、

松平 讚岐守〔頼胤、高松藩主〕

松平 大學頭〔頼誠、守山藩主〕

松平 播磨守〔頼綱、常陸府中藩主〕

其方共水戸殿御家之義ニ付テハ、御沙汰之趣モ有之、
厚致心配候段モ被聞召届尤ニ被 思召候得共、前中納
言殿御心得違ヨリ家来之者迄不容易企ニ及、且水戸表
之者共不憚 公儀、御府内近郊迄多人数出張ニ及候等
之次第、其方共身分ニテハ御沙汰ヲ相待候迄モ無之、
取締向急度申付方モ可有之処、其儀ニモ不及不行届之
段、如何之義ト思召之、

右於御黒書院溜和泉守申渡書付渡之、掃部頭老中列座、

七七〇三

水戸殿

家老共へ

其方共重キ役義ヲモ相動身分ニテ、御家ニモ可抱程之

義ヲモ不心附、等閑ニ打過罷在候、不悉之至ニ候、依
之急度モ可被仰出処、以後之御国政取締第一之義ニ被
思召候ニ付、不及其儀右之御趣意相心得、此上 公儀
へ御苦勞不相掛様取締向急度可有之候事、

右於芙蓉間、和泉守申渡書付渡之、掃部頭老中列座、

七八 水戸侯へ下賜勅書返還取扱

安藤對馬守〔信睦、若年寄、磐城平藩主〕

当分之内水戸中納言殿方へ罷越、御用向取扱候様被 仰
付之(勅書返還委任)

八月廿九日

七九 水戸前中納言水戸へ蟄居

一 今夕前中納言殿水戸表江發駕、

九月六日

八〇 堀田正陸免職

〔佐倉藩主〕

堀田備中守正

〔忠業、鳥山藩主〕

名代 大久保佐渡守

嫡子

同 (正徳) (丞九)
鴻之助十一
(大河内正和、大喜多藩主)
名代、松平織部正

病氣ニ付願之通隠去被 仰付、家督無相違嫡子鴻之丞
ニ被下、帝鑑之間席被 仰付候 (免職ノ事由昨夢紀事參
看)

八一 日光御門跡御使御持參之書付

昨年七月、水戸中納言殿駒込御屋敷ニ急度被慎有之、
(慶應)
当中納言殿ニモ御登城 御差扣被成候様被 仰出候後
正服端座ニテ嚴重御慎有之、然ル処最早一ヶ年余ニモ
至候得共、未タ何之御沙汰モ無之ニ付、御家中ハ不及
申領内寺社・農商ニ至迄、晝夜不寢食一円ニ歎願之儀
數詰、追々多人數出府仕候趣相聞候、自然動揺ケ間敷
儀モ有之候テハ不宜儀ト、中納言殿ハ勿論役人共深ク
心配仕候、夫々理解申流相鎮置候得共、何分多人數差
廻リ、決心之場合ヨリ如何様之儀出来可申哉モ難計、
痛心罷在候段、御門主御方へ被及聞召候、如何之御事
柄ニ候哉、不被為計候得共、格別之御家柄ニテ、右様
之趣出来候テハ、定テ深御主意被為在候儀ト、於御門
主モ御 (間九) 柄ニ候得ハ、御斟酌且御氣之毒思召、御同家

之儀ハ源威殿以後累世御忠誠之御家筋、殊ニ御在府勝

ニ付、紅葉山山御參詣御予參之節、其外度々御出合

モ被為在、当室藏御代々為別御懇意之処、一同痛心之
(格脱九)
余動揺ニモ可相及哉之段、御家之瑕瑾ノミニモ無之、

公儀江被為对中納言殿御父子御恐懼不及申、御家中并

ニ御領内一統悲歎痛心之程深ク御察シ思召候、依之御
政事向ニモ彼是ト被仰立候ハ、御遠慮御斟酌之義ニ

テ、如何計輕思召候得共、御談合御間柄ニモ有之、

且御法事中之御慈情何分黙止カタク意趣被仰立候、今

般 温恭院様一周御忌御法会モ被為在、御追福旁出格

之御仁恵ヲ以テ、前中納言殿御慎御免、当中納言殿始

メ御談合之面々迄、御寛宥之御沙汰有之候様被成度、

左候ハ、上下一同安心、御永世御恩沢之程可奉感戴被

思召候、此段幾重ニモ御願思召候間、何分宜御執成御

沙汰被為願合度、以御使被仰入候、以上、

日光御門跡御使

金光院

八二 水戸領内百姓惣代仙臺侯へ願訴

一松平陸奥守此度為參勤旅行罷在候処、去ル十八日須賀
(伊達重邦、仙臺藩主)

川^島出入之頃、五十余之男旅服ニテ願書持參扣居候ニ

付、其筋之者ヲ以為承届ケ候処、水戸様御領内北郡直加村百姓惣代惣助ト申者之由ニテ、願之趣ヲ以当中納言様永々御慎被成候義一村拳テ愁歎罷在、段々其筋へ願立、尚又仙臺表へ罷出候テ願出候得共、何之御沙汰モ無御座候間、御目通迄願書差上度、身命ヲ抛罷出候由申出候、右様ノ儀素ヨリ取扱可申筋ハ無御座候得共、申諭候処理解承り服仕引取申候、其後白川^{福留縣}辺^{由喚}合ニ怪敷者徘徊居候様モ相見候得共、何事モナク罷通り、同十九日蘆由^蘆厩居之節、家老止宿へ罷越シ案内申入候者有之候ニ付、其筋之出入ニ承り候処、御同家領須同郡高倉村百姓惣代之由ニテ、納吉^{ヲマ}吉成秀之助ト申者、帶刀之者兩人ニテ、前書惣助同様之願書差出候ニ付、為申諭候処、是又承届仕引取申候、段々御届申置候通不容易義ニ御座候、此段為御聞置御届申上候迄旅中ヨリ申付越候、以上、

未八月廿四日

松平陸奥守内

大浪大兵衛

八三 松平伊賀守免職

九月十日

病氣ニ付願之通隱居被仰付、家督無相違嫡子璋之助へ被下、帝鑑之間席被仰付候、
右於波之間下^{閩部陸勝、老中}總守申渡、掃部頭老中列座^{〔昨夢紀事參看〕}
〔幕府沙汰書にて校訂〕

八四 正義ノ幕吏貶斥

駿府奉行

鵜殿民部少輔^{〔長密〕}

名代平岡與右衛門

思召有之候ニ付御役御免、隱居被仰付差扣可罷在候、

鵜殿適之助

名代神原一郎右衛門

鵜殿民部少輔事思召有之候ニ付、御役御免隱居被仰

付、先達テ飯養子ニモ相願候義ニ付、養子被仰付、

家督無相違其方ニ被下候、

精姫君様

御用人並

黒川嘉兵衛(雅敬)

名代伊佐新次郎(宗道)

思召有之候ニ付御役御免、小普請入差扣被 仰付候、

御書奉行(物屋)

平山鎌二郎(敬也)

名代島田帶刀

思召有之候ニ付御役御免、小普請入差扣被 仰付候、

小十人

本多一學組

平岡圓四郎(方也)

名代松平太郎(正徳)

不束之次第有之候ニ付御番御免、小普請入差扣被 仰

付候、

外国奉行へ

外奉行支配

調役

高須鐵次郎

不束之次第有之候ニ付役義御免、小普請入差扣被 仰

付候(昨夢紀事参看)

八五 水戸前中納言殿及簾中水戸へ越ス

当月四日水戸表へ到着仕候、

此段御届(昨夢紀事参看)

水戸前中納言殿

同五日 前中納言殿之簾中事、今朝当地発途水戸表へ被相越候、此段申段候様被申付候、

八六 水戸藩士取締達書

九月廿一日

御勘定奉行へ

水戸殿領分ノ者多人數、小金八幡町辺ニ出張致居候ニ付、為引払之義是迄度々相達、猶其後達候趣モ有之候処、八幡町之方ハ引取候哉ニ相聞候得共、小金町ニハ未夕罷在、左候テハ只今場替候而已ニテ、更ニ無詮事ニ有之、御慎中右様之義ハ有之間敷筈之処、畢竟役人共取計方等、等閑故之義如何之事ニ候、兼々可被申立候日限モ相過候事故、直ニ召捕候ハ勿論ニ候得共、格別之訳ヲ以今一応相達候間、三日之間ニ必為引払候ハ、格別、猶及遅々居候ハ、速ニ召捕可申旨可被得其意候、

右之通水戸殿家老へ相達候間、可被得其意候、尤此度之義ハ期日ニ至リ、召捕方猶予有之候テハ御威光ニモ拘リ候間、差凶次第速ニ召捕候様手筈致置、諸事手抜無之様可相成丈手厚ク用意可被申付候事、

八七 水戸中納言殿登宮

八七ノ一
九月廿九日

水戸中納言殿

先達テ御差扣可被罷在之旨被 仰出候処、最早不及其儀、明朝日御登城被成候様トノ御沙汰候、

八七ノ二
九月晦日

水戸殿家老

興津(良熊)藏人(直生)

中山與三(直生)右衛門(左九)

中納言殿御事、先達テ御差扣被在之候様被 仰出候処、最早不及其儀候、明朝日御登 城被成候様トノ 御沙汰ニ候、此段可申上候、

八八 近衛殿老女村岡放免

私家来へ御預被置候近衛殿老女村岡儀、先達テ押込被

仰付置候処、日数相立候ニ付、差免御同所家来へ引渡

候旨、昨夕於石谷(穆清)因幡守御役宅ニ申渡シ、此段御届申

上候、以上、

九月廿九日

伊田光則、松本藩主
松平丹羽守

八九 風邪流行長髪ヲ許ス

大目付 江

御目付

此節風邪流行ニ付、長髪ニ罷出候義不苦候事(于脱也)(当事全国一般流行変症死ニ至ルモアリ)

九〇 宇喜田一蕙其他三十二名所刑

十月七日

松平飛騨守預(忠徳)

宇喜田(可恵、絵師)一蕙(二蕙子)

松庵

同 松原式部大輔預(政恒、高田藩主)

兼 伊織(義和、鷹司家家主)

三國大(直徳、同上)學

無構 中追放

押込

中追放

押込

中追放

押込

死罪

永押込

中追放

洛中洛外御
橋江戸私

遠島

押込

永押込

永押込

中追放

小笠原右近将監預
(忠義、小倉藩主)

飯田左馬
(忠義、有栖川宮家主)

森寺若狭守
(常邦、三条家諸大夫)

阿部伊豫守預
(政教、福山藩主)

高橋兵部権大輔
(後理、鷹司家諸大夫)

伊丹藏人
(重實、青蓮院宮家主)

山田勘ヶ由
(尉兼、同上)

頼三樹八郎
(伯名、樹三郎)

加藤出羽守預
(泰世、大洲藩主)

山科出雲守
(政恒、御蔵小舎)

丹羽豊前守
(政廣、三条家諸大夫)

若松李権頭
(永福、一条家諸大夫)

伊東修理大夫預
(祐相、肥後藩主)

六物空萬
(大覚寺門跡家主)

富田織部
(基建、三条家家主)

岡部筑前守預
(長實、岸和田藩主)

春日讚岐守
(仲興、久我家諸大夫)

森寺因幡守
(常安、三条家諸大夫)

入江雅楽頭
(則實、一条家諸大夫)

松平丹羽守預

中追放
(手鎖力)

手鎖

無構
(押込力)

無構
(無構力)

死罪

死罪

死罪

死罪

手鎖
(於禮手鎖力)

無構

遠島

無構

無構

無構

遠島

無構

無構

無構

無構

無構

冠藤、信州松本之
茂左衛門

十兵衛才領源右衛門

下田奉行手附出役

大沼又三郎

利益院行阿

松平越前守家来
(茂昭、福井藩主)

橋本左内
(綱紀、景岳)

曾我権右衛門家来

飯泉喜内
(友輔、元土浦藩主)

小網町名主ニテ
欠落致シ候

伊十郎

水戸殿家来

大宰清右衛門妻
セイ

天河内信吉、吉田藩主
松平伊豆守領分

百姓八郎

浪人山本貞一郎妻

トヨ

ムメ

ムメ

ムメ

神田久右衛門町二丁目

家持鐵之助後見

手鎖

弥七召仕 源 助

芝田町七丁目重五郎店

所払

浪人蒲 市 正(在夜郎九)

神田三河町三丁目辰五郎店

無構

清 七

右於評定所五手立合、

(本在宗秀、養首番寺社奉行兼帶、宮津藩主、松平伯耆守申渡之、(按田養孝録中編・水戸藩史料上編坤にて補註)

九一 江戸本丸焼亡

十月十七日

一 今夕七ツ時頃ヨリ出火、御本丸大奥共ニ残ラス御炎

上、夜四時頃ニ鎮火

同十八日、右ニ付為伺 御機嫌西丸へ惣出仕有之候事、

九二 本丸焼亡当直吏糺問

九二ノ一
十月廿日

御作事方仮役

蜷川 藤 五 郎 三十五

一ト通り
尋ノ上召

御持筒頭豊田藤之進組

連人へ預

同心御作事方定普請

ケ遣ス

同心出役

成田 蔵之丞 三十六

御賄新組

一ト通り尋ノ上
揚り風入申付候

新六事 惣 市 三十六

表火之番

一ト通り尋ノ上召
連レ人へ預ケ遣ス

佐藤 捨 四郎

九二ノ二

大目付

御目付 江

御本丸炎上ニ付、公方様西丸へ御立退被遊候ニ付、

明十八日為伺 御機嫌惣出仕有之候間、西丸へ四時可

有登城候事、

但病氣・幼少之面々ハ掃部頭月番ノ老中宅へ以使者

御機嫌可被相伺候、在國在邑ノ面々ハ飛札可被差

越候、

同断

御本丸炎上ニ付、詰番ノ者・諸役人并当番ノ御番方西

丸へ可詰候様、向々へ不洩様可被達候、

九三 日下部祐之進其他連累所刑

十月廿七日

遠島

〔島津茂久、藤州藩主〕
松平修理大夫家来

伊三次悴

〔信啓〕
日下部祐之進

〔宗徳、宇和島藩主〕
伊達遠江守家来

重追放

〔左衛門〕
吉見長左衛門

〔頼胤、高松藩主〕
松平讃岐守家来

永押込

〔秀麿〕
長谷川惣右衛門

同人悴

〔押込乙〕

〔秀雄〕
同 速水

御鎧奉行

〔豊寛〕
岡部土佐守家来

押込

寛 承 三

小普請組明支配

〔四郎五郎政成〕
阿部十次郎家来

遠島

〔正倫〕
豊作悴 勝野森之助

同人次男

押込

〔正滿〕
同 伊三郎
〔保乙〕

〔無構乙〕
押込

同人妻

チカ

〔無構乙〕
同

同人娘

ユウ

無構

生駒徳太郎家来預
奥州磐井郡住吉村
〔谷方〕
長善院知順

奥州宮城郡中大野村郷士格
〔蓋右衛門乙〕
横須賀甚五左衛門事

無構

奥田隼人

紀伊殿用達町人

勢州松坂

領分并江戸払

〔延世〕
世古格太郎

〔毛利慶親、長州藩主〕
松平大膳大夫元家来

当時浪人

死罪

〔矩方、松隆〕
吉田寅次郎

常州茨城郡鈴高野村

文通手跡指南

中追放

黒沢季恭事 とき

水戸殿家来

押込 大竹儀兵衛

御鉄砲方

井上左大夫組与力

押込 藤田忠蔵

西丸御留守居

古賀謹一郎家来

中追放 藤森恭助

藤村権右衛門組

御掃除之者

押込 岩本常助

常州行方郡矢畑村

無構 百姓 峯十

水戸殿京留守居

死罪 鷓飼吉左衛門

水戸殿家老

切腹於牢屋敷 安島信立 帶刀

全鷓飼吉左衛門悴

獄門 鷓飼幸吉

水戸殿家来

死罪 茅根伊豫之助

遠島出船迄上り屋入り

死罪

近衛殿家老

押込於京都

差扣

中追放

半知

永蟄居

改易

御切米

御召放

家督ノ儀悴へ被下

鷹司殿家来

小林民部権大輔

水戸殿家来

鮎澤伊大夫

水戸中納言

池内大學

本郷丹後守

水戸前中納言

石河土佐守

岩瀬肥後守

永井玄蕃頭

川路左衛門尉

水戸殿附家老

中山備前守

大久保伊勢守

淺野備前守

御小姓組

仙石右近組曾我権右衛門家来

死罪

醫師飯泉喜(友輔、元土浦藩士)内五十五

御蔵小舎人

安藝守悴

永押込

山科出雲守三十二(正恒)

三條殿家来

中追放

丹羽豊前守(正應)

有栖川官家来

押込

飯田左馬五十二(忠彦)

鷹司殿家来

押込

高橋兵部権大夫五十二(俊理)

小普請組明丰組

押込

下田奉行手附出役
大沼又三郎四十一

押込

喜内養子
飯泉春堂二十九

押込

三條殿家来
因幡守嫡子(常安)

押込

森寺若狭守(常邦)

押込

松平越前守家来

押込

橋本左内三十六(綱紀景岳)

押込

捨溜手鎖

押込

所払

押込

手鎖

河原町三条上ル町夷町

借家

儒者頼三樹八郎二十五(頼)

鷹司殿家来

三國大學五十(直學)

青蓮院官家来

伊丹藏人三十四(重賢)

三條殿家来

森寺因幡守

青蓮院官家来

山田勘解由三十四(時憲)

江戸神田久右衛門町三丁目

蔵地家持鐵之助後見

弥七召仕彌助三十五

一蕙悴

宇喜田松庵

同小網町名主ニテ欠落致シ候

無宿伊十郎四十五

松平丹波守領分

信州松本本町三丁目

中追放

大名主茂左衛門

久我殿家来

江戸三河町三丁目辰次郎店

永押込

春日讚岐守四十九(仲重)

仁三郎養子

同

無構

清 七六十四

洛中洛外御構江戸払

若松柰権頭三十九(永徳)

木屋町三条上ル大坂町久助借家

六角油小路西源太郎借家

所払

儒者宇喜多一蕙

大覺寺御門跡家来

同松本本町二丁目

遠島療病院

六物空 萬八十九

手鎖

十兵衛宰領源左衛門四十一(マツ)

松平伊豆守領分

林部善左衛門御代官所

武州伊達郡金太田村

武州葛飾郡寺島村

遠島

百姓 八郎四十四

百姓仁兵衛借家浪人

鷹司殿家来

急度

山本貞一郎(弘業)

三都構

兼田伊織(義和)三十五

叱り

娘 梅二十七

所払

江戸田町七丁目重五郎店二罷在候

サ イ二十二

浦市 正六十九

同人妻 豊四十三

小野整三郎組御徒柴田範之助借地

江戸青山鳳凰寺触下

水戸殿家来

当山修験

三都構

大宰清右衛門

無構

利益院行 阿五十六

妻 七 一二十八

一條殿家来

三條殿家来

中追放

入江雅楽頭四十三(則賢)

押込

富田伊織(織部力)四十五

右於評定所松平伯耆守・久貝因幡守・石谷因幡守・池田〔本在宗秀奏者番・寺社奉行正典・大目付〕
〔四方町奉行〕〔長興、目付〕
播磨守・神保伯耆守立会、伯耆守・因幡守申渡シ、

未十月七日

〔水戸藩史料上編坤にて補誌〕

九四 故飯泉喜内氏ノ事蹟一斑〔次城日〕
〔報拔萃〕

今般靖國神社へ合祀セラレ、本月五日全社ニ於テ招魂式ヲ行ヒ、翌六日祭典ヲ執行セラレタル本県人名中、故飯泉喜内氏ノ事蹟ハ左ノ如クナリ、

故飯泉喜内ハ旧土浦藩士ニシテ、渡邊六藏ト称シ、文化二丑年三月十五日ヲ以テ生ル、天保八年八月故アリテ土浦藩ヲ退キ江都ニ登リ、飯泉一藏ト改名シ、后チ喜内ト改ム、外国船渡来セシヨリ窃ニ皇国ノ安危ヲ患ヒ、専ラ国事ニ尽サント決意シ、嘉永五年京師ニ登リ、手蔓ヲ求メテ前内大臣三條實萬公ニ随従ス、安政元年外国船浦賀ニ来リ迫リタル節、朝廷ヨリ皇国ノ為メ所見アル者ハ、貴賤ヲ論セス無忌憚建議スヘシトノ御沙汰アルヲ聴キ、幕政ノ弊害ヲ精密ニ調査シ、慷慨ノ余リ「折ノ一言」ト題スル書ヲ編集シ、三條公へ差出セシニ、三條公之レヲ賢コキ迎リニ伝献シ奉リシト云フ、尔来我力懐抱セル勤王ノ志ヲ国友ニ告ケ、交リヲ四方ニ結ヒ、安政四

年江都ニ帰り淺草壽町ニ寓居シ、京都ニ在ル有志者ト互ニ声援ヲ通シ、専ラ計ル処アラントス、時ニ幕吏ノ益々酷ナルヲ察知シ、再ヒ京師ニ登リテ之ヲ避ントシ、未タ発セスシテ江都ニ於テ捕ハル、當時喜内初筆一件ト唱ヒ大獄ナリシカ、遂ニ安政六年十月七日ヲ以テ橋本左内等ト全時斬ニ処セラレタリ、世ニ安政疑獄ト云フハ、則チ此事件ナリ、其言渡書ハ左ノ如シ、

其方儀上方見物トシテ上京致シ、手寄ヲ以テ堂上方家来共へ懇意ヲ結ヒ、三條家来ニ相成、其頃異国船渡来、京地ニ於テ不穩浮説有之事実承リ度ト存候迎、兼テ懇意致候小普請役松浦勝太郎家来杉志津摩又ハ元小網町名主伊十郎等へ事実聞込之儀頼遣、右ノ者共ヨリ御書付書・御沙汰書又ハ町触届書其余江戸表形勢又風聞等之儀申越候ヲ、夫々堂上方家来等へ為見遣、其上天災打統異船度々渡来致シ、世上不穩之儀ヲ歎息致シ候迎、折之一言ト標題致云々之儀書綴候内、神国ノ為民者是ヲ解得ス、神威ヲ恐レヌ天ノナセル災ハサク可ラス杯ト合点シテ居ル時ハ、其歎キシ涙凝テ雨トナリ、洪水ノ家ヲ流シ、堤ヲ壊チ、田畑損亡スルニ至ルヘシ杯、不恐公儀事共相認メ、森寺〔後傳〕因幡守・高橋兵部権大輔ヨ

リ差出シ、帰京ノ後モ在京中懇意ニ致シ候堂上方家来
又ハ其節彼地町奉行家来寛承三トモ時勢ノ儀ヲ評シ、
又文通等度々取遣シ致シ、右之内其身分ニ不願儀ハ勿
論、取扱間敷書類又ハ御政事ニ拘リ候御役替筋其余不
輕未発之儀、志津摩又ハ土屋謙良等ヨリ承リ込候迎文
通ニ及ヒ、有栖川宮家来飯田左馬(忠孝)ヨリ差越候内之勅詔
等ノ写ヲ、彌七召仕源助へ貸遣、且身分有附方聞合ノ
為、下田奉行手附出役大沼又三郎ト懇意ニ相成折節、
魯人參府愛石下真福寺逗留中ニ付、魯人ノ様子直ニ立
聞致度候迎、猥ニ全所へ罷越、又三郎へ面会ノ申込名前
不及居合候モノ扣居候様申聞候迎、其場ニ罷在候魯人
ノ様子見受、立歸リ候始末旁不届ニ付死罪申付モノ也、
然ルニ其後文久二年十一月朝旨ヲ以テ、老中松平(乗全、西)和泉守
始メ三奉行ヨリ小吏ニ至ル迄、飯泉喜内初筆一件所置不
束ナリトノ懲罰ニ付セラレ、減祿或ハ役向取放等ノ処分
相成タル上、朝旨ヲ以テ全月二十三日飯泉喜内・安島帶
刀・鶴飼吉左衛門・鶴飼幸吉・茅根伊豫之助・橋本左内・
吉田寅次郎等ノ故人全時ニ其罪ヲ宥メラレ、葬儀ヲ赦サ
レタルニ付、親族一同初テ青天白日トナリタルヲ打悦ヒ、
淺草松葉町海禪寺中靈梅軒ニ改葬シ、祭祀ヲ營ミ置タリ

シニ、今朝優渥ナル朝旨ヲ以テ、右喜内カ靈ヲ靖國神社
へ合祀被仰出シコトヲ、本県知事ヨリ親戚全人甥新治郡
真鍋町三浦矢一郎へ達セラレタリ、於爰親戚一同欣喜雀
躍シテ、実弟三浦精明氏ト共ニ朝恩ノ厚キヲ感謝シ、右
祭典ニ臨場シ幣帛ヲ捧ケテ謹拜シ、統テ喜内氏ノ墓前ニ
到リ朝恩ノ厚ヲ告ケ、僧侶ヲシテ三十三周忌ノ回向ヲ執
行セリト、其折三浦矢一郎氏ノ誦イテシ歌ハ

靖國神社へ合祀セラレシ喜内伯父ノ靈ヲ拜シマ
ツリテ

過し世のかなしきことのうれしきに

かはるハ今日の恵みなりけり

飯泉喜内墓

淺草海禪寺内靈梅軒

過去帳面

追号鐵舟院

安政六己未十月七日
揚屋ニテ没ス、飯泉善堂父

真月常光居士

昨日右宿坊へ立越取調候処、一向可然吟味筋モ無之、

漸過去帳写取候付入御覽候、恐々不具、

九月廿七日

中路延年

市來様

九五 中路延年履歴鈔

中路延年 年六十九

文政六未年十一月、京都今出川ノ北鳥丸ノ東相國寺ノ南ニ生ル、幼ニシテ勝浦女家ノ嗣トナル、平生

帝室ノ式微ヲ歎シ、勤 王ノ志ヲ起ス、弘化三年ノ春、

生年廿四歳ニシテ好シテ浪人ト為リ、勤 王ノ有志ヲ尋

テ江戸ニ至ル、此頃水戸人ノ外世ニ聞フル人少ナシ、依

テ先ツ水戸家ノ奥医師熱田祐菴ニ近ツク、門人飯泉春堂

ノ父喜内勤 王ノ精神延年ト等シ、意気投合シテ相俱ニ

時事ヲ談ス、喜内頻リニ都ニ登リ大ニ国事ニ当ランコト

ヲ迫ル、延年其志ノ厚キニ感シテ同伴京ニ至リ、三條實

萬ニ薦メ仕ヘシム、時ニ實萬伝奏ナリ、喜内克ク其職ニ

適フ、實萬終ニ九條閑白尚忠ニ薦ム、飯泉官事ニ練達シ

機密ニ預ル、延年常ニ中間ニ立テ周旋力シタリトゾ、

飯泉後江戸ニ帰ルノ后幕府ノ嫌疑ニ触レテ獄ニ下ル、連

座スルモノ多シ、之ヲ飯泉喜内書通事件ト云フ、延年又

喜内ト相通スルヲ以テ、幕府ノ搜ムル所トナリ、夜陰ニ

乗シ紀州高野山ニ走り、潜伏シテ其災ヲ避ク、後帰洛シ

テ事実ヲ探ルニ、

孝明天皇内勅ノ義ニシテ、近衛殿老女村岡・一條殿諸太夫入江雅楽頭・若松備前守始へ係ル武内近江・谷對馬齋目ノ事件ナリシトゾ、

文久二年壬戌春、島津和泉上京ニ関シテ石澤柏州ト相結

ヒ、種々ノ難厄ヲ経、遂ニ内勅ヲ奉スルニ至レリ(其事

歴ハ柏州ノ事歴ト重複スルヲ以テ、柏州ノ事歴ニ譲リテ、茲ニ

省キヌ)、薩尾両藩ノ間ニ立チ、交互ノ有志ヲ結ハシメ

タル勞勤カラス、度々故從一位岩倉具視ノ賞誉ヲ蒙リタ

ルコトアリシトゾ、

明治元年戊辰春、兵庫裁判所へ召出サレ在勤セリ、長官

東久世通禧、神奈川へ転任スル付職ヲ辞ス、此日県令伊

東俊介ヨリ一新際百事多端ノ処骨折相動ルニ付、金若干

ヲ下シ賜ル旨ヲ達セラレタリ、又此際大坂府判事岩下佐

次(方平)右衛門ニ就キ、楠公社造立神号 勅許ノ義ヲ上申セシ

処、日数僅ニ三日間ニシテ許可ヲ蒙リ、明治元年五月廿

五日始メテ楠公祭ヲ執行セリトゾ、

以上中路延年ノ事歴ノ要略ナリ、嘉永以来国事ニ執筆シ、

家ヲ出テ外ニ流寓スルコト数年、其間死地ニ陥ルコト十

三度ニ達シタリ、幸ニ生命ヲ保ツモ家ニ侍養ノ子孫ナク、

終生王事ノ為メニ果シタル事歴ハ、之ヲ概挙スルニ違ナ

シ、只其順次ヲ叙スルノミ、

明治廿四年九月

中路延年自誌

九六 中路延年島津家ニ関スル由緒概略

御簾中様へ御着帯奉恐悦候、就テハ初代勝浦姫儀、
神功皇后御着帯及

應神天皇御降誕、御乳母相動候御吉例有之、且

八幡宮御告ニ依テ 忠久公御代被召出、右御吉例相動

来候子孫之儀ニ御座候得ハ、当時勝浦姫家伝之神秘執

行、御安産御成長之御祈奉申上度旨申聞候付、此段奉

伺候、恐々謹言、

明治二十四年九月

勝浦姫夫

中路延年

九七 水藩土金子孫次郎趣意書

方今内憂日ニ深ク、外患月ニ迫リ、天下ノ變測ルベカラ

ズ、窃ニ聞ク聖上深ク之ヲ憂ヘ、大ニ宸襟ヲ悩マセタマ

フト、誠ニ恐悚ニ堪ス、然ルニ幕吏ノ為ス所、華夷混淆

冠履顛倒シテ一日ノ苟安ヲ偷メリ、苟モ人臣タルモノ、

誰カ敢テ慨嘆憤激セサル^(一)ンヤ、今ヤ^(皇)教孝等同盟ノ士協力

シテ、姦魁并伊掃部ヲ櫻田門外ニ斬戮シテ、馳セテ近畿

ニ来リ、將ニ諸藩ノ志士ヲ会シ勅意ヲ遵奉シ、幕政ヲ規

正シテ大ニ皇運ヲ挽回セントス、蓋シ是挙アルハ鎮西

中国ノ志士モ亦皆諒知スル所ナリ、伏テ惟ルニ貴藩先侯^(高杉公)

天資英邁夙トニ大志ヲ懷カレ、天下ノ為メ志慮ヲ尽サル

コト一日ニ非ス、侯今其遺業ヲ継カセラレ^{(昨夢紀事及伊}

達家々記参照)、家声ヲ墜サス干城ノ臣ヲ愛育シ、雄名已

ニ今日ニ盛ナリ、是レ志士ノ深ク景慕仰依スル所ナリ、

侯若シ此機ニ乗シ鎮西中国ノ志士ヲ鼓舞シ、大挙シテ禁

闕ニ趨カハ、則四方必ス響應シ、内憂外患ヲ剪除シ、洵

ニ以テ宸襟ヲ安シ、皇威ヲ輝スニ足ラン、教孝馬首ヲ迎

ヘ畢生ノ力ヲ効サンコトヲ是レ期ス、伏テ請フ英断アラ

ンコトヲ(斯書中間ニ停遮シタリト云フ)

九八 是枝柳右衛門歌集

己未のとし安政六年

よるひるとみかきくし玉柏

なをこゝろみん時ハ来にけり

歳暮

かくてまた積らんとしとおもはねは

おしくもあらぬ歳のくれ哉

庚申初春万延元年

我身世に咲へきはなの春霞

心をひかぬ時なかりけり

此度の心ひとつの願ことを

しらす婆神もうれしからめと

弥生十日発足

かといてに拝み納めし烏帽岳(子脱カ)

ゑほし来たらは又や拜ん

帰らぬも誰か為ならぬ旅なれは

神もあハれとミそなはずらん(ひ脱カ)

狂病に在ける弟におもを残しぬ

をとつ日もきのふもけふも兄くんと

あすも呼らん誰か答へん

愚妻に留別

けふまではずかなくして穴賢

めて度かしく人に語るな

同志の輩に留別

まてしはし京の霞ふみ別て

はなの家つとたちかさしこむ

隅州福山にて

馬立原雨ハふり来ぬふる郷の

山の霞となりはてしより

日州細島にて江戸の交事(古事)を聞て心を替ける

雲の上にいれんいれしはしらねとも

おもひたつけふうれしかりけり

讃州金比羅山にて

梓弓おしてはる雨ふりにけり

引とめ給ふ神ならめやと(もカ)

千早振神の恵の春雨(はカ)に

やかに追風と成ぬへき哉

(香川島) 檀浦懐旧

武士矢操は島の波の上(の脱カ)

いまは行かふ舟のミにして

兵庫灘

ものゝふのかふとの山を弓手にて

飛か如くに登る早舟

羈中述懐

ふしの雪よしのゝ花を分けて(しも脱カ)

ふるきにかへる道や尋ん

太刀はきすて、大和路に赴ける

武士のたちをも身をもふりすて、

とらん信をあはれとも見よ

(奈良県)
信貴山を越て龍田河に出る

千早振神はしりてか大君の

世をから人にくゝらるゝとは

君か為たてんいさを、三輪の山

杉によそへて斯る旅かな

いさゝらはあれよはつせの山風

はけしからすはいつか晴まし

(三重県伊勢市)
太神宮にて

五十鈴川民をすましてしつまれよ

神のみこゝろかしこからすや

同上
風宮にて

天つ日をおふへる時のむら雲を

はらはせ給へしなとへの神

五色の貝空を錢にうりける

玉くしけふた見の目のからたにも

身を捨て社世にハなるらめ

おからすの浜浪おきてさはく也

日の出ましもちかく成らん

鈴鹿山杉の葉風朝雨に

まちかく駒の声すさむらん(也カ)

(滋賀県)
土山の駅より発して、横田河にて友たちに逢ひけ

るか事ありて、また土山に返しぬ

今朝啼てわかれて今宵立帰

笑ひて逢ふてあすいかにせむ

御所拝見

我国の大官所かはかりに

さひ給へぬとおもひかけきや

天つ日の光ぬすみて月の輪は

我ものかほに世をてらす哉

(中山)
ある殿上より御使給りけるとき

千盤破神にめさるは雲の上を

(常におもひし夢にやあるらんカ)
のほるは常におもひしにや有らん

同志の者のうち死しけるを賞し給ひける時

雲の上に名をさゝあけて時鳥

うれしとはかり鳴やしつらん

(田中河内)
臥龍窟に滞在しけるか庭に白河の水を引入ける所

マ、(也カ)
□けり

しら河の清きなかれの真白玉

ひろひもあかてカ
ひろひにもへす日数へにけり

内義の妻琴の調いと妙んけりうた続てよとありけ
るに応して

ことのねのあたりは雲の上なれハ

天津乙女のしらへとそきく

玉琴の調のミして住竜の

(吟ふカ)
明る窟の奥のゆかしさ

別に臨て

たちいつる我よりあとの主をは

神守りませ神守りませ

我舟に嵐譲りて淀河の

堤の柳のほりける哉

難波かたあしのかりねも浅からて

一夜二夜となりにける哉

(京雜傳)
石清水八幡宮ニて

ますらをの心はいはしいはし水

清くうつして神や酌らん

〔かへらしとおもひいてにし去河のなかれにはつるけふにも有哉脱カ〕

おなしく十日まこく長崎へ発足しぬ

四方の海の夷の品や見ておかん

(あすの直うちをカ)
あすも直うちと思ふ計に

川内岩屋のお松女に題す

常盤なる岩屋の松となかめしも

(兼)
落はかうへに霜ふりにけり

清人に望まれて

関羽呉の会に臨めるかたに書ける

鋒とふみはなたぬみれハ敷嶋の

やまとをのこに似たる君かな

李白

世の中に酒てふものゝなかりせば

人のことのははなや咲まし

丸山花月楼にて

四方の海八ツの夷もはなに酔

月にうかるゝ所なりけり

こゝに鶴の枕てふ名器ありけり

ちよくと妹か啼にし時にこそ

鶴の枕も声は立けれ

女のかたより送りけるは

万世の鶴の枕も吾背子か

きまさぬ宵は声なかりけり

十二月十五日川内まで帰り淵河の天神に詣て、
(薩摩郡藤川天神)

柏子(手カ)もうちわすれけり梅の花

かくとはかねて聞わたれとも

おなしく夜雪のふりけるに、東郷(薩摩郡)より川舟に乗て
(川内市)向田までくたりける

しら浪のたてる洩かと漕よせて

みれハ高根の雪にそありける

ある丈夫に付て阿久根まで返しける

またく長崎へ遣はされけり

はるとゝもに帰らん家路ふミかへし

かへさん御代を只願ふ哉

長崎鎮西大社焼たりける

千早ふる神も御社焼はらひ

退給ふ代の末そ悲しき

夷人馬に乗たる

敷島の牧のあら駒えみしらの

あしともなれる御代の豊けさ

末弘信敏兄か音信をきゝて

梅の花咲ぬときし朝より

はるめきわたる我こゝろかな

太神宮へ一夜籠りて

松風も川もしくれの音すんて(なりカ)

ふりにし神のともし守る夜は

辛酉(文久元年)はつはる迎陽亭ニあそひて

四方の夷高麗唐土の舟までも

庭の汀にきそふ宿かな

松月楼柵女に題す

松の月にしからミかけし流にハ

泊らぬ舟もあらしとそおもふ(長崎屋)

正月八日茂木浦より帰帆

此うらをいかにたつへき旅衣

きつゝ馴にし妻にわかれて

送り来りし女のよみける

海山もいとほぬものを春霞

なにとて我を立残らん

田の浦旅泊

たの占(浦)のかりねの妻の名をとへは

かなふ都の我願かな

三月三日左近桜

九重のはな見ぬきのふはるの目を

なかきものとも思ひける哉

(京都府)
嵐山の落花

大る河のせきによするしら浪は

あらしの山の桜也けり

桜はなはやくミたれてちらさ姿(札幌カ)

嵐の山と誰あふかまし

かり衣袖にしめたるはなの香を

片敷こよひつかすかもねむ(いかにカ)

(同上)
上嵯峨館にて

ますらをのさかたちであふけふは

ひんのミたれをいはすともしれ

(中山殿)
勤王殿はなの宴給ハリけるに侍りて

うれしさを御前の桜しりかほに

笑ミほころひてにほふけふ哉

陽明殿受託

薩摩潟遠き堺にありとても

御先を人に譲へきやは

烏帽子狩衣頂戴して

声たてゝ呼へともむなし父母に

にしきの袖を見せぬ悲しさ

臥龍兄へ留別

逢そめて別終るハつねなれば

功はかりをとものに立なん

事成りて淀河をくたりける

おもかけと月の光と嬉しさ

我をねさせぬ舟の上哉

大坂堪助島より乗船船玉へ奉納

海山も皇御国のために越せば

いつれの神か守らてあらまし

波立たぬ舟のうちなれば吹風も

心にさかふ時なかりけり

讚州金比羅に十とせのむかしものいひし女の在け

るか我

千早振神世もきかす今さら

あわてわかるゝ人ありしとはと

読けるうた軸にして懸けるてふことしも聞て又送

けるうた

初めよりあわて別れし中なれハ

今は聞ても見るよしそなき

訪来りて女のよみける

うみ舞てねまた（ちか）ミかほ伏拝み（しむ）

夢もたまハぬ我ちきり哉

翌日留別のこゝろを

めぐりあはん程もしられぬ別にや

今朝は霞も雨と成らん

豊後の国曰杵なる若松屋何かしは、我若りし時毎

に宿りし所也けり、そのの娘姉妹ともに去年の夏

身まかりぬときゝて、手向のうたよめる

までよまてはなの台の其中に

あすかしはしの宿もからなん

播磨の国より塩漬とて一夜舟を留けるとき、蘇根

の天神へ詣けるに、松の枯たるを社造りて華君と

も往て祟りけるを見て

蘇根の松もちとせくと貪らは

神とハ誰もあふかさらまし

石寶殿は高御位の神を祭りし厳なりけり

万代もうこかさらまし高みくら

いはほの杜朽ぬかきりは

高砂社

相生の松と味かたの影形（よか）

ちとせをとてはいのらさりけり

豊後岡の藩何かしに読して（小河一敏平）

年を経て積しはらはた吐ぬれハ

けふをはしめのちきりとはずな

従兵あまた寄せ来りて何くとちかひけると（れ脱カ）とき

頓てまた雲の上にも名乗らなん

忍ひ音に鳴山時鳥

九重の道にさわれる八重葎

刈はらハなんいさ来れく

子息一温十才・一和九才に酒汲かはしける時

皇神のみたねん敷島の（なりけり敷島の也）

大和猛男の名をな穢しそ

一里こなたの駅まで衆中送り来けるにわかるゝ時

をしむへき別ならねハ乗駒に

鞭そへ給へ一はしりせむ

道すからうたへるうた

百歳を半たのしく暮しけり

残りハ御代にたてまつりてん

親も子も君もなき身の閑しきは

心のまゝに死なん也けり

家に帰てのち

安からぬ枕の上の時鳥

おそしとはかり呼声そする

おほかたの道こそみつれともくくに

はかりかたきは此度そかし

うちむかふ月の都は十寸鏡

かけてや我をまちわたるらん

から国のむかしかたりをためしにて

都はいかにたちしゝるらん

〔壬午也〕し手のはつ会に雪はらふ高根の松の朝

東風にあらはれそ

めしはるの色かなとよめるうたを同士の者ともうち聞

て、今の心にてうたの会に毎々出るハ、一計のおのつ

から人に推察せられて、事成らざるにも至るへしとい

ふに従ひ出席仕らざりし、既に事成なんとし侍れハ、

此等のうたも添削を乞ふニ残し置たくこハておもひ侍

れ、あハれミを垂給ひてよき歌ともなし給へ、必人に

見せ給ふたと希のみ奉り侍りぬ、

薩人はものこと疎なりけりと人のいひけれハ
我国は我日の本の本つ国

枝葉になれぬ程そ賢き

〔分燈元也〕庚申十二月五日興行乎

かへり来ん雲井の春を待人の

雪うちはらふ赤はねのさと

隼人の薩摩のこらか剣たち

ぬくと見より楯はくたくる

土山駅に着

咲しきる雨に鈴鹿は越たれと

宿の鬼らにはまれぬる哉

香川景恒の方を訪ひ

敷島の都の東岡崎のかたより

明し道の長閑さ

〔田也〕河内介殿送別

別れをはをしむなみたを憚らて

空に時鳥帰れてふ鳴

別れても又の逢日はあかの実を

誰か名付てやなしといふらん

命なる赤き心のあけらけき

真や丈夫の鏡なるらん

石清水八幡宮にて

ますらをのいはし岩の岩清水

清くうつして神やくむらん

(天飯座)
天王寺にて高橋父子の始終をき

梓弓弥生ひとねは過にしを

世の時鳥何を待らん

(同上)
住吉に詣て

越くれは渚の浪に声かけて

呼にけらしな岸の姫松

越中橋播磨屋へ見舞して

君か為立行人の旅衣

うら山敷もおもひける哉

やき太刀にはなの咲へき旅なれば

よそに心をちらすなよ君

よるひるとみかき給ひし御心を

こゝろみ給ふ此旅路かな

折にふれて

雲の上に名をさへ上げて時鳥

嬉しと許啼やしつらん

雲をおこし雨をくたすも時ありと

しはしやすらふ竜のかくれ家

ゑみしらかきたなき心のねきことを

得さし給ひし御代の豊さ

五くさのゑみしとゝもに仰見ん

この日の本の春のひかりを

千早振神の威気身の剣太刀

通さぬ楯のあらは社あらめ

のかれすはかけて袖をや濡らん

灘の木の間の夕立の雨

親の下聖の下になかめたれ

死なはかくこと思ひぬるとも

かくなれぬ(さか)つたきなれハたらちねの(いたつき)

御霊はいかにしか拜まん(て脱)

救ハぬとおもふ心の深けれハ

流行世は浮隙そなき

敷島のやまと桜と諸共に

都のはるに散るの閑しさ

濃きうすき人の心の花の色

見ゆることしの春の暮かな

車にも乗せて曳らん妹もなし

老のはてこそ哀なりけれ

うするかすくゝまぬものは敷嶋の

倭心の花にそ有ける

難波かた声の葉うらの螢火も

よに頭ん時ハ来にけり

難波舟波なく登せ武士の

まことハはたの神にましなは

あすはまた死出の山路に聞ぬらん

淀の河瀬に啼時鳥

移る世の影はかはれと十寸鏡

ますく世にはうつらさりけり

身を致し力を尽し稼ても

喰はれぬものは孔雀なりけり

浮かはり沈かわり水車て脱力

いくたひかへる此世なるらん

罪人を哀み給ふ情まで

見るは砂糖の手代かは成す

おもひきや力を尽し身を致し

皇御国にハなるへしとハ

月日さへくもる時あり天か下

天やうらみむ人やとかめむ

民を救ふおほみわさへ成にけり

拙き我身何嘆かんうらみ

閑しさや蚊責蚤責責ぬれと

心を責ん物なかりけり

難波かたかゝるあしまにありと聞かは

いかなけかかん心尽して

責もせず防もやらず忠に世を

ふみかへす君か旅かな

難波江の汐も往來はある物を

からき月日をいつまてかよむ

難波潟干船朝出しゆふはれも

我を乗へきしほやなからん

我やとの賤はた妻も天河

うちなかめつゝまちやわたらん

〔石室秘稿是枝柳右衛門歌集(国立国会図書館蔵)・
尚古集成館所蔵草稿・是枝柳右衛門翁之伝記にて補註〕

九九 樺山資之日記鈔

安政六未年

六月

廿一日 晴

今日堀仲左衛門殿同道ニテ、水府ノ金子孫〔伊地知貞馨旧名〕・高橋其外〔孫次郎〕

ノ有志へ取合候、井伊ヲ除クノ密談夜入過ニ舟ヨリ帰
リ候、

其後三田通りノ茶屋へモ水人へ逢ヒ、初テノ人モ有之
候、水藩切迫ノ事毎々承候、

八月

九日

交代済今日出立候処、堀仲殿被参候テ、只今水人来リ、
愈々井伊ヲ打ツノ策来月中旬ト決シ候ヨシニテ、旁談
合ニ及ヒ候テ、日暮テ下僕ニ別レ候テ出立、中途マテ

送りニ被参候、品川泊リニテ萩原氏被参候、

翌日十日、鮫洲村田屋ニ田中直〔重之進〕・高崎猪太〔猪太郎〕・有村雄ト〔雄助〕

ノ被参候テ、切迫ノコトニ互ニ別レニ情モ多シ、夫レ

ヨリ程ケ谷ヨリ金澤〔同土〕・鎌倉へ廻リ、江ノ島へ差越シ見

物〔同土〕、藤澤へ泊リ候、

十五日

酒匂川満水ニテ滞在、今宵雲間ノ月ヲ見テ

ものおもふ今宵またれし秋の夜の

さやかに照らす月の影かな

二十日

宇都ノ山ヲ越へケレハ

有明の月は山端に残りけり

秋風さむし萬の細道

荒井ニテ遙ニ不二山ヲ見テ〔静岡縣〕

けふまてと見るに心もとまるかな

ものなつかしき富士の柴山

廿八日

伏見ノ兼春所へ着候、有川藤左衛門殿御飯屋守定府水
野武一郎被参候、墨染へ同道イタシかね春所へ列来候、
賑々シク候、下略

九月

十三日

熊本津田氏へ立寄ル、段々ノ咄ニテ長岡監物モ先月被〔是谷〕

過候ヨシ承り候、実ニ悲歎ニ候、津田氏モ被歎候、水

戸ノ藤田〔東樹〕・戸田〔忠敏〕・熊本ノ長岡氏トオモヒシニ、最早世

ニ染ミ少クナレリ、

世の浮きも限りもあらしなかくに

おもへは悲し世を歎くらん

頻りに被留候へ共引取り、川尻〔熊本県〕へ泊り候、

一東海道吉田〔愛知県〕ノ駅ニテ有村次左衛門殿〔兼四〕へ行逢ヒ候、関東

ノ趣トモ旁々咄合別レ候、二十余才ニテ候へハ、二尺

八寸位ノ刀ニ朱ノウネニ塗リイサマシク、後ニ其時ノ

別レニテ候俤ウカ、ワレテ、オノレ残りテシノハル、

ハイトウラメシク被忍候、先年水戸ノ戸田氏ノ咄ニ心

ニ憂フル事ハ、月花見テモ慰ミナラスト被申候事トモ

オモイ出候テ、

かりもなきおもひも捨し世の中に

なとか悲しき秋の夜の月

十七日

伊集院町ニ着候、夜入過ニ大久保正助殿〔利通〕・吉井仁左衛

門〔海江田信義旧名〕・有村俊齋〔繁〕・奈良原喜八郎被参イト嬉シク候、

十八日

横井マテ税所喜三甥〔喜三左衛門篤〕ノ準熊杯被参候、従弟ノ清左衛門

モ蔵マテ参ラレ候、坂ノ下ニ清之丞・宗之丞被待居候

テ休ミ、イツレモ同道着致シ候処、大久保次右衛門殿〔利正〕

後醍院彦殿初メ段々ノ客ニテ候、母上様モ御持病快ク

被成候テ嬉シク候、

〔4〕月

廿九日

日

吉井氏櫻島へ札方檢使ニテ差越サレ候間、有村同道差

越候、上山某所へ差越候テ系図杯其外書付杯見候事、

十二月

十四日

岩下佐〔方平〕ニ右衛門殿所ニテ義臣傳説方有之候、後醍院真

柱翁其外被参候事、

廿六日

城ヶ谷ニ家屋敷取入候テ、今日孫太郎様転宅被成候間

差越候、夜入四ツ時分帰候、母上様御安心被遊候テ心

祝ヒモイタシ候事、

宰相様高輪ヨリ御下リニテ、玉里へ被為入候処、御陰

レノ段先比道中ニテ承候事、

太守公〔島津吉興〕・順聖公〔島津吉忠〕ノ御趣意被為統候御趣意ノ段承知仕候

処、御内々御筆相下リ、森山所ニテイツレモ同盟中被

参拜見仕候事、

〔禪山實之家紀並日誌(東京大学所蔵)にて補註

〔表紙〕

忠義公史料 安政六年

〔扉に、表紙と同じ文字の外に「市来四郎編」の記載あり〕

一〇〇 大隅国種子島沖外国船通航ノ報

九月六日

私領大隅国種子島沖江、去月十八日異国船一艘相見候
ニ付、致守衛居候所、無程夜ニ入、翌十九日端船ヨリ
異人共陸へ乗来候ニ付、本国渡来之次第相尋候所、北
亜墨利加国測量船ニテ、食料致所望度日本言葉ニテ相
通、尤其者ハ日本漂流人之由申出候ニ付、所望ノ品相
与候所、為謝礼短筒一挺火薬入一差送候ニ付、再々相
断候得共不聞入、其假差置本船へ乗帰リ、同廿日東之

方へ乘行、無程帆影不相見候、尤領内浦々猶又手当敵
重申付置、委曲長崎奉行へ申達候、此段及御届候、以
上、

九月廿八日

〔島津茂久、薩州藩主〕
松平修理大夫

一〇一 銅鉄鉾山制度及ヒ古銅商法布達

九月八日紀伊守殿御渡、来ル十二日触

〔内藤信親、老中、村上藩主〕

大目付へ

諸国ヨリ出銅ハ勿論古地銅ニ至ル迄、銅座へ可相廻旨
明和三戌年相触置、其後天明八申年・寛政九巳年触渡
候処、近年不進相聞国々銅山稼来候分不及申、出情相
稼新山等間堀イタシ、出銅之分ハ聊タリトモ外売不致、
不残大坂銅座へ可相廻、尤江戸古銅吹方役所並別段古
銅吹所へ是マテ廻シ来候分、且新規之分ハ申立之上可
相廻候、諸山ヨリ津出道筋並二津々浦々又ハ海上ニテ、
銅売買堅致間敷、若又心得違之者モ有之、山元ヨリ銅
座之外へ相廻シ売払候敷、又ハ山元ニテ荒銅勝手ニ延
板・器物、或ハ真鍮地・鏡地等ニ仕立候儀堅令停止事、
其外囲銅並質銅停止申付候段、先事ヨリ相触置候通可
有之、

一 国々出銅致船積大坂へ相廻候節ハ、右銅欠數書付廻船
之者へ相渡、船宿之モノヨリ大坂町奉行所並銅座へ廻
着毎可届出事、

一 銅ハケ之儀ハ、京都並大坂共ハケ吹職之モノ申付置有
之間、右之者へ差廻シ候儀ハ勿論、真鍮ハケ之儀モ紛
敷有之間、以来一応銅座之改ヲ受可申事、

一 諸国ヨリ荒銅ヲ白目ト名付、勝手ニ売買致候趣相聞候
条、不埒之事ニ候、以来ハ白目タリ共一旦銅座之改ヲ
請売買可致事、

一 古銅之儀、天明五巳年ヨリ古銅・切屑銅トモ、不殘銅
座買入相触置、寛政八辰年ヨリ、関八州之分ハ江戸表
へ可相廻旨相触候処、近年相馳古銅売上相職候、若心
得違不正之売買イタシ候敷、又ハ真鍮職・鋳物職之者
ニテ、勝手次第吹潰シ候儀ハ、決テ不致様前々ヨリ相
触置候通急度相守、古銅・切屑銅ハ不及申、ハケ銅ニ
至迄、大坂銅座並ニ江戸古銅吹方役所・別段古銅吹所
之内ハ売上可申事、

右之趣天保十二丑年相触置候処、兎角山方ニテ器物ニ
製候族モ有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、今般外国買
易御開相成、商人トモ相對売買被 仰付候ニ付テハ、

弥触面之趣国々所々ニヲイテモ急度可相守候、若心得
違ニテ、山方稼之者ハ勿論、銅職之者器物等ニ仕立売
捌候不正之取引致シ候モノ有之ニヲイテハ、嚴科ニ可
被処モノ也、
右之通可被相触候、

九月

(幕府沙汰書にて補註)

別紙之通被從 公義被 仰渡候条、不洩様可致通達候、

九月

御家老座印

一〇二 舶来小銃壳捌長崎屋源右衛門へ命ス

九月晦日記伊守殿御渡、来月二日触

大目付へ

長崎廻リ舶来之小筒類、鐵砲州船松町二丁目長崎屋源
右衛門方ニヲイテ壳捌候間、万石以下諸家陪臣ニ至迄、
望有之面々ハ、同人方ニテ買請候儀可為勝手次第候、

九月

藩内布達同前

一〇三 齊興公御不例

一〇三ノ一

宰相様御事此内ヨリ御不例之処、昨今御大切被為成御

座恐入次第二候、依之神社・寺院ニ於テ御祈禱被 仰
付条、(候脱)早々其向ヘ可被達候、

九月十日

駿河新納
久仰

金剛定院殿明覺亮忍大居士

真金明覺主命

右通被仰出条、(候)向々ヘ奉承知候様可被申渡候、

九月十五日

駿河新納
久仰

一〇三ノ一

宰相様御事此内ヨリ御不例之处、昨今御大切被為成御
座恐入次第二候、依之御一門方ヲ初大身分其外月次御
札罷出候面々、明十二日登城、御面殿様ヘ御機嫌奉伺、
大奥ヘモ同様可被申上旨早々可被申渡候、

九月十一日

駿河新納
久仰

諸士・諸組・与力ヘ布達、前文ニ同シ、

一〇四 齊興公薨去

宰相様御事、此内ヨリ御不例被為成御座候处、今晚寅
刻御逝去被遊恐入次第二候、依之御一門家ヲ初メ諸大
身分・諸士・諸組・与力ニ至迄、早々不洩様其向々ヘ
可被達候、

九月十二日

駿河新納
久仰

一〇五 齊興公御法号

一〇五ノ一
宰相様御法号

一〇五ノ二
金剛定院様御入棺・御入寺・御葬式等之儀、万事大慈
院様御例之通被仰付候旨被仰出候、向々可被相達候、
(萬事大慈)

九月十五日

駿河新納
久仰

公ハ、寛政三年辛亥十一月六日鹿兒島城ニ於テ御生誕、安政六年
己未九月十二日玉里ノ御隠棲ニ於テ薨去、御年六十有九、
(鹿兒島市)

一〇六 齊興公御逝去

安政六年九月十三日
(二二乙)

宰相様御病氣御養生不被為 叶被遊御逝去、打続ノ御
兇變奉恐入次第二候、

一〇七 米国公使登宮將軍二謁ス

一〇七ノ一
十月九日下総守殿御渡
(關部陸勝、老中、鑄江藩志)

大目付

江

御目付

明後十一日亞墨利加^(Transand Harris アメリカ公使)ニストル登城、

御目見被 仰付候間、溜詰・同格・高家・雁之間詰・

御奏者番・三番頭・芙蓉之間御役人・両御番組頭・御

徒頭・小十人頭・御船手何モ熨斗目長袴着用登城候

様可被達候、

十月

藩内布告同前

一〇七ノ二
御同人御渡

大目付

御目付 江

明後十一日亞墨利加ニストル登城、

御目見被

仰付候節、

出御以前ニニストル

御目見之席致案内、見セ習礼為致可被申候、尤モ外国

奉行並通詞モ附添候事、

一ニストルへ御座敷為見候前ニ、出仕之面々大広間へ

相廻リ、詰候席々へ可罷在候事、

右之通可被得其意候、

十月

藩内布達同前

一〇七ノ三
御同人御渡

大目付

御目付

亞米利加ニストル登城、

御目見被 仰付候節、御礼席ニ不拘面々ハ平服之積リ

可被心得候、尤

御城中御番所通行筋ハ、熨斗目半袴着用候様可被達候、

十月

藩内布告同前

外国交際開ケタリト雖モ、登營謁見ハ之ヲ勘メトス、当時上下

一般不可ナルヲ論シ、幕府ノ失体ヲ痛論スル喧囂極マレリ、

一〇八 齊興公御逝去天璋院殿忌服

十月十七日紀伊守殿御渡
(内藤信親、老中、村上藩主)

大目付へ

(島津茂久、薩州藩主)
松平修理大夫祖父大隅守、於国許去月十七日卒去ニ付、

(徳川家定夫人、齊形兼玄)
天璋院様御実方御祖父御定式半減、十五日・七十五日

之御忌服可被為

請処、御忌日数相立候ニ付、今一日

御遠慮被遊候事、

十月十七日

一〇九 江戸城焼亡各藩侯ニ登城ヲ促ス

一〇九ノ一
十月十七日江戸本丸炎上

一 今夕七時過中之口ヨリ出火、

御本丸 御殿向御焼失、夜五時過鎮火、

但御作事方下部屋ヨリ出火、且三重御櫓・御太鼓櫓・

同所統御多門共不残御焼失、

一 召刻掃部頭・老中・水野出羽守(并伊)・若年寄中登(忠實、側御用人)

城、奥へ相越兼吹上へ被相越、夫ヨリ御門々々消防差

図有之、

一 公方様・天璋院様(家茂公)

本壽院様吹上御庭へ(家定公生母)

御立退被遊、夫ヨリ西丸へ被為入、

一 松平下総守・本多美濃守登(忠國、忍藩主)
(忠民、岡崎藩主)

城候処、御立退後ニ付直ニ吹上へ相越、於同所

御目見御機嫌相伺之、直ニ西丸へ登

城、

一 松平讃岐守・松平宮内大輔登(頼胤、高松藩主)
(頼隆)

城候処、同断ニ付吹上可相越処、於御庭口御番所(間部登)下総

守謁候由、直ニ西丸へ登

城、

但西丸へ登 城之上、於 御座間 御目見有之、御

用部屋通り相越、

一 松平三河守・松平相摸守・松平越前守・松平兵部大輔登(慶倫、津山藩主)
(福田慶徳、因州藩主)
(茂昭、福井藩主)
(慶繁、明石藩主)

城候処、同断ニ付西丸へ罷出可申処、於百人大番所辺

中務大輔謁候由、西丸へ登(松坂安宅、老中、龜野藩主)

城無之、

一 所々御門番之面々登

城、於席々謁御目付大草主膳(高堅)、

但御退出後登 城ニ付、本文之通、

一 高家・雁之間詰・御奏者番登

城、於席々御機嫌相伺之、謁紀伊守、

尾張殿使者(徳川茂徳)

竹腰近江守(正高、尾張藩附家老)

右只今之火災ニ付、為伺御機嫌被差出之、於躑躅之間
謁同人、

但

天璋院様 本壽院様へ被相伺之、於同席謁御留守居、

一御三家方ニハ御登

城可被成処、御差留ニ付御登

城無之、

一只今之火災ニ付、為伺御機嫌(徳川慶篤)水戸殿ヨリ戸祭大膳(勝博、步行頭)被差

出之、於躑躅之間謁御目付大草主膳、

但御退出後ニ付本文之通、且

天璋院様 本壽院様へ、被相伺之、於同席謁御留守

居、

一御奏者番取訪因幡守・堀石見守御暇後ニ候へ共、西丸(忠誠、高島藩主(親統也))

へ登 城有之、

一加納遠江守病氣ニ候得共、押テ下馬迄罷出、当番ヲ以

テ伺之上直ニ退出、

一御本丸炎上ニ付、為伺御機嫌明十八日西丸へ繰出仕有

之、四時揃之旨被

仰出之、

藩内布告同前

一〇九ノ一
御本丸炎上御安否伺

同日紀伊守殿御渡

大目付へ

御本丸炎上ニ付、

公方様西丸へ

御立退被遊候ニ付、明十八日為伺御機嫌繰出仕有之候

間、西丸へ四時可有登 城候、

但病氣・幼少之面々ハ、掃部頭・月番之老中へ、以

使者御機嫌可被相伺候、在国・在邑之面々ハ飛札(以暇也)

可被差越候、

右之通可被相触候、

十月十七日

一〇九ノ二
御同人御渡

大目付へ

一御本丸炎上ニ付、詰番之者・諸役人並当番之御番方西

丸へ相詰候様、向々へ不洩様可被達候、

十月

藩内布達同前

一〇九ノ四
十月十八日記伊守殿御渡

大目付へ

御本丸炎上ニ付、

公方様西丸へ被為

入候ニ付、御礼事等都て是迄御本丸ニテ、掃部頭・老

中謁候分ハ於西丸謁候、

一 天璋院様 (徳川家定夫人) 本壽院様 (家定生母、林部正賢女) 二ハ、西丸御広敷被為入候、

右之通向々へ可被達候、

十月

一〇九ノ五
御同人御渡

大目付へ

西丸

御在城中御手狭ニ付、混雜モ致シ候間、勝手次第供連
省略致シ、下部之者ハ可成丈御城内へハ不召連様可被

致候、

十月

藩内布告同前

一一〇 御台所御改称布達

御台様御事、(旧称爲徳意) 天璋院様ト奉称候旨、從公義被 仰渡

候ニ付、天璋院ト統候文字並同唱迄モ可致遠慮ト之

段ハ、先達テ申渡置候通ニテ、右ニ付最前御名文字之

儀モ是迄之通可致遠慮候、

十月十八日

左衛門久徹

一一一 島津周防殿待遇

同十五日周防殿御高五千石、虎之皮鞍蓋、已来様之字

相用候様、御家老玄関迄御乗通り、御対顔之節御脇差

御帶シ被成候様、御家老川上筑後(久封)以テ被仰付候、

如斯御待遇公子ノ資格ニ復セラレ、而シテ公然政務ニ与リ玉フ

コトトハナレリ(文久元年) 月幕府へ御届書参照

一一二 島津周防旧名久光公 国老新納駿河へ与ル書

昨日御相談承候大坂一条、其節ハ存寄無之旨御返答致
置候、以後篤ト致勤考候処、(事由知ルニ由ナシ) 御金繰ノ儀モ難默止事ニ

ハ候得共、(島津豊後) 豊州家事先度ヨリ御口合申候通、何分人望

尽果、今通ニテハ如何様ノ変事到来モ難計、殊ニ玉里

御住居(差)ニテラス自ラモ精分割ニ等キ筆動ナリシト云

御役々一条モ彼人差圖ノ様申フラシ、別テ散々ノ評判
ニ相聞得候、就テハ此涯其身ヨリ退役相願出候様取計

有之度候、拙者ニモ私用ノ事ニハ種々世話ニ預リ候人

ニテ、御逝去涯ケ様ニ申立候テハ不本意ノ様ニモ有之

候得共、御国家御政事ニハ難替事ト相考申候、若貴

君御取計難相成儀モ候ハ、外御同席中へ談合可致候、

昨日ノ申分トハ表裏ノ様ニテ、御疑モ可有之候得共、

内実ハ拙者心底先度ヨリ決居候ニ付、最早不得止事、

此段以乱筆及御内談候、以上、

十月二十二日

二白、堅山ニモ先度ヨリ内談致シ候処、此涯退役ノ

処承引不致候得共、彼人勤役ニテハ拙モ御用談整兼

申候、玉里御役々一条ニテモ御考可被成候、就テ彼

人退役無之候ハ、拙者御政事向ニ立障申間敷候、

何分ニモ御深察有之度候、已上、

駿州君

極内密

防州久光公
家定公薨去

安政六年己未十月二十二日御書 朱書

此御書新納力家ニ秘藏ス、

因ニ記ス、当時ノ巷説ニ、公御逝去ノ後附従ノ大小吏金銀及

ヒ諸御道具ノ類ヲ私シタリト、甚シキニ至テハ長物等ニ入レ

付ケノ俣私宅へ運ヒ、島津・新納力如キハ公ノ御駕籠ヲ拝領

セリトテ、其中ニハ御道具類御掛モノ杯貴重ナル物品ヲ満載

シタリトモ唱へ、或ハ小吏輩ハ雜品ヲ手カ、リ次第ニ運ヒ取

レリトモ喋々セリ、其事実世説ノ半バシテモ多少私シタルハ

疑ナシ、殊ニ前書ニ玉里御役々中別テ散々ノ評判云々ト記サ

レタルヲ以テ考フレバ、全ク無形ノ説ナラサルヲ知ルニ足レ

リ、実ニ人面獸心ノ徒ト云フベシ、

當時玉里邸附従重立タルモノハ、御家老御城代兼務御勝手掛

島津豊後・御家老御勝手掛新納駿河、御則役永江休之丞・得

能彦左衛門、御納戸奉行伊集院直五郎、御側役御広敷御用人

勤岡田半七等ヲ重立チタル輩トス、

一一三 將軍家定公御忌日布達

家定公薨去

八月八日薨去ニ付、毎月八日殺生令停止候、右之趣

組配中へ可被申渡者也、

十月廿一日 御家老座印

一一四 水戸藩士山國喜八郎薩藩士大山正圓等

諸士其他謹慎

十月二十八日

〔徳川慶篤〕〔共昌〕 水戸家臣山國喜八郎・海保帆平・荻信之介・菊池爲三〔善〕・加藤木賞三〔正之〕、松平薩摩守家臣大山正阿彌〔綱良旧名〕・松平土郎〔信九〕、佐守家臣小南五郎衛門・酒井雅楽頭家臣菅野謙介〔忠親、姫路藩主〕・土屋采女正家臣大久保要〔親春〕・間部下総守家臣大郷卷蔵〔貞直、土浦藩主〕・平豊前守家臣奥平太郎〔信篤、丹波亀山藩主〕・処士横山湖山等皆謹慎セシム、凡八月以降今日ニ至ルマテ、内外政治ノ議論ニ座シテ、忠憤憂國ノ士、刑ニ処セラレシ者上下男女百余人、皆無罪ノ繫囚ナリ、而シテ井伊ノ決ヲ以テ、評定所ノ擬スル所ヨリ一等ヲ重クシ、之ヲ処刑スト云フ、徳川氏ノ例評定所ノ擬スル所、老中之ヲ輕クスル者ハアレアリ、之ヲ重クスルコトハ未曾テ有ラザル所ナリト云フ、其士大夫刑獄ノ多キ亦徳川氏政府前後ノナキ所ナリ、ソモノモ時事ノ艱難ナル庸難將軍ノ能ク制スル所ニアラザルヲ以テ、賢明ノ長主ヲ立テ、以テ大任ニアタラシメ、以テ衰運ヲ回サントスル者ハ天下ノ公論ニシテ、偏党ノ私言ニアラズ、上ハ朝廷ノ公卿ヨリ諸侯・諸有司、下ハ処士・農商ニ至ルマデ、苟クモ國ヲ愛シ世ヲ憂ル者皆然ラザルハナシ、独り婦女・小人ノ奢侈ニ溺レ、游惰ニ耽ル者ノミ、賢明推立或ハ其檢制ヲ受ケン

コトヲ恐レ、私ヲ謀リ權ヲ貪ルノ徒ト内外相和シ、幼冲ノ主ヲ立テ、以テ宴安逸楽ヲ肆ニセントス、井伊之ニ応シテ其貪權ノ念ヲ濟シ、元老ノ職ヲ得テヨリ、遂ニ公議ヲ排シテ私義ヲ唱ヘシガ爲ニ、勢ノ激スル所膠輻益甚シク、此刑獄ノ慘ヲ見テ大ニ天下ノ人心ヲ失ヒ、徳川氏喪亡ノ端ヲ啓クニ至レリ、是ヨリ後諸侯皆心ヲ離反シ、天下復徳川氏ヲ懷フ者ナシ、其罪魁ヲ論スル、之ヲ井伊氏ニ帰セザルヲ得ザルナリ、嗚呼井伊氏ヲシテ時勢ヲ察シ人情ヲ審カニシ、私意ヲ去リテ公論ニ從ハシメハ、豈何ソ此禍亡ヲ致サンヤ云云、以下略ス、

一一五 古金銀貨交換令

十一月二十五日

〔乘今老中、西尾藩主〕
松平和泉守殿御渡

古金銀真字二歩判・古二朱銀・文政度之文字金銀・草字二歩判・五両判・二朱銀・古一步銀共通用停止〔分〕之分、当未十月迄引替候様去午年相触候所、今以引替残モ多有之由ニ付、引替所ノ儀猶又來申年十月迄、是迄之通被差置候条、諸事先達テ相触候通心得、右期月限引替可申候、

右之通御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ入念可
被申付候、

別紙之通從公義被 仰渡候条、不洩様早々可被申渡候、

十一月 御家老座印

一二六 茂久公有志士へ与ル書

方今世上一統動搖不容易時節ニ候、万一時變到来之節
(種々脱アル中ニ御談位或ハ運行シ奉ラム云々ナラン)

ハ、第一 順聖院様御深志ヲ貫キ、以テ国家奉護天朝

ニ可抽忠勤心得ニ候、各有志之面々深相心得、国家之

柱石ニ相立、我之不肖ヲ輔、不汚国名誠忠ヲ尽呉候様、

偏ニ頼存候、仍テ如件、

安政六年己未十一月五日

源 茂久



誠忠士之面々江

這ノ御親書下附セラレタル事実ハ、深キ事由ノ存スルアルニ
由レリ、大久保利通日記及ヒ樺山資之(頁至)・是枝柳右衛門日記等
ニ詳記ス、参照スベシ、

一二七 江戸城营造費献金令

十二月朔日

松平和泉守御渡

御本丸御普請ニ付テハ、御用途莫大之儀ニ付、上納
金等相願候面々願之通被仰付候得共、近来諸入費相

続、世上一同難渋之折柄、上納金等之儀ハ不容易儀

ニ被思食候得共、公刃ニ於テモ打続莫大之御用途差

添、殊ニ此度之縁ハ格別之訳柄ニモ有之、銘々厚心

底ヨリ相願候儀ニ付、願之通被仰付候事ニ候、此段

為心得相達候事、

十二月

藩内布達同前

一一八 外国金銀通用価格布告

十一月十日(松平乗全、老中、西尾藩主)和泉守殿御渡

大目付へ

外国金銀其俣通用被

仰出、金ハ金、銀ハ銀ト量目ヲ以取遣致シ候筈ニ付、

新小判・一分判・二朱銀目方之割合ニ応シ可致通用旨、

最前相触置候処、今般洋銀同位之銀ヲ以一分吹増被(銀脱力)

仰出候間、外国銀ト一分銀ト量目掛合之上取引可致候、

一洋銀之儀、御年貢金其外諸向上納金之内へ取交候ハ勿

論、皆洋銀ニテモ勝手次第上納可致候、尤世上通用之儀、弥以国々迄モ無差障(審カ)可致通用候、

右之趣御料・私領・寺社領共不洩様可触知モノ也、

十一月

右之通可被相触候、

(幕府沙汰書にて補註)

藩内布達同前

我國ニ洋貨ノ通用ヲ允シタルハ之ヲ棚トス、長崎・横浜等ニ於テハ窃(違カ)ニ取遣リシタルモ、公然官私内外ノ通貨トセサリシニ依リ、外国人ヘ頻リニ不弁ヲ唱ヘタルカ故、如斯允許セラレタルモノナリト云フ、

一一九 古金銀交換延期令

十一月廿六日和泉守殿御渡、明後廿八日触

大目付へ

古金銀真字式分判・古一朱銀・文政度之文字金銀・草字二分判・五兩判・二朱・古一朱銀共通用停止之分、

未十月迄引替候様、去年(安政五年十月十七日)相触候処、今以引替残モ多

(分懸)

ク有之候ニ付、引替所之儀猶又来申年十月迄、是迄之通被差置候条、諸事先達テ相触候通相心得、右期月ヲ

限引替可申候、

右之通御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ入念可被申付候、

右之趣可被相触候、

十一月

藩内布達同前

(幕府沙汰書にて補註)

一二〇 酒造石高減額

十二月十四日和泉守殿御渡

大目付へ

諸国酒造之儀、三分一相減三分ノ二酒造可致旨、天保十二丑年相触候処、当未年之儀ハ関東筋出水等ニテ米価高直ニ有之、村々及難義候趣ニ相聞候間、追テ及沙汰候迄、関八州酒造人共銘々鑑札高之内半高相減酒造可致候、尤隠造・過造等無之様、取締方之儀ハ都テ是迄之通相心得、弥嚴重改方可申付候条、若隠造・過造等イタスニ於テハ、其モノハ勿論其処ノ役人迄吟味之上急度可申付候条、心得違無之様可致候、

右之趣関八州御料・私領・寺社領共不洩様早々可触知モノ也、

右之通可被相触候、

十二月

藩内布達同前

一三一 通用金銀鑄換布告

同日御同人御渡

大目付へ

通用銀之儀、此度吹直被

仰出候条、兩替等是迄之通相心得、無滯可致通用候、

尤引替日限等之儀ハ追テ可及沙汰候、右之通国々へ可

触知モノ也、

右之趣可被相触候、

十二月

藩内布告同前

一三二 鑄換金銀貨引換價格布令

十二月廿六日(脇坂安宅、老中、毒野藩主)中務大輔殿御渡、即日触

大目付へ

此度吹直被 仰付候銀之儀、当月廿七日ヨリ追々引替

可遣候、尤有來銀之儀モ追テ及沙汰候マデハ新銀取交、

請取方・渡シ方・兩替共無滯通用可致候、上納銀モ可為同前事、

一引替銀之儀ハ、丁銀・小玉銀之無差別取取引替可遣候、

勿論折銀・燒銀・請銀並極印相分兼候分共勝手次第可

差出、是又無差取引替可遣候条、当月廿七日ヨリ銀座

ヲ始、別紙之者共方へ差出引替可申事、

但丁銀差出小玉銀ニ引替、又ハ小玉銀差出丁銀ニ替(引替)

候儀モ、勝手次第第二候事、

一武家並其外人へ相對ニテ申付、右名前之者共方へ差出、

為引替候儀モ勝手次第第二候事、

一保字銀一貫目ニ付、持主並引替所へ拾匄ツ、為御手当

被下候間、精出シ引替可申、丁銀・小玉銀共員数相知

候事ニ候間、貯置不申段々引替可申候、若貯置引替ザ

ルモノ相知候ハ、吟味之上急度可申付候事、

右之通可被相触候、

十二月

蠣殻町

銀座

三井組

駿河町

為替御用取扱所

十人組

本両替町

為替御用取扱所

室町三丁目

竹原屋文右衛門

金吹町

中井新右衛門

神田佐柄木町

村田七左衛門

田所町

井筒屋善次郎

神田旅籠町

石川屋庄次郎

以上

〔幕府沙汰書にて補註〕

藩内布達同前

一三三 外国銀錢通用極印彫刻令

十二月廿七日和泉守殿御渡

大目付へ

外国銀錢目方七匁以上之分、一分銀三分通用之積、於銀座極印打渡シ候間、無滯通用可致候、尤銀錢処持イタシ居候者ハ銀座へ差出シ、極印ヲ請可申候、右之通可被相触候、

十二月

藩内布達同前

一二四 外国人へ対シ礼讓布達

同日中務大輔殿御渡

大目付へ

往来之輩行逢候節、相互ニ讓り合、不作法無之様可致ハ勿論之事ニ候へ共、近来条約済国々之モノ御府内其外へ居留イタシ、右之内ニハ長官又ハ士分〔合書目見以上ヲ云〕以上之者モ有之候間、右ト行逢候節モ同様相心得、輕キモノ共ニ至迄、我サツノ儀無之様可致モノ也、

右之通市中並道中筋へ相触候間、武家ニライテモ同様相心得候様、家来下々ニ至迄、心得違無之様可被申付置候、

右之通可被相触候、

十二月

藩内布達同前

一二五 茂久公本丸炎上ノ費途献金許可

在国 松平修理大夫

御本丸御普請ニ付、

〔家名〕公方様へ金五万両、

〔徳川家定夫人〕天璋院様へ金二万両上納仕度旨、内願之趣達〔合計七万両、此後藩邸焼亡棄捨トナリタリ〕

御聴、尤之儀御機嫌ニ被

思召候、依之内願之通上納被

仰付、右御普請之御用途ニ可被差加旨、被

仰出之、

藩内布告同前

二二六 道中筋ニ於テ内外人御朱印ニ行逢下座云

十二月晦日中務大輔殿御渡、(脇坂安宅、老中、寛野藩主)来正月四日触

大目付へ

道中筋等ライテ、

御朱印持参之者へハ、外国人タリトモ下座為致候テ相

当ニハ候得共、左候得ハ彼方国王印章持参之者へハ、

当方之者ニモ下座不為致候ハ、(テ腕カ)同等之礼ニ無之候間、

万一言語之不通ヨリ行違相生シ可申モ難計ニ付、双方

共

御朱印・印章持参之者へ行逢候節、都テ相互ニ下馬・

下座等不致筈ニ取極候事、

右之趣可被相触候、

十二月

藩内布達同前

〔表紙〕

忠義公史料

市來四郎編
萬延元年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料」
（紙数七〇枚）の記載あり〕

萬延元年庚申（清曆咸豐十年）
西曆一千八百六十年

神武天皇御即位紀元二千五百十九年（ママ）

孝明天皇（統仁第百二十代）御即位（弘化四年）丁未九月十四年（御宝算）二十九

將軍家茂公（第十襲職）戊午十月三年（十）八

藩主茂久公（第二十九世當時）知政（安政五年）三年（二十）一

（マ）藩祖忠久公（薩隅日三州及琉球國受封）八皇八十二代
（マ）後鳥羽天皇（壽永五年即子文治三年）六百七十五年（二）

関白 九條尚忠公

左大臣 一條忠香公

右大臣 花山院家厚公

内大臣 二條齊敬公（彦根藩主）

大老 井伊掃部頭直弼（三月被弑）
（西尾藩主）

老中 松平和泉守乘全（四月依病罷免）
（關宿藩主）

久世大和守廣周（村上藩主）

内藤紀伊守信親（常野藩主、當時中務大輔也）

脇坂淡路守安宅（磐城平藩主、对馬守の誤也）

安藤但馬守信行（十一月依病罷免）
（岡崎藩主）

本多美濃守忠民（丹波龜山藩主）

松平豊前守信篤（小諸藩主）

若年寄 牧野遠江守康哉（十二月罷免）
（山上藩主、安政五年より長門守也）

稻垣安藝守太和（五月依病罷免）

安藤但馬守信行（正月老中罷免）
（雅谷藩主）

堀 出雲守之敏（高島藩主）

諏訪因幡守忠誠（山形藩主、當時左近將監也）

水野和泉守忠精（小浜藩主）

酒井修理大夫忠義

所司代 京都町奉行

小笠原長門守長常（九月大目付罷免）

伏見奉行

林 肥後守忠交
(請西簿志)

国老

○島津豊後久實
○印朱、以下同

○川上筑後久封

○新納駿河久仰

○島津大藏久徹

○島津伯耆久福

○島津登久包

喜入攝津久高

島津左衛門久徹

川上式部久美

川上但馬久運

小松帶刀清廉

桂 右衛門久武

町田内膳久憲

岩下佐次右衛門方平

諏訪伊勢武盛
一時島津ノ
称号ヲ許ス

關 出雲守行篤

原 彌十郎思孝

新納刑部久脩

川上龍衛久齡

以上十七名前代ヨリ勤
続ノモノハ○印ヲ付ス
(朱)

目録

総覽

御喪中年首ノ賀式停止建議 (児玉雄一郎)

幕府沙汰書

江戸本丸造営費上納請願許可ノ報知

安藤對馬守ニ外国事務取扱命セラル

講武所創設布告

江戸城建築用材買入布達

外国貿易金銀貨鑄換布告

水戸領内不穩警戒令

酒釀制限令

年号改元布告

松平出羽守及ヒ領地御判物下賜

茂久公御領地御判物拝受

外国人居住地警衛ヲ命セラル

諸大名供方ノ者不法ヲ誡ム

外国人貿易品布告

外国船通航ヲ廢ス

天文曆書類翻訳届布告

大判金貨鑄換布告

關東其他川々普請届令

江戸海警衛更迭布告

保字小判金鑄製布告

新鑄小判其他通融布告

金銀貨價格騰貴布令

越中島其他大砲演習令

外国金銀貨通用ヲ許可布告

鹿兒島市街新ニ閤門ヲ設ク

以上二十七条

軍艦操練其他伝習布告

葡萄附国ニ条約締結布告

西丸下普請木屋焼亡火元警戒達書

領地判物下授式布令

五ヶ国条約章程上奏

水戸侯領内郡代へ達書

大久保大隅守勅書ヲ護シテ東下ス

比叡山ニ宝祚悠久ヲ祈ラセ玉フ

銅鉄錢交換價格變更令

参考 脇坂安宅家記鈔

紀州藩へ海防達書

徳島藩へ海防達書

水戸前中納言病氣中納言帰国願

水戸前中納言殿病氣危篤ノ布告

洛中警衛并伊家宿陣受書

講武所ニ水泳ヲ開ク

蛮語教諭令

土井能登守へカラフト開拓ヲ命ス(八月二十八日)

水戸殿逝去ニ就キ御尋(八月二十七日)

一橋殿其他謹慎ヲ解カル(九月四日)

酒造制限布告

銅器販売禁令

出雲大社造営勸化布令

兒玉雄一郎家紋拝領

以上二十四条

一二七 総覽

十五日
全前

郡奉行 勳方
是迄通

高奉行

御細工奉行
勳方是迄通

物奉行見習
勳方是迄通

和田 乗助

千田 壯之助(マ)

平田 源之丞

佐々木 伊右衛門

大番頭
御勳定奉行勳頭

堅山 武兵衛(利武)

伊佐

福崎 助八

水引(川内市)

中村 新助(利器)

御馬預

堅山 八郎

病(始良郡)

大野 四郎左衛門

山田(始羅郡)

柳 正之進(久見丸)

小林

郷原 轉(久見丸)

曾於郡

町田 孫太夫

櫻島(大口市)

平田 伊兵衛

曾木(肝属郡)

伊集院 権右衛門

内之浦(時敏)

名越 左源太

御使番

井上新 右衛門(旧名庄)

当番頭

島津 良馬(久義丸)

詰衆

二階堂 蔀(行棟丸)

同

市田 隼人(義賢丸)

同

義岡 左平太

御小納戸

伊集院 周八

同

伊東 仙太夫

表御小姓

新納用之丞

御船奉行
高奉行勳

伊藤 正兵衛

御細工奉行

小笠原 彦八郎

御船奉行御用
部屋書役勳

四本 助左衛門

十七日

御供目付

中原 周助

御馬預

田中 七右衛門

十八日

助教

堀 仲左衛門(伊地知貞)

十九日

二ノ丸文武講習所ニ於テ、造士館員及ヒ生徒御召出シ、
講釈・素読・試業御覧、齊彬公御事蹟ニ倣ハセラレタ
リ (大久保利通日記鈔)

廿三日

御広敷御用人格
御同朋頭

上村 良節

奥御茶道

三原 玄甫

廿八日

御憲法方關掛是迄通行

同

御代官御役料
三拾二枚

御代官御役料
銀五枚三拾目

郡奉行見習
御役料金一枚半

御奉行御役料
米七拾三俵

奧御小姓

奧醫師

旅行

同

病

三原善兵衛

高橋金五郎

田原十太郎

中村新十郎

山内作次郎

田尻務

伊集院勇藏

萬膳玄昌

川上後五右衛門

重久筑次郎

上原藤太夫

本日五ツ時御出城、太守様伊集院妙園寺御參詣、同所

地頭仮屋御泊、夫ヨリ加世田日新寺御參詣、翌朔日士

踊御覽、三日御帰殿之由、士踊之節ハ鹿兒島ヨリ段々

見物人多ク、御城下諸士ハ凡テ御仮屋内ニ押巻敷セ被

成候由、御旅中御閉隙被為在候トキハ、御書物杯モ御

持越、御仮屋ニテ御小姓杯へ鎗術御イタサセ、御自身

様ニモ被遊候由、御中門坏破裂シ、御庭ハ鋤タルカ如

ク相成候由 (大久保利通日記参看)

二月

八日

道奉行

御馬頭ニテ
山奉奉行

御供目附

物奉行

願之通御役御免

御家老

若年寄

大目附

御軍役惣頭取

御小姓組番頭

新納カ辞職ハ深キ事情アリ、石室秘稿参看、

十二日

御勘定小頭

圖師崎良助

同

野崎良八郎

十九日

太守様五社御參詣、諸士惣御供被仰付、
諸士惣御供卜唱フルハ、御知政御初八部五社御参拜ノ時、御城

下居住ノ士老幼挙テ從駕社參スルヲ云フ、其規式等ハ齊彬公御

知政ノ部ニ記シタルカ如シ、

(齊彬公)
(安政七年庚申十二月廿八日)

旧臘節季、究士御惠恤家督ノ者ニハ金一兩、家内ハ人別式朱一

片ツ、被下惣体小番・新番・御小姓迄千三百戸有之候由(大久保利通日記鈔)

二二八 御喪中年首ノ賀式停止建議(兒玉雄一郎)

乍恐最早

(齊彬公)
宰相様被遊 御逝去候上ハ、万事総テ

(島津高彬、前薩州藩主)

順聖院様御在世中ノ被為基 御趣意、御執行ノ御事

第一ノ 御急務ト奉存候、左候ハ、御国中都テ

順聖院様ノ御再生ト奉戴候ハント奉存候、孟子ニモ子

服、堯之服誦、堯之言行、堯之行是堯而已矣、子服、

桀之服云々ト申タル事ハ、曹交力為ニ戒候事ニ候得共、

先度モ申上候通、遠ハ堯・舜三代ノ治、近ハ御先代

(島津忠良)

日新公

(黃公)

大中公

(義久)

龍伯公

(義弘)

惟新様御初、其以後ハ

(綱久)

泰清公

(宗信)
慈徳公且

(齊彬)
順聖公ノ御仁徳ヲ以、直ニ今日

上様ノ御心徳ト被遊候ハ、則古今無倫

御明君ニハ無御別条御事ト奉存候、右ノ通り御進徳ノ

御正路ハ、先度モ申上候明道義正倫理ノ御学問ヲ朝夕

御勤メ被遊、日用古人ノ言行ヲ御友ト 思召サレ、深

存養省察ノ御工夫ヲ以テ御心術ヲ御ミガキ被遊、御

身体ヲ聖経ノ鏡ニ御ウツシ、御ヒガミヲ御ナホシ被遊

候ヨリ外、御近路ハ不被為在ト奉存候、左様御座候テ、

又今日其御仁徳ヲ以テ直ニ御布政被遊候ハ、トリモナ

ホサス古昔明王ノ御徳政ト奉存候、偕又其第一ノ御政

要ハ、忠貞ノ仁才ヲ御見達ナク御擢用ノ事ニ御座候、

仁才モ段々人ノ養ヒ様氣質ノ次第ニテ、一樣ニ無御座、

又其長シ候処不及処モ御座候得ハ、其人々ノ心底ヲ深

御賢察ノ上ニ、各其長スル処ヲ以テ御任用被遊度奉存

候、乃賢者在位、能者在職、或ハ又俊傑在位ナト申事

モ右ノ意味ト奉存候、其御擢用ノ道ハ

順聖公ノ仰出ノ通り、重役ノ者始各其存シ寄不殘申上

候様幾回ニモ被仰出、其上古来聖帝明王ノ道徳、政行

ト御比ヘ御考ヘ合セラレ候テ、無偏倚無返側蕩々正直

ノ曲尺ヲ以テ御決断被遊、能々下情ニ相叶、事務ニ達

シ候老成ノ者ヲ重ク御任用被遊度奉存候、右ハ御仁政

中ニテ殊更大切成御急務ニ御座候間、御當時ハ乍恐

上様ノ御独断ニハ、誠ニ不容易御事ニ御座候、偏ニ

周防様へ御相談被為在、御一処ニ其上書ヲ得ト御深察

ノ上、御擢用被為在度奉存候、孟子ニモ仁才ノ選用勸

善懲惡ノ道、其次第明白ニ教戒モ御座候間、彼処常ニ

御工夫被為在候テ、直ニ今日ノ御事業ト被遊度奉存候、

右ノ旨ハ、周防様へモ申上、私ノ愚忠モ御洞覽被下候

間、右形行ヲ以窃ニ御相談被遊度奉存候、前件モ申上

候通、乱階既ニ不遠候間、若今日ニテモ朝廷へノ御難

儀御到来候ハ、

先君ノ御思召通り、上ハ

〔孝明天皇
今上ノ〕

御宸襟ヲ御安ンシ被遊、下ハ

皇国ノ蒼生ヲ御救ヒ、

皇威ヲ四海ニ御耀カシ被遊度、日夜寝食ヲ忘レ奉願事

ニ候、就テハ人程大切成者ハ無之、御時節ニテイツレ

奸曲ヲ御退ケ、忠貞ヲ御擢用被遊候テ、第一御側向ノ

風俗ヨリ御正シ、三國ノ士氣ヲ御振起不被為在候テハ、

片時モ不相濟御時節ト奉存候故、前件通申上候事ニ御

座候間、深御賢察被下度奉願候、近日中大山三左衛門

ト申者ヨリ密封差上可申候間、得ト御覽被遊、周防

様へ御相談ノ上被仰出度奉存候、此節、御筆ノ仰出モ

窃ニ奉伺候得ハ、御用部屋ニテ御加筆申上候由、最早

下々へ相漏レ、皆々残念ニ奉存候、此以来右様、御筆

ヲ以被仰出候事ハ、先、周防様へ御内談被仰進、思召

モ被為在候ハ、御加筆ヲ御願被為在、其上被仰出、

御用部屋等ヨリハ、一切御直シ申上候儀ハ不相成段、

堅ク被仰出度奉願候、左様無御座候テハ、第一

上様御威徳ヲ奉輕、且ハ脇ヨリ色々申上候テハ、難有御

趣意モ薄ク奉汲受候間、タトへ

御文面ハ何様被為在候テモ、難有、思召ノ尽、御筆ノ

通りドコドコマデモ相達シ候様、被仰出度奉存候、

周防様へノ御内談ハ、他ニ漏レ候儀不被為在候間、幾

回ニモ前文ノ通以来ハ被遊度奉存候、ソレト申モ御側

役始皆無字ノ上、何モ文法ニ達シ不申、當時

〔藩庁ヲ云、書法ヲ知ラサルナリ〕 管中ノ書法等聊心得候迄ヲ以、無上ノ事ト存シ候者共

ニ御座候間、返ス、モ此以後ノ処ハ、御深慮被遊度

奉願候〔當時藩庁ノ筆吏等僉本書記スルカ如シ、時勢ノ然ラ

シムルニアリ)

一此以前ヨリ申上候儀ハ、誠ニ愚昧ノ拙見ニテ、何トモ思召ノ程奉恐入候得共、小臣ニモ一心ニ丹精ヲ尽シ奉リ候事ニ御座候間、其微忠ヲ御憐察被下候テ、猶追々御閑暇ノ折ニハ御熟覽被下度奉存候、若亦 思召ニ不被為叶御事モ被為在候ハ、御直書ヲ以時々御正被下度乍恐奉願候、彼兩人ノ者へ被仰付候ハ、他ヘモレ候儀ハ無御座候間、少シモ御念遣敷御事ハ不被為在候、一來春年頭ノ御式御受被遊候段、先日被仰出向モ奉承知候、就テハ夫々御役々吟味ノ上、御先例等モ有之、右ノ通被仰出候御事トハ奉存候得共、乍恐私窃ニ奉存候^(安政六日未十月癸卯) 処、右ハ三年ノ喪ヲ勤メ候者モ御座候得ハ、未タ御一^(安政) 周忌モ不被為立、且 順聖院様御三回忌モ不被為過、

御重服ノ御慎中ニ、古人モ申候春

王ノ正月ト年頭ノ御祝儀、且

御家ノ御旧式ヲ御受ケ被遊候テハ、所謂慎終追遠報先思孝ナトノ古訓ノ旨ニハ、御違被遊候ハント奉存候、又其本乱而未治者否矣、其所薄者厚末之有也ト申事モ御座候得ハ、天下有志ノ士奉伺候ハ、イカゞ奉議候

ハンヤ、左様ニ候テハ、第一上様御薄徳ニ被為成、

御家督涯誠ニ大切ノ御事ト奉存候、何卒左条ノ御趣意ヲ以、周防様へ御筆ニテ御相談被遊、若御存シ寄りノ儀不被為在候ハ、右趣意ヲ以向々へ被仰出、此節ハ御取止ニテ、又ノ

御在国ニ御心懸リナク御執行被遊候ハ、衆心モ其御厚徳ニ帰シ奉リ候ハント奉存候、來春年頭旧式ノ儀同^(文久元年辛酉)

通申付置候得共、其以後深致勤考候得ハ、右ハ三周ノ喪ヲ服シ候事モ承リ、且慎終追遠ノ道ニ違ヒ、年首ノ大礼国家ノ旧式執行候儀、重服ノ身於孝義難致次第ト存シ候故、是非此節ハ取止度御座候、如何被

思召候ヤ、御存シ寄り不被為在候ハ、右趣意申達度、此旨御内談申上候、

幾回ニモ恐入奉リ候得共、右様ノ御趣意ヲ以被仰進候ハ、イカ、被為在候ハンカ、何卒深御工夫被下度奉願候、イツレノ筋

御国家ハ孝義ノ御至徳ヲ以御正治アラセラレ、諸人一統感涙シテ奉心服候様偏ニ奉願候、イツモナカラ甚不調法ノ書面ニテ奉恐入候得共、何卒得ト 御熟覽被下

候テ、小臣ノ微忠ヲ御照覽被下度奉願候、猶追々存付候儀御座候ハ、窃ニ可奉慎白候間、御捨置不被下様万死奉願候、誠惶誠恐謹言、

十一月六日

右兎玉貞一カ意見書ニシテ、茂久公へ奉呈シタルモノナリ、事理其当ヲ得タリ、

一一九 幕府沙汰書

庚申年正月二日

(徳川家定実心)
天璋院様江

白銀 五枚

(島津茂久、薩州藩主)
松平修理大夫

御樽代金三百疋

右年頭之為御祝儀、以使者差上候、於檜之間謁御留守居池田甲斐守、
(長頭)

但西丸御間狭ニ付、謁候分ニテ相濟、

正月十五日

一三〇 江戸本丸造営費上納請願許可ノ報知

(慶倫、津山藩主)
松平三河守

御本丸御普請ニ付、金箔代金千五百兩上納仕度旨、内

願之趣達 御聴、尤之儀御機嫌ニ被 思召候、依之内願之通上納被 仰付、右御普請之御用途可被差加旨被 仰出候、

在邑 立花 飛驒守 (鑑真、柳河藩主)

御本丸御普請ニ付、上納金仕度旨内願之趣達 御聴、尤之儀御機嫌ニ被 思召候、塚表御警衛被 仰付置候

ニ付テハ、容易ニ難被 仰出候得共、不一ト通御時節柄ヲ恐弁致シ、右様上納金相願候段神妙之至ニ付、内

願之通金三千兩上納被 仰付、右御普請之御用途ニ可被差加旨被 仰出候、

一三一 安藤對馬守ニ外国事務取扱命セラル

(松平乗全、若布、西尾藩主)
和泉守殿御渡、明後十七日触

(安藤信睦、老中、磐城平藩主)
對馬守事、外国御用可相勸旨被 仰出候間、其段向々

へ可被達候、

正月

正月十八日

一三二 講武所創設布告

和泉守殿御渡、来ル廿日触

大目付江

〔東京野代田区〕

此度小川町講武所御引移、来ル廿七日ヨリ劍・槍・炮
三術之外弓術・柔術モ相始候ニ付、御旗本・御家人并
悴・厄介等ニ至迄罷出、真実ニ修業致シ可申候、尤頭
支配ニ於テモ出精致シ候様世話可被致候、委細之儀ハ
講武所奉行江可被承合候、

右之趣向々可被相触候

正月

一三三 江戸城建築用材買入布達

御同人御渡、触同断

大目付江

此度 御本丸御普請ニ付、松丸太長四間半ヨリ三間迄
末口一尺八寸ヨリ八寸迄之分式千本余、長二間半ヨリ
卷間半迄末口卷尺六寸ヨリ六寸迄之分三千本余御入用
ニ付、御代官引請御買上可相成候間、関東筋近国寺社
并百姓持山等ニ、右寸間相当之松材所持之者ハ、寸間
直段等最寄御代官へ早々申立候様可致候、

右之通、関東筋領分知行有之面々、并寺社領共可被相
触候、

正月

正月十九日

一三四 外国貿易金銀貨鑄換布告

和泉守殿御渡、来ル廿三日触

大目付江

外国交易ニ付、貨幣之鈞合不宜候間、追テ改鑄被 仰
付候迄、左之通通用可致候、尤引替之儀ハ追テ可及沙

汰候、

一 保字小判壹両 金三兩一分式朱

一 同壹分判金 金三分一朱

一 正字小判壹両 金式兩式分三朱

一 同壹分判金 金式分三朱

右之通相心得、来ル二月朔日ヨリ外金銀取交、兩替無

滞通用可致候、

右之通可被相触候、

正月

二月二十二日

一三五 水戸領内不穩警戒令

万延元年 (1860)

土屋采女正 (實真、土浦藩主)

此節水戸領内長岡駅江猶又多人數出張致居、不穩趣相聞、(磯川慶庵)中納言殿深心配被致、嚴重ニ手配被致候得共、万一御府内他領迄モ罷出、法外之所業ニ及候程モ難計、右様之仕儀ニ至リ候ハ、於公儀御召捕引渡相成候様被致度旨、水戸殿ヨリ被仰立候間、万一他領江罷出候ハ、早速召捕候筈ニ候間、夫々手筈致置、右様之仕儀ニ至候ハ、早速人數差出召捕候様可被致候、尤多人數無之、一兩人姿ヲ替、間道ニ忍ヒ居候テ罷出候者可有之モ難計、右様之者共見懸次第召捕候積リ手配致置候様可被致候事、
右今晚對馬守宅江家来呼、書付相渡候、

三月三日

三月二十八日

一三六 酒釀制限令

(内藤信親、老中、村上藩主)
紀伊守殿御渡、来月朔日触

大目付 江

御目付 江

関八州酒造之儀、先達テ相触候通半方造弥(高九)以嚴重相改、

過造無之様可被申付候、尤右八ヶ国ヨリ江戸表へ積廻シ候酒之儀、天保度皆造之節ト見合、多分之増方ニ付、以来一ヶ年八万三千樽迄相廻シ候積相心得、余分之樽數積送申間敷候、若右目当高ヨリ余分ニ積廻シ候分ハ、為積戻候筈ニ付、其段関八州酒造人共へ急度可被申付候、右之趣関八州御料ハ其所之支配、私領ハ領主・地頭ヨリ急度可被申付候、
右之趣可被相触候、

三月

閏三月朔日

一三七 年号改元布告

年号改元被 仰出候為御祝儀、水戸殿ヨリ被差上使者、於躑躅之間謁同人、

加賀奉書紙 名紙

萬	延
---	---

右年号之御書付并左ニ有之御書付添御達、以席々江大目付平賀駿河守罷越相渡候、

閏三月六日

一三八 松平出羽守及ヒ領地御判物下賜

松平出羽守 (定安、松江藩主)

名代毛利讃岐守 (元純、清未藩主)

右一人へ出座、御奏者番披露上意有之、一同御下段御敷居之内迄罷出、此節領知之、御判物被下由、御説有之、何モ難有旨年寄共御取合申上候、其時紀伊守御下段御敷居之内東之方へ出座、御判物取渡、御敷居之内ニテ順々頂戴之、退座、

但御判物御広蓋ニ裁之、出席以前中興御小持出之、

御下段下ヨリ三畳目ニ置之、

(幕府沙汰書にて補註)

一三九 茂久公御領地御判物拝受

松平修理大夫留守居、御判物之箱前ニ置、大広間東疊縁ニ扣居、三之間ニテ被相渡、其節留守居ハ三之間東敷居上迄進出、箱へ入封印致ス、右長持モ溜詰同様ニ御玄関前へ朝ヨリ繰込置、頂戴以後封印相濟直ニ持出

ス、

但長持繰込等ハ、主人登、城次第直ニ御玄関前へ持込置、尤御小人目付差添進ミ入ル、

一四〇 外国人居住地警衛ヲ命セラル

松平越前守 (茂昭、福井藩主)

松平隠岐守 (久松勝成、伊予松山藩主)

兼テ被、仰付置候御警衛之儀ハ、外国防禦筋手当之儀ハ勿論ニ候得共、彼我下々之者鬭争ニ及ヒ、又ハ無故殺害請候ヨリ、自然大事ヲモ引出シ候儀ニ付、右予防之手当兼テ心得有之度候、開港以來外国人共殺傷ヲ請候儀度々ニ及ヒ候処、近来浪人体之者所々立廻リ候趣モ相聞候間、此上不慮之儀折重リ候ハ、御国大患ヲ醸シ、戦争ノ端ニモ相成候儀無之トハ難申、懸念之次第ニ付、右之意味厚ク相心得、持場最寄可然見立、出張番所取立、昼夜交代勤番為致、若煩乱之者立入候ハ、速ニ取押、多人數押寄及乱妨候様之儀モ有之候得ハ、時宜次第鉄炮等相用、打殺又ハ切捨候テモ不苦候間、夫々手当被申付候様存候、委細之儀ハ神奈川奉行ヨリ申談ニテ可有之候事、

右今夕於中務大輔宅家來呼出、書付相渡之、

閏三月十日

一四二 諸大名供方ノ者不法ヲ誅ム

〔扇坂安宅、老中、龜野藩主〕
中務大輔殿御渡、來ル十三日触

大目付〔江脫丸〕

諸家供廻りかさつ之儀ハ勿論、奉公人・町雇人之者等〔符乙〕
不法之事共無之様、前々相触候趣モ有之、近来身元不
知者等召仕候輩モ有之哉ニ相聞、如何之事ニ候、向後
供廻りかさつ不法之所業無之様、堅ク可申付候、且又
一季抱之男女奉公人タリトモ、外国人居留モ致候事ニ
付、御法度宗門ハ勿論、一体身元等得ト相糺シ、聊モ
心障無之者吟味致シ召抱候様可致候、尤人主・請人証
文モ取置候事ニ付、自然身分ヲ偽奉公住致シ候ハ、
人主・請人共急度答申付、其主人ニモ御沙汰之品モ可
有之候間、當時抱置候者共モ相糺候様可致候、
右之通向々へ可被相触候、

閏三月

閏三月十六日

一四三 外国人貿易品布告

〔安藤信徳、老中、磐城平藩主〕
對馬守殿御渡、來ル十九日触

大目付へ

神奈川御開港、外国貿易被 仰出候ニ付、諸商人共一
己之利徳ニ泥ミ、競テ相場〔糺乙〕上ケ、荷元ヲ買、直ニ
御開港場所へ相廻り候ニ付、御府内入津之荷物相減、
諸色払底ニ相成、諸人難儀致シ候趣相聞候ニ付、当分
之内左之通被 仰出候、

一 雜穀

一 水油

一 蠟

一 呉服

一 生糸〔采乙〕

右品々ニ限り貿易荷物之分ハ、都テ御府内ヨリ相廻シ
候筈ニ候間、在々ヨリ決テ神奈川表へ積出申間敷候、
尤貿易之御仕法相改リ候儀ニハ無之候間、御府内問屋
共方へ積付候荷物之内、買取貿易致シ候儀不苦候、右
ハ御府内日用之品潤沢之為被 仰出候儀ニ候条、国々
荷元ニテモ其段相心得、貿易之分ヲモ見込、成丈御府

内へ多分荷物積廻シ候様可致候、万一右触面之趣相背候者於有之ハ、無用捨吟味之上、嚴重之咎可申付候、右之通御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ不洩様可触知者也、

右之趣可被相触候、

閏三月

藩令略ス

〔新訂増補國史大系50統徳川史紀第三篇にて補註〕

一四三 外国船通航ヲ廢ス

中務大輔殿御渡、来ル廿四日触

大目付

御目付 江

貿易御開之後外国船之往来繁々ニ付テハ、諸向之手数モ不少儀ニ付、以来洋中一ト通之通船碇泊迄ニテ、別条無之分ハ幸便ニ取束可申聞候、尤相替候儀モ候ハ、早々可相届候、且警衛筋之儀弥無油断可心得候、右之趣海岸領分知行有之向々へ可被相触候、

閏三月

外国船日本沿海ニ渡来ハ勿論、遠洋帆影ヲ見ルモ、乗行ノ方位、或ハ時刻ヲモ記シテ届出ルノ例規ナリシヲ、開港許サレ

タルニ依リ如此布告セラレタリ、

一四四 天文曆書類翻訳届布告

紀伊守殿御渡、触同断

大目付

御目付 江

覚

天文・曆算・世界絵図等板行相願候者ハ、天文方之内へ草稿差出、蘭書翻訳・蘭方医書等之儀ハ、天文方山路彌左衛方^{門脱之}へ草稿差出、任差図候様弘化二巳年相触候処、蕃書調所御取立相成候ニ付テハ、向後天文・曆算ハ是迄之通天文方へ草稿差出、世界絵図・蘭書翻訳・蘭方医書等之儀ハ、蕃書調所へ草稿差出、任差図彫刻出来之上、一部宛改メ請候所相納候様向々へ可被相触候事、

閏三月

一四五 大判金貨鑄換布告

〔内藤信親、名中、村上藩主〕
紀伊守殿御渡

大目付へ

此度大吹直被^{〔判脱力〕} 仰付、是迄之大判ト引替、当四月十日ヨリ兩替共^{〔幕脱力〕}へ可相渡候間、献上并被下物其外同日ヨリ可用之候事、

但新大判壹枚ハ式拾五兩之積リ、兩替之者歩金多ク不可取候、

一是迄之大判一枚ニ付、新大判一枚へ増歩三拾兩相添引替遣候間、聊不貯置^{〔毛脱力〕}、別紙名前之者方へ差出引替可申候事、

一唯今迄通用大判ハ、当四月十日ヨリ通用停止之事、右之趣國々へモ可触知者也、

右之通可相触候、

閏三月

〔幕府沙汰書にて補註〕

一四六 関東其他川々普請届令

四月二日

紀伊守殿御渡、翌三日触

大目付へ

此度関東筋川々御普請被仰付候ニ付、領分知行之内、御普請有之候面々為御礼、老中支配之分ハ老中へ可相^{〔越力〕}達候、若年寄支配之分ハ大和守・紀伊守・若年寄中へ可

相越候、病氣幼少之面々ハ名代、本邑ハ飛札可差越候、右之通可被相触候、

四月

〔新訂増補國史大系50統徳川表紀第三篇にて補註〕

一四七 江戸海警衛更迭布告

四月三日

〔幕府實錄、阿州藩主松平阿波守〕

内海御警衛被 仰付、御殿山下御台場御預被成候、防禦之手筈嚴重ニ可被申付候、依之羽田・大森御警衛之儀ハ 御免被成候、尤内海御警衛之面々へ可被申合候、別段達

此度内海御警衛被 仰付、御殿山下御台場御預ケ被成候得共、御近親之儀ニ付、時宜ニ寄候テハ、御膝元之御警衛被 仰付候儀モ可有之候間、兼テ手筈申付置候様可被致候、

右於櫻之間老中列座、對馬守申渡書付相渡之、

四月八日

一四八 保字小判金鑄製布告

〔久世伝周、老中、關宿藩主大和守殿御渡、翌九日触〕

大目付へ

保字金・正字金歩増被 仰出候割合ヲ以、此度新小判・
壹分判吹立、貳分判・貳朱金共吹替被 仰付候ニ付、
新小判・壹分判壹兩六拾目之積、貳分判・貳朱金之儀
モ同様相心得、兩替無滯通用可致候、

一 正字小判・壹分判・是迄ハ貳分判・貳朱金共保字金同
様追テ停止被 仰出、夫迄ニ候間、取交通用タルヘク
候、

右之趣御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ不洩様可
被相触候、

右之通可被相触候、

四月

一四九 新鑄小判其他通融布告

大目付へ

此度吹立被 仰付候新小判・壹分判・貳分判・〔金版カ〕貳朱金、

四月十日ヨリ通用可致候、尤有来金銀取交、請取・渡

方面替共無滯通用可致候、

一 保字・正字小判、壹分判并貳分判、貳朱金共、新小判・
壹分判・貳分判・貳朱金ト引替候筈ニ候条、引替御用

相動候者共方へ差出引替可申候、

一 武家其外共町人へ相對ニテ申付、引替御用相動候者方
へ差出為引替候儀、勝手次第ニ候事、

一新小判・壹分判・貳分判・貳朱金共兩替ニ付、切實之
儀前々之通相心得取遣可致候事、
右之趣可被相触候、

四月

一五〇 金銀貨価格騰貴布令

〔内藤信親、若七〕
紀伊守殿御渡、来ル十七日触

大目付へ

古金類引替差出方之儀、今般保字・正字小判、壹分判
歩増通用被 仰出候ニ付、此後引替差出候者へハ、道
法遠近ニ不拘御手当相増候、割合左之通、

一 武藏長藏判金 百兩ニ付 代り金五百四拾八兩

一 元禄金 同断ニ付 同 三百七拾八兩

一 乾字金 同断ニ付 同 三百四拾七兩

一 享保金 同断ニ付 同 五百六拾五兩

一 元文金 同断ニ付 同 三百六拾二兩

一 真字貳分判文政貳分判金 同断ニ付 同 三百四拾貳兩

一 草字式分判 同断ニ付 同 三百拾三両

一 五兩判 同断ニ付 同 式百七拾三両

右之通増歩御手当被下候間、聊モ不貯置、江戸・京・

大坂其外諸国引替御用相勤候者共之内へ差出、早々引替可申、且引替人御手当之儀ハ、是迄百兩ニ付金式分宛被下候処、増歩之分相増候ニ付テハ、入用モ相嵩候儀ニ付、以後都テ百兩ニ付金壹兩宛被下候間、引替抄取候様可致、若此上貯置候者於有之ハ、糺之上急度可及沙汰候間、御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ニテ、其旨相心得入念可申付候、

右之趣向々へ不洩様可被相触候、

四月

一五一 越中島其他大砲演習令

一五二ノ一
四月二十四日

大和守殿御渡、翌廿五日触

大目付へ

覚

御台場・大森町打場・越中嶋・大塚調練場・新錢座其外諸向、大砲稽古致シ候節ハ、前々日相届候様向々へ

早々可被達候、尤是迄御目付ヨリ申聞候分ハ、是迄之通可被相心得候事、

一五二ノ二
大和守殿御渡、翌七日触

大目付へ

大砲稽古致シ候節、諸向共前々日相届候様相達候得共、以來ハ御台場并大森町打場・越中島・大塚調練場・新錢座之外ハ、届書差出ニ不及候間、可被得其意候事、

五月十二日

一五二 外国金銀貨通用ヲ許可布告

大和守殿御渡、即日触

大目付へ

外国銀錢目方七匁以上之分、壹分銀三分通用之積、於銀座極印打渡候間、無滯通用可致、尤銀錢所持致シ居候者ハ、銀座へ差出極印請可申旨、去未十二月相触置候処、通用不弁之趣相聞候間、向後右銀錢量目輕重、極印有無ニ不拘、丁銀之振合ニ准シ時相場ヲ以取遣可致、尤不相当之相場相立申間敷候、

一 諸上納物之儀モ、是又時相場ヲ以可相納候、

右之通相心得、五月十三日ヨリ通用可致候、
右之趣可被相触候、

五月

遣ノ布令ヨリシテ、外国金銀銅貨幣内国通融ノ発端トス、

一五三 鹿兒島市街新ニ関門ヲ設ク

一 櫻島赤水辺并沖小島へ遠見番所一ヶ所ツ、

(鹿兒島市)

(同上)

一 祇園州并大門口辺へ同断一ヶ所ツ、
此番人ハ御城下士、六ヶ月廻御兵具方支配ニテ候ヨシ

但書、
同断

一 護摩所鐘樓并御作事方、上・下西田町会所火ノ見へ、
以来太鼓掛方、

一 御城下金藏脇喰違辺へ柵門一ヶ所申九月初方ヨリ打立有之筋相見へ候

一 入来院恰本門通へ同断、
(公寛) (マ) 辺へ同断、

一 小松帯刀裏門前ヨリ廣小路高榭ノ辺へ同断、
(清應)

一 神明宮辺へ町門一ヶ所、

右之通召建方被仰付候条、取締又ハ諸手当向等ノ儀、

細ニ取シラへ申出候様可承向へ可申渡候、

但召建方ニ付テハ、御内用計可被下候、

六月廿五日

又封
筑後川

鹿兒島市街ニ新ニ関門ヲ建設シタル所以ハ、近代外国船屢々渡
来、灣内各所ヲ測量シ、或ハ上陸シテ山野ヲ跋涉シ、或ハ市店
ニ押入り、稍無礼ノ挙動ヲシタルニ依リ、上陸散步ノ区域ヲ定
メンカ為メニ設ケタル者ナリ、○因ミニ記ス、安永ノ初重豪公
江戸市街関門ニ擬シ、或ハ火ノ見台等ヲ設ケ、火消人足ヲモ置
カレタリシカ、天保ノ初狹隘ノ市街無益ナルヲ以テ廢毀セラレ
タリ、此回ハ外国船ニ対シ再設ス、世ノ変遷知ルニ足ル、

一五四 軍艦操練其他伝習布告

對馬守殿御渡、来ル廿日触

大目付へ

今般御軍艦操練所御手広ニ相成、稽古人ハ業前実地研

究モ出来致シ候間、去ル巳年中相触候趣モ候得共、向
(安政四年)

後万石以上以下・陪臣有志之者ハ、御家人同様勝手次

第稽古御差許相成候ニ付、歳附・姓名并測量・算術・

造船・蒸氣機関・船具運用・帆前調練等銘々存込之学

科短冊ニ相認メ、其主人々々ヨリ手覚書相添、操練所

へ罷出候ハ、直ニ可承届筈ニ候、

右之趣不洩様向々へ可被相触候、

六月

一五五 葡萄附国ニ条約締結布告

六月二十一日

(安藤信時、老中、磐城平藩主)
對馬守殿御渡

大目付へ

今般葡萄附ヨリ使節差越、条約取結之儀申立候ニ付、

英吉利等之振合ヲ以仮条約為取替相成、一昨十九日退

帆致シ候、此段為心得相達候、

右之通向々へ可被相触候、

六月

一五六 西丸下普請木屋焼亡火元警戒達書

六月二十五日

(久世広周、老中、関宿藩主)
大和守殿御渡、翌日触

大目付

御目付

火之元之儀ニ付テハ、前々ヨリ度々被 仰出之趣モ有

之、(安政六年) 御本丸炎上以後、 御城内外諸役所向等

心附改方之儀、分テ相達候趣モ有之候処、今睦西丸下

御作事方御普請小屋場ヨリ及出火候段、畢竟見廻心附

方等閑故之儀ト相聞候間、前々ヨリ相達候趣堅ク相守、

火之元御取締筋格別嚴重ニ行届候様、向々へ可被相達候事、

一五七 領地判物下授式布令

(内藤信親、老中(堀之敏、若年寄)
紀伊守・出雲守御渡、大目付・御目付へ

一領地ノ御判物・御朱印賜之候、頂戴ノ面々為御礼、掃

部頭・老中・水野出羽守・若年寄へ相廻り候事、

(側御用人、水野忠寛)
一病氣・幼少ノ面々、名代ノ分モ御礼廻リノ儀ハ、始ノ

通リタルベシ、本人御礼使節等可差越候事、

右之通可被相触候、

閏三月五日

一五八 五ヶ国条約章程上奏

三月二十一日

魯西亞・佛蘭西・英吉利・阿蘭陀・亞米利加等五国へ

条約為取替ニ相成候、条約・税則等写五冊奉行日野殿

ヨリ被達、写取之上返上之儀申来ル(非藏人日記鈔)

一五九 水戸侯領内郡代へ達書

七月廿八日郡官へ達書

我等相統以來郷村在町之儀ニ付テハ、日夜心ヲ勞スル

所、近世ノ風ニテ上ノ事下ニ通セサル儀モ可有之候、此処別テ心配イタス也、先人ハ父母アリテ生スルトイフナカラ、天ヨリ生シ給フト云事能知ルヘシ、其内幸不幸アツテ、幸ニ王公貴人ニ生レタル者ハ人ノ上ニナリ、不幸ニシテ下万民ト生レタル者ハ人ノ下トナルコトニテ、愚昧ノ我等如キモ、此国ヲ領シテ人ノ上ニ立カラハ、家中ヲ初^{〔不知〕}百姓・町人ニ至迄撫育セント思ヘハ、相統以來打統誰ナラサルモノ無之、莫大之入用有之候トモ、家中ヘハ僭^{〔僭〕}上等不申付、常衣ハ木綿ヲ用、食ハ一汗カ又ハ一菜ノミニシテ、悉ク省略シ、此度ノ在国ニモ用金ハ不申付候儀、百姓・町人共勝手ヲ直シ、何レモ父母ヘ孝道ヲ尽サレ、子弟教育モ届候様ニト右様^{〔二脱カ〕}ナシ、又奢ヲ制シ、博奕ヲ禁シタルモ皆人々ノ為ヲ、モウ故ノ事ナルニ、我等思フゴトク奢・博奕止サルハ、畢竟上之事下ヘ不通故成、我等賤シクモ

天朝ヨリハ三位ノ貴ニ命セラレ、將軍ヨリハ三藩トモ立置^{〔上カ〕}レ候^{〔別カ〕}ヲハ、龜衣菲食ヲ用ル事格別ニハ有間敷ヤ、シカルニ其格外成事ヲイトハス行テ、下ヘモ自分ニ順シテ奢ヲヤメ、博奕モヤメテ、人ニ勝手ヲ取直シ、父母子弟ノ教育モナランカトヲモフ故カラ、前ニモ云フ通

リ、幸不幸ニシテ貴賤ハアレトモ、貴クシテ上ニ立者ハ多ク人ヲ使フ故ニ日夜心ヲ勞シ、賤シテ下ニ居ル者ハ人ニツカハレテ日夜心ヲ勞スル事ナクテ叶又事ナリ、^{〔理ノ当然ニテ上カ共ニ勞スル事脱カ〕}故ニ我等日夜心ヲ勞シテ何レモノ為ニ成様ニトヲモヘハ、何レモハ不背^{〔背〕}ノ我等ノタメヲヲモヒカヲ尽シテ勸業致スヘキナリ、上下共ニ常ニ奢ラス、勝手能ナラハ美服美食イツニテモ用ラル、事ナリ、然ルニ常ニ奢^{〔奢〕}ラナシ、又ハ博奕等ナシテ農業ヲ怠リ、ハテハ經營ニツマルトテ、天ヨリ授タル賜ヲモ我物ノ様ニヲモヒ、生死ヲ自由ニスルハイカナル故ソヤ、能々考ヘ見ヨ、^{〔我身ハ父母ノ分ケタル身、我子ハ我身ヲ分ケタル身ナレバ、我子ヲ殺スハ我身ヲ殺シ、父ヲ分タル身成ヲ我子ヲ殺スハ我身ヲ殺スト同シキニ似母ヲ殺スモ同シキニ似テ、天道ニヲヒテハ有マシキ事ナリ、然故ニ其惡風ヲテ、天道ニヲヒテハ有マシキ事ナリ、然故ニ其惡風ヲ化センガタメニ、^{〔奢ヲ制シ博奕ヲ禁ズルナリ脱カ〕}今又我等勤ニ拘ル程ノ普請向迄差置テ、人々ノ分家ヲ取ラセントヲモフナレハ、我等カク日夜心勞スル事ヲ察シテ奢・博奕等ヲヤメ、カヲ勞シテ勸農シ、今日ノ經營ニハ差支ナク、孫彦ニ至ルマデ數多ク繁榮シテ、村々人数多クナリ、一村互ニ睦シクシテ助有様ニナルコソ、如何計カ案シカラス、シカルニ左ヨウニハセス勝手ハヒシトツマリ、収物ニモ差支ナカラ身ヲ飾^{〔家ヲ飾リ脱カ〕}リ表ハ富ルカコトシ、己ガ産業ハツトメス博}

突ニ心ヲ用ヒ、他ヨリ来ル所ノ突者ノ物ヲアサムキ取
ラントヲモフ惡心起リ候故ニ、却テアサムカレ、身ヲウ
シナフハ、若氣ノ心トハイヒナカラアサマシキ事ナラ
スヤ、去ハ我等カ日夜心ヲ勞スル事ヲ推察シ、手足ヲ勞
セハ益ヲ得ント思フ間敷ヤ、日夜怠ラスカヲ勞シテ産
業ヲツトメ、多子ヲ養ヒテ繁栄ヲ樂ム様ニ可思ナリ、

七月廿八日

郡官共へ

右本文ニイフ如ク、世間ノ風ニテ兎角上ノ事下ニ通セ
ス、下ノ事上へ不通事ナレハ、我等斯迄ヲモフ上ハ、
下へト、クマシキト^{〔丸脱〕}ヲモヒテ書付モスルナレハ、支配
ヨリ下民ニ至ルマテ読聞セ、我等カ心ノ下へト、ク様
ニスヘキナリ、
〔水戸藩史料別記上にて補誌〕
此書ハ當時世ニモテハヤシタル者ナリ、水戸侯ノ名聲一般仰望
セシヲ知ルニ足ル、
〔この文書天保四年頃のものか〕

一六〇 大久保大隅守勅書ヲ護シテ東下ス

六月十九日

勅書ヲ以テ外国処分ノ事ヲ督促ス、禁裏付大久保大隅
〔宝徳〕
守其 勅書ヲ奉シテ江戸ニ至リ、之ヲ將軍ニ致ス、鎖

国之事ヲ促サレタリト云〔石室秘稿参看〕

一六一 比叡山ニ宝祚悠久ヲ祈ラセ玉フ

一六一ノ一 祈所

今上皇帝

宝祚悠久、武運延綿、金匱無欠、国体分明、

歡意洪達、

右悉地法主敬白

于時

萬延元申天八月吉祥日

一六一ノ二

祈所

一 逆臣滅亡、

一 蛮夷之諸賊覬覦 皇国者、願以

神明冥護悉殄滅之、 右悉地法主敬白

維時

萬延元申天八月日

一六二 銅鉄錢交換価格変更令

〔寛永普通小錢〕
唐銅錢一文ニ付代鉄錢二文、
〔普通鉄小錢則チ雜錢ノ通稱〕

右ハ当時世上(小銭トハ銅錢ノ區別ナク一個ノ文ト通稱ス)小銭無他事、至テ不融通ニテ難渋之趣

相聞ヘ候ニ付、吟味之訳有之、今日ヨリ御蔵々入払
ハ勿論、御領国中一統右直成ヲ以て通用申付候条、此
旨支配中ヘ可申渡候、

七月晦日 (久敷) 左衛門 島津

一六三 参考 脇坂安宅家記鈔

八月二日

大坂表之儀ハ、京都御程近之大湊、 皇国咽喉之要地ニ
付、海岸御備向之儀再応見分之御役人ヲモ差遣候上、此
度先安治川口ヘ大砲式拾挺据之御台場二ヶ所、木津川
口ヘ同様之御台場式ヶ所御新築、大砲モ新規鑄立之儀
被 仰出候、且又御台場附并堺・兵庫・西宮辺、異船為
防禦輕捷之御備船式拾艘、一艘ニ大砲其外五挺据之積
ヲ以、是又新規製造被 仰出、御台場等出来之上ハ高
相応之諸候ヘ御預被 仰付ニテ可有之候、異船度々渡
来ニ付テハ、其表御警衛向之儀嚴重被 仰候処、追々
世上穩ニモ相成、 禁裏ニモ御安慮被為 在候由被聞
召、 上ニモ御安心被遊候ニ付、先達テ御警衛方御緩
メ之儀被 仰出候事ニハ候得共、大坂表之儀ハ京都御

程近ト申、甚以御懸念之事ニ有之、且ハ海岸御警衛方
嚴重相立候得ハ、則 禁裏御守衛筋之儀ニ付、震災其外

当節莫大御用途相湊候折柄ニハ候得共、前条之趣被
仰出候事ニ候、且又大坂ヘ異船艇入候海門、紀伊淡路
之間并淡路播磨之間ヘ台場等取建、警衛向厚ク可心掛

旨、先達テ領主々々ヘ被 仰出候儀ニハ候得共、紀州

沖之島ヨリ淡州由良湊辺迄ハ海面場広ニ付、備船等製
造之儀、猶又此度領主々々ハ被 仰出候事ニ候、依之
右書付写差進候間、被彼其意伝 (得力) 奏衆ヘモ御達置候様
ニト存候、以上、

八月二日 (八日) 到来

- 内藤紀伊守 (信親、老中、村上藩主)
- 久世大和守 (広周、同、関宿藩主)
- 牧野備前守 (忠雅、同、長岡藩主)
- 阿部伊勢守 (正弘、同、備後福山藩主)

脇坂淡路守様 (安宅、京都所司代)

(この文書は安政四年以前のものと)

一六四 紀州藩ヘ海防達書

紀伊殿家老衆ヘ

紀州加太浦・淡州由良湊之儀ハ、大坂湊之海門要所ニ

付、防禦筋之儀兼テ被 仰出モ有之、台場等御取建、
警衛向夫々御世話有之候趣ニ候所、友島之内沖ノ島ヨ
リ由良湊六本松辺ノ海面場広ニ付、大砲玉利無之場所
之由ニモ相聞候ニ付、此度大坂表為御備製造被 仰付
候蘭名ハツテイラ形御船ニ倣ヒ、備船凡式拾艘程モ製
造被致、大砲等据付被相備置候様可被成候、尤御備船
之内壳艘当地ニテ製造之上大砲等据附、追テ大坂表へ
相廻シ、其余ハ右御船形ニ倣ヒ、於彼地町奉行引請製
造被 仰付候事ニ候間、委細之儀ハ大坂町奉行へ御承
合被成候様可被申上候、松平阿波守へモ備船製造之儀
相達候間、可被得其意候、

一六五 徳島藩へ海防達書

(録須賀齊裕)
松平阿波守へ

紀州加太浦・淡州由良湊之儀ハ大坂之海門要所ニ付、
防禦筋之儀兼テ被 仰出モ有之、台場等取建警衛向夫
々世話有之候趣ニ候処、紀州友島之内沖之島ヨリ由良
湊六本松辺迄ハ海面場広ニ付、大砲玉利無之場所之由
ニモ相聞候ニ付、此度大坂表為御備製造被 仰付候蘭
名ハツテイラ形御船ニ倣ヒ、備船凡式拾艘程モ製造致

シ、大砲等据附可被相備置候、尤御備船之内壳艘当地
ニテ製造ノ上大砲等据附、追々大坂表へ相廻シ、其余
ハ右御船形ニ倣ヒ、於彼地町奉行引請製造被 仰付候
事ニ候間、委細之儀ハ大坂町奉行へ可被承合候、紀伊
殿へモ備船製造之儀相達候間、可被得其意候、

一六六 水戸前中納言病氣中納言帰国願

二六六ノ一
申八月十七日

於江府水戸藩ヨリ願面

前中納言殿於国元、当七月上旬ヨリ胸痛水氣有之、療用
被為在候処、一昨十五日ニ至リ俄ニ衝心ノ氣味ニテ、
疲勞相増、全快難計容体ノ旨、唯今急便ヲ以申越候、中
納言(兼)昨年来不被致対面、殊ノ外心配ノ余リ是非存生中
罷下リ、対面ノ上看病モ被為致望ニ被存候、何卒願ノ通
御沙汰ノ程被相願度、此段申上候様被申付候、以上、
申八月十七日

二六六ノ二
申八月十七日

前中納言殿於国元、当七月上旬ヨリ胸痛水氣有之、療養
罷在候処、一昨十五日ヨリ俄ニ衝心ノ氣味ニテ差重、

全快難計〔天〕様体ノ趣急使ヲ以申越候、慎中重病ニ至リ、
中納言殿悲歎至極ニ被存候、依之何卒存生中莫大ノ御
義ヲ以、慎ミ御免被仰付候様被致度、父子ノ情実幾重
ニモ御取扱急速御沙汰ノ程、唯管宜敷被相願度、此段
申上候様被申付候、以上、

申八月十七日

興津藏人〔良能〕

一六六ノ三
八月十八日

水戸殿家老中へ

前中納言殿御病氣不被相勝候ニ付、御存生中御慎御免
被仰出候様御願之趣、御父子ノ御間柄無余儀事ニ被思
召、諸事〔親有カ〕暖優ニ起居置在、御容体次第城下等へモ被罷
出候儀不苦候間、能々被遂保養候様被仰出候、此段可
被申上候事、

八月十八日

松平〔谷保、会津藩主〕肥後守
土屋〔寅直、土浦藩主〕采女正
堀田〔正倫、佐倉藩主〕鴻之丞
土井〔利則、吉河藩主〕大炊頭

右銘々家来大和守宅へ呼、別紙之通水戸殿家老へ相達
候段、為心得可達候事、
牧野〔貞直、笠間藩主〕越中守
戸田〔忠恕、宇都宮藩主〕綏之助

一六六ノ四
八月廿七日

水戸殿家老衆へ

前中納言殿被逝去候ニ付、前中納言殿御簾中御対面相
濟候ハ、早々御参府被成候様此段可申達候事、

申八月

一六七 水戸前中納言殿病氣危篤ノ布告

一六七ノ一
覚

水戸前中納言殿、此程御病氣被及

危篤候趣入

御聴、出格之

思召ヲ以、永御蟄居御免被

仰出候、

右之通被 仰出候間、得其意向々へ可被達候事、

八月

二六七ノ一
八月廿七日

水戸殿御事、前中納言殿御簾中之御対面相濟候ハ、
早々参府被致候様御書添ヲ以被仰聞候趣、早速国許へ
申遣シ、水戸殿被致承知候、然ル処簾中御方御対顔モ
相濟被致安堵候処、暫御隠居ノ事ニテ荒情被申、直様
發駕モ被致カネ候情実モ、殊ニ源烈殿遺骸モ葬式手
間取、来月廿六日出館、同廿七日参府比合ニ延日ニ相
成候処、葬式相濟候日積有之、猶又同廿九日ヨリ白山
常柄寺ニ於テ、来月五日迄一七日法事執行被致、墓参
等モ相濟候上、差急キ同七日国許發足被致候積リ治定
致シ候旨申越、参府比合ノ儀ニ付テハ、再御沙汰モ有
之候儀ニテ、勝手ケ間敷儀ヲ申立候段、甚心配被致候
ヘトモ、兩様ノ次第無抛態得御取扱、宜御沙汰被成下
候様致シ度候、此段申上候様被申付候、

申九月

水戸中納言内

宇都宮彌三郎

興津蔵人

一六八 洛中警衛井伊家宿陣受書

御請書

異船近海へ渡来候節、御所九門為御守護 井伊掃部
頭様御人数出張、非常之節当寺御屯所ニ相成候間、右
家来ヨリ御指図次第、当寺早速明渡シ可申旨被 仰渡
候間、兼テ右之趣相心得、其節ニ臨差滞候儀決テ無之
様可致旨、被仰渡奉畏候、然ル上ハ右被 仰渡之趣、
後任へモ夫々申繼無違失様可仕候、依之御請書奉差上
候、以上、

八月二十七日

扁山寺役者

十輪院

同寺附添人

中嶋孝之助

御奉行所

一六九 講武所ニ水泳ヲ開ク

七月十五日對馬守殿御渡 来ル十八日触

大目付

御目付へ

講武所水泳稽古之儀、当申年ヨリ御軍艦操練所ニ於テ稽古有之候間、同所へ罷出修行可致、尤是迄御旗本・御家人悴・厄介而已罷出候処、以来八万石以上・以下陪臣之儀モ稽古罷出不苦候間、相願候者ハ御軍艦奉行へ可申立候、

七月

一七〇 蛮語教諭令

八月八日對馬守殿御渡

大目付へ

御目付

覚

西洋語之儀、当時専ラ御用モ有之事ニ付、御旗本・御家人悴・厄介等右稽古望之者ハ、著書調所へ罷出稽古可致候、尤居留外国人方へ稽古被差遣候儀モ可有之候間、年若ニテ人物相應之者相撰ヒ、頭支配ニテモ右之趣厚相心得、有志之者名前古賀謹増、蕃書調所頭取一郎へ可被達候、右之趣向々へ可被達候事、

八月

一七一 土井能登守へカラフト開拓ヲ命ス
(八月廿八日)

土井能登守副志 大野

北蝦夷地御開拓筋之御用被 仰付之、彼地ニ於テ引渡候地所ハ、都テ領分同様ニ相心得、追々家来・人夫等差渡、士民一同勝手次第農漁之業ヲモ為營、心力ヲ尽シ相勤候様可被致候、依之右御用中当地之御用筋ハ御免被成候、委細之儀ハ箱館奉行可被談候、
右於芙蓉之間老中列座、大和守申渡書付相渡之、
一七二 水戸殿逝去ニ就キ御尋 (八月二十七日)

御使徳永伊豫守

尾張中納言殿

同 水野山城守

紀伊中納言殿

右ハ水戸前中納言殿逝去ニ付、為
御尋被遣之、為御礼御登 城、於御白書院縁頼謁松平駿河守、

一七三一 橋殿其他謹慎ヲ解カル (九月四日)

一七三〇

徳川刑部卿殿喜慶

先達テ御隠居御慎被 仰出候処、出格之

思召ヲ以御慎

御免被 仰出之、

右於奥家老へ書付相渡之、

一七三〇

御使 安藤對馬守(信勝)

本多美濃守(忠臣)

尾張中納言殿勝慶

右先達テ前中納言殿御隠居急度御慎被 仰出候処、出

格之

思召ヲ以、急度御慎

御免被 仰出旨被 仰遣之、

一七三〇

松平越前守昭茂

先達テ養父春嶽儀、隠居急度慎被 仰付候処、出格之

思召ヲ以、急度慎

御免、被 仰出之、

一七三〇

松平土佐守(山内) 範豊

先達テ父容堂慎被 仰付候処、出格之

思召ヲ以、慎

御免被 仰出之、

一七三〇

松平越前守上

松平春嶽事、慎

御免被 仰出候得共、在所へ罷越候儀等難相成、且親

族其外面会又ハ文書往復等之儀ハ、致遠慮候様ニトノ

御沙汰ニ候、尤無余儀事ハ兼テ申聞候様可被致候、

一七三〇

松平土佐守

同文言容堂事、

右今晚於美濃守宅、同人申渡書付渡之、

右四候ハ、去ル戊午ノ秋井伊直弼ノ專横ニ罹リ、譴責セラレシ

ニ、世態一變茲ニ於テ解有セラレタリ、

一七四 酒造制限布告

九月十一日大和守御渡、来ル十四日触

大目付へ

諸国酒造之儀、三分一相減三分二酒造可致旨、天保十二年相触置候処、安政六年去未年関東筋出水ニテ米価引上ケ候ニ付、関八州酒造半高造相触候処、当申年上方・東海道筋度々出水等有之、引統米穀高直之趣相聞候間、追テ可及沙汰候迄、諸国酒造之儀銘々鑑札高之内半高相減、半高酒造可致候、尤隠造・過造等無之様取締方都テ是迄之通相心得、弥嚴重改方可申付候、若隠造・過造イタスニ於テハ、其者ハ勿論其所之役人迄吟味之上急度可申付候条、心得違無之様可致候、

右之通諸国之御領・私領・寺社領共不洩様、早々可触知モノ也、

右之通可被相触候、

九月

別紙通從 公義被仰渡候条、不洩様可通達候、

十月

御家老座印

一七五 銅器販売禁令

〔マ〕 守殿御渡、来廿日触

大目付へ

銅之儀、相對ニテ外国人へ売渡申間敷旨、安政六年去未五月相

触、猶又銅・唐銅・真鍮ヲ以、是迄製造致来候品々、マ

新規之品造出シ売買致間敷旨相触置候処、船釘又ハ器物之名目ニテ、實目等不相当之品ヲ仕入、横濱表へ差送、外国人へ売渡候者有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、以采取締之為銅・唐銅・真鍮之類ヲ以製造致候器物之分、何品ニ不仍、御府内問屋共ノ内ヨリ横濱表へ為相廻候筈ニ付、此上脇々ヨリ決テ相廻候儀不相成、万一右触面之趣相背候者於有之ハ、無用捨吟味之上、嚴重之咎可申付条、心得違致間敷候、

右之通御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ不洩可触知者也、

右之趣可被相触候、

十月廿日

右之通從 公義被仰渡候条、不洩様可申渡候、

十一月

御家老座印

〔新訂増補国史大系50統徳川実紀第三篇にて補註〕

一七六 出雲大社造宮勸化布令

十月二十八日紀伊守殿御渡、内藤信親、老中、村上藩主来月二日触

大目付へ

出雲国大社造宮ニ付、諸国勸化之事今度社家之者共相

願候通被 仰出之、

公儀ヨリモ御寄附之品有之、当申年ヨリ来ル(文久二)戌年迄三

ヶ年之間、諸国取集勸化被 仰付候、依之御府内武家

方万石以上、以下、且寺社・在町其外御料・私領共、

志之輩ハ物ノ多少ニ限ラス可致寄進候、尤御料ハ御代

官、奉行有之所ハ其奉行、支配有之面々ハ其支配、私

領ハ領主・地頭へ勸物取集、向々ヨリ来ル戌年十二月

迄、松平伯耆守方へ可被差出者也、

申十月

右之通可被相触候、

別紙之通従公義被仰渡候条、不洩様向々へ可被申渡候、

申十一月二日

御家老座印

一七七 兒玉雄一郎家紋拝領

一七七一
証書

安政七庚申歳三月御国元御発駕、九州筑後領松崎駅へ

御滞宿ノ砌、終日何呉ノ御閑話被為遊候折柄、御手自

童子ノ髪ヲ真頭ヨリ為打見形ヲ被遊御認候テ、雄一郎

家紋へ可致トノ被蒙 尊命、難有拝領被仕候ニ付、則

当直ノ御小納戸三原藤十郎殿へ被及吹聴、御証文致頂

戴度旨被相願候処、御国元御帰国ノ上御用部屋へモ右

形行申出、其上御証文可被成下トノ被及返答候、折柄

拙者モ宿直仕罷在、勿論右ノ諸次第奉窺居候、然処其

後御帰国ノ上、猶亦右ノ趣ヲ以三原氏へ御証文願出候

処、右同人被申候ニハ、人ノ頭ヨリ上ノ形ハ紋杯ニハ

不致モノ、ヨシ及聞訳モ有之候ニ付、右趣ヲ以御願替

被成候テハ、何様可有之哉之旨被申候間、及返答様ハ

何共自分ヨリ願望幾重ニモ奉恐入候ニ付、願ハクハ御

方様ヨリ右形行ヲ以、御願替被成下候得ハ、別テ恐入

難有可奉存旨申述候処、於其儀ハ拙者ヨリ極内御願可

奉申上ノ段、被致返答ノ趣委細野生モ致承知居候、其

後亦々 思召ヲ以、外ニ梶ノ葉ノ中ニ玉ノ字ノ紋所御

認直シ被遊、右御直筆ヲ以拝領被仰付候、右難有仕合

ニ付、猶亦三原氏へ御証文ノ儀願出候処、右同人御用

部屋へ被申出候得ハ、家紋拝領ハ是迄何歟御由緒有之

歟、亦ハ御相手ニテモ相勤候者へノミ被成下候得ハ、

先例ニ相触候義モ可有之候間、表向御証文被下儀不相

成、乍去適 思召ヲ以拝領被仰付候ニ付、家紋ニ相用

候テモ可然トノ事、御側役山直記殿(利起)ヨリ三原氏へ被

達候趣、則当人被致承知候テ、左様ノ御格規ノ御事ニ

候得ハ、無余儀御訳ニ御座候間、為後日御方様ヨリ調度

初筵ヨリ御存ノ次第御認置被下度申述候処、被応其意、

私書ヲ以其段後年為証拠一書被相渡候由ニテ、野生へ

為見ラレ候ニ付令披見候得ハ、形行詳ニ不相分様可有

之候間、野生其折相詰候ニ付、一葉相認置候得ハ、

無此上仕合ノ旨承候間、不顧文之拙具、我私ヲ以、後

年為証書初筵ヨリノ形行相記置者也、

萬延元庚申年七月吉祥日認之

謹テ書之

谷村愛之助

昌武花押

兄玉雄一郎殿

三原藤十郎

兄玉雄一郎様

一七七〇
此度以

思召、不容易御拝領物誠ニ以御冥加至極大慶之至候、
依之別紙差上置候間、聊為凡人可宜披見様、後年堅御
子孫へ御遺詞可有之者也、

萬延元申七月

吉日認之

濱邦昌武谷村
隱名

貞一雅丈

一七七〇

此度御帰国之節、筑後国於松崎駅、御手自 御頂戴

ノカチノ葉中ニ玉ノ字御紋之儀、御側役衆へモ右之形

行具ニ申出候処被承届、此以来右御紋御用ヒ被成候テ

モ宜御座候間、御大切被成度、誠不容易御頂戴物ノ事

ニ御座候付、無此上貴家之御美目永代之御家宝、返々

モ後年無御魚略様ニ御取扱肝要之御事ニ存シ候、以上、

申六月